

海洋情報季報

第11号(2015年7月-9月)



目次

I. 2015年7～9月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. その他
5. 北極海関連事象

II. 解説

- 1.. ロシアによる新たな大陸棚延長申請について
- 2.. アジアにおける海賊行為と武装強盗事案の実態 ～ ReCAAP2015年第3四半期報告書から～

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集責任者：秋元一峰

編集・執筆：上野英詞、飯田俊明、黄 洗姫、倉持 一、関根大助、山内敏秀、吉川祐子

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://oceans.oprf-info.org> で閲覧できます。

I. 2015 年 7～9 月情報要約

1. 軍事動向

7 月 11 日「ジブチ、インド洋における中国初の拠点に一米海大エリクソン論評」(China Sign Post.com, July 11, 2015)

米海軍大学の Andrew Erickson 准教授は、7 月 11 日付の自身のブログに、“Djibouti Likely to Become China’s First Indian Ocean Outpost” と題する長文の論説を掲載し、中国がジブチに海外における初の拠点を準備しつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近の報道によれば、中国はジブチに長期的な海軍のプレゼンスを維持するための外交的、法的基盤を準備しつつあると見られ、中国自身もこうした報道を否定していない。中国の施設はジブチ北部海岸のオボックになると見られ (Map 参照)、この施設への永続的なアクセスは、中国がインド洋北西部地域や、北アフリカ、東アフリカ及び中央アフリカに進出する上で、得難い拠点となる。中国海軍が 2008 年 12 月からソマリア沖の海賊対処活動を始めて以来、これまで 50 回以上もジブチに寄港しているといわれる。海賊対処部隊の派遣を正当化してきたソマリア海賊の脅威が激減している状況下でも、中国は、海軍の前方展開を維持しようとしている。
- (2) では、何故、ジブチなのか。以下は、中国から見た、幾つかの重要な要素である。
 - a. 第 1 に地理である。ジブチは、アデン湾にアクセスするための比類なき位置にあり、そして世界のエネルギー海上輸送の動脈である、バブエル・マンダブ海峡を跨ぐ戦略的位置にある。この動脈は、世界で 4 番目に輸送量の多いエネルギー輸送の海上チョーク・ポイントである。
 - b. 第 2 に、ジブチは、中国がこの地域で有する主要な海洋や陸上の権益が集中する地域の近くで、最も安全で政治的に安定した場所である。ジブチは既に、フランス、アメリカそして日本から数千人の要員を受け入れている。
 - c. 第 3 に、ジブチには、中国海軍の現役、あるいは近い将来の就役が見込まれるあらゆる戦闘艦を係留できる施設と水深がある。ジブチの現在の港湾は、喫水 18 メートルまでの艦船が係留可能である。これは、空母の入港にも十分な水深である。
 - d. 第 4 に、ジブチは、インド洋における補給支援網を構築する上で、良く知られた中国の戦略思考に適合している。中国海軍の研究員、Jin Aiming は、インド洋地域におけるより恒久的なアクセス拠点を構築するに当たって、海軍が候補地を検討するための有益な基準を提示している。Jin は、候補地を 3 段階に区分している。第 1 階層は、商業利用に加えて、燃料や物資の補給拠点で、主な候補地にはジブチのオボックやオマーンのサララが含まれている。第 2 階層は、海軍艦艇や航空機への補給、及び乗組員の休養のための予め定められた計画を支援できる拠点である。この面での候補地として、セイシエルのヴィクトリア港が挙げられている。中国は 2012 年 3 月、海賊対処活動を支援するためセイシエルにプレゼンス拠点を置く計画を発表している。最も高いレベルが第 3 階層で、米軍のいう「基地 (“base”）」の要件を全て満たさないが、少なくとも「根拠地 (“place”）」というものに近いものである。Jing は、より包括的な補給、乗組員の休養、部隊の再編、あるいは大規模な補修や武器の修理も可能な、長期的な 2 国間協定を想定している。域内では、カラチが大規模な艦船修理施設を持っており、有力な候補地である。

- (3) 中国は、インド洋地域におけるプレゼンスを強化すると見られるが、実際にはどのような形になるのだろうか。中国のインド洋地域へのアクセスを予想するためには（そして Jin の見解を検証するために）、中国海軍が今日までインド洋地域で実際にどのような行動をとってきたかを帰納的に観察することが重要である。これまでの行動を見れば、ジブチのオボックとオマーンのサララが「第 1 階層」の支援拠点候補としては断然、先頭を走っている。両港とも拠点となるに相応しい、主要基準を満たしている。しかし、ジブチの方が、インド洋地域において中国海軍をより公式に支援する上で、優位に立っているようである。ジブチの数少ない候補地の中でも、オボックは、中国が探し求めている僻地にあつて、拡張の余地がある、恐らく最高の候補地である。現在、オボックは、本質的に小さな漁村だが、中国主導のインフラ投資によって優れた軍事支援施設になるであろう。上空からの映像を見れば、南から港に入る天然の水深の深い水道が存在する。迅速な浚渫で、水深の深い港にするのは中国企業の得意とするところである。日本やアメリカもジブチを利用しており、従って、中国は相対的に「排他的」な拠点を必要としており、オボックは、相対的に孤立した場所にあり、しかも長い滑走路を持つ飛行場を設営できる余積がある。滑走路が設営されれば、多くの戦略的利点を持つことになる。
- (4) 中国は、海賊対処活動のための前方展開部隊が極めて有用であることを発見した。海賊対処部隊は、海賊対処に加え、リビアやイエメンから中国市民を救出し、シリアの廃棄化学兵器の海上輸送の護衛を支援した。また、海賊対処部隊は、中国の存在を誇示し、影響力を行使する大きな機会となったし、多くの将兵に現実の作戦経験を積ませることもできた。悲しいかな、中国にとって海軍部隊を前方展開する事由としてソマリア海賊を利用できた時期は終わろうとしている。従って、北京は、部隊を撤収するか、あるいはこの地域における恒久的な軍事プレゼンスの維持をより公然と求めていくかを決定しなければならない。今のところ、中国の全般的な海洋における目標やそれに向けての進展ぶりから見て、全ての兆候は後者であることを示している。中国海軍が今日までインド洋地域において実施した作戦経験から見て、前方展開部隊は安定した正式なアクセス拠点を必要としている。エネルギー安全保障という中国の核心的国益を護るためにも、中国海軍は、長期的な費用対効果に優れたインド洋地域へのプレゼンスを必要としている。インド洋地域におけるアクセス拠点網を構築することは、中国海軍の遠距離作戦やより広範な海軍の戦略的意図に資することになる。オボックを含むアクセス拠点の能力は、恐らく限定的なものに留まるであろうが、中国は、アメリカのような海軍戦闘を支援する能力のある海外基地網を建設しようとしているのではない。しかしながら、恒久的なアクセス拠点の確保は、それらが持つ特定の能力よりもはるかに重要である。より恒久的なアクセス拠点を追求するという中国の決定、そしてそれを受け入れるホスト国の決定は、中国の外交、軍事政策にとって記念碑的な飛躍となる。従って、ジブチは、中国の対外安全保障政策における潜在的に重要な、象徴的かつ本質的な転換の触媒役を果たすことになる。

記事参照：Djibouti Likely to Become China's First Indian Ocean Outpost

<http://www.chinassignpost.com/2015/07/11/djibouti-likely-to-become-chinas-first-indian-ocean-outpost/>

Map: Djibouti's Strategic Position in the Indian Ocean Region (The black circle in this map shows the territory lying within a 2,500 km radius of Djibouti—a conservative estimate of the rough distance a Shaanxi Y-8 class maritime patrol aircraft would be able to cover without aerial refueling.)

http://niew03i1pyw3906nz2r3soegwn.wpengine.netdna-cdn.com/wp-content/uploads/2015/07/CSP-91_Map-1_Djibouti.png

【関連記事】

「中国のジブチ海軍基地開設、その戦略的含意—豪専門家論評」(Center for International Maritime Security, August 8, 2015)

豪シンクタンク、The Australian Institution of International Affairs の Xunchao Zhang 研究員は、米シンクタンク、The Center for International Maritime Security (CIMSEC) の Web 上に、8 月 8 日付で、“Becoming a Maritime Power? – The First Chinese base in the Indian Ocean” と題する論説を寄稿し、中国がジブチに開設を準備しているとされる、初めての海外基地について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国がジブチに海軍基地の開設を準備しているとの報道は、3つの疑問を提起している。即ち、第1に、中国がインド洋におけるプレゼンス強化を選んだのは何故か。第2に、中国を動かした戦略的環境とはどのようなものか。そして第3に、基地開設が、米中間の戦略的相互作用や、中国の海洋戦略に対して如何なる戦略的意味を持つのか。
- (2) 中国の死活的な海洋権益におけるインド洋の重要性の高まりは、この地域に中国の基地を確保しようとする論拠となっている。最新の白書、『中国の軍事戦略』は域外の海軍基地について明確には言及していないが、インド洋における中国海軍のプレゼンスの必要性については、幾つかの理由を挙げている。「アフリカの角」地域における基地は、「近海防衛」だけから、「近海防衛」と「公海の自由の保護」とを融合した戦略への戦略的変換と一致するものである。白書はまた、シーレーンについて、「陸上は海上に勝るという伝統的な考え」を放棄しなければならない、と指摘している。インド洋のシーレーンに依存する割合が高いことから、遠海域における海軍のプレゼンスが必要になっている。2015年2月にロンボク海峡で実施した演習は、インド洋に中国海軍のプレゼンスを強化していく強力なシグナルとなった。また、中国海軍は、「アフリカの角」近辺で、海賊対処など幾つかの非伝統的な安全保障事態に対応してきた。白書は、非伝統的な安全保障事態に対処する能力と経験は伝統的な安全保障領域に取り込まれるべきだ、と強調している。
- (3) 複数の政治的、経済的な要因が、インド洋地域において中国にとって好ましい環境をもたらしている。最も重要な要因の1つは、域内諸国との直接的な地政学的緊張がないことである。南シナ海と東シナ海で近隣諸国との間に領土紛争を抱えている西太平洋の状況とは対照的に、中国は、インド洋地域のほとんどの国と協力関係を構築している。北京は、パキスタンなどとの強力なパートナーシップ関係だけでなく、アフリカ諸国とも強固な商業的、政治的関係を維持している。習近平体制下で、中国は、インド洋地域に大きな経済重点を置いている。例えば、「海上シルクロード」構想は、海上貿易と港湾インフラへの投資促進を通じて、インド、パキスタン、ケニアなどのインド洋経済と東アジアを連結しようとするものである。多くの国際メディアは、中国の非介入の原則と、新しい海外基地戦略との間の「矛盾」を指摘することに熱心だが、海外基地の開設と部隊の展開が外国政府との合意に基づくものである限り、海外基地の確保が非介入の原則とは必ずしも矛盾するわけではない。また、海軍基地は、開設される国家の国内政治状況とも無関係である。従って、中国は、非介入の原則を維持しながら、海外基地を開設することは可能である。

- (4) 現実的に見れば、中国が白書で概説した目的を達成するのは長い道のりになるであろう。中国は、アメリカとの全体的な能力のギャップを埋めることだけではなく、海外基地の運営に関する経験不足と、海外基地の費用対効果問題にも対処しなければならない。アメリカは、2001 年からジブチに Camp Lemonnier を開設し、4,000 人以上の要員を配置して、多様な海軍任務と対テロ任務を遂行してきた。ジブチに開設される中国の初の海外基地は、小規模な機能を担う基地となる可能性が高い。更に、白書でも認めているように、自国の限定的な戦力投射能力に対する中国の認識を反映して、「近海防衛」から「公海の保護」への転換目標は限定的である。海外における海軍作戦に関して、白書は、海軍による公海の保護や、シーレーンの安全確保といった、協力的及び非対立的な性質を強調している。インド洋における中国海軍のプレゼンスは、現在の海洋秩序に挑戦するためではないし、またそのための十分な能力も持っていない。それはむしろ、アメリカの海軍力によって維持されてきた「公共財」に頼るだけでなく、自らの海外利益を防衛するという北京の決意が強まってきていることの現れである。この限り、中国のインド洋における増大するプレゼンスは、現実に米中関係における戦略的抗争を誘発するものではないとしても、メディアが好む米中間におけるグローバルな抗争という話の種にはなっている。
- (5) 要するに、海外基地確保に向けた戦略的な動きは、外向きと海洋志向が強まりつつある、中国の変化し続ける戦略文化の一部である。しかしながら、ジブチ基地の開設が具体化すれば、例え限定的なものであっても、中国の戦略文化の変化における 1 つの画期となることは確かである。中国海軍の海外、就中、インド洋における増大するプレゼンスは、当然の帰結ともいえる。しかしながら、その範囲と効果は、中国海軍がプレゼンスの増大に伴う諸問題に如何に対応できるかにかかっており、今後の課題である。

記事参照 : Becoming a Maritime Power? – The First Chinese base in the Indian Ocean

<http://cimsec.org/becoming-a-maritime-power-the-first-chinese-base-in-the-indian-ocean/18200>

Map: Great Power Competition in The Indian Ocean

<http://cimsec.org/wp-content/uploads/2015/08/competition-in-the-Indian-ocean.jpg>

7 月 24 日「中国潜水艦、カラチ寄港の狙い—インド人専門家論評」(National Maritime Foundation, India, July 24, 2015)

インドのシンクタンク、National Maritime Foundation の Gurpreet S Khurana 理事長は、7 月 24 日付で同シンクタンクの Web 上に、“China’s Yuan-class Submarine Visits Karachi: An Assessment” と題する論説を掲載し、5 月に中国潜水艦がパキスタンのカラチ港に寄港した狙いについて、要旨以下のように論じている。

- (1) 中国海軍の Type 041 元級潜水艦（艦ナンバー335）が 5 月にパキスタンのカラチ港に 1 週間にわたって寄港した。中国潜水艦のインド洋展開は、2014 年 9 月と 11 月に宋級潜水艦がスリランカのコロボ港に寄港したのに続いて、この半年間で 2 度目である。前回と同様に、中国は、今回の寄港も、アデン湾での海賊対任務に向かう途上における補給休養を理由としているようである。Type 041 元級潜水艦は AIP（非大気依存推進）システムを装備している。
- (2) 今回のカラチ寄港の狙いとして、最も重要と考えられるのは、パキスタン海軍に対して元級潜水艦を展示公開することであったかもしれない。最近の報道では、同国海軍は、中国から元級

潜水艦を最大 8 隻購入する計画で、Karachi Shipyard and Engineering Works Limited (KSEW) と China Shipbuilding and Offshore International Co. Ltd. (CSOC) との契約では、何隻かの潜水艦は KSEW で建造されることになっている。これらの潜水艦は、Sterling AI システムを採用することになっている。従って、休養補給としては長すぎる 1 週間にわたる今回の寄港中、KSEW とパキスタン海軍の関係者に対する、潜水艦とその搭載装備や兵装、特に AIP システムの訓練が行われた可能性がある。

- (3) より広範な観点から見れば、半年間に 2 度に及ぶ中国潜水艦のインド洋展開は、インド洋への潜水艦の定期的展開のための「観測気球」であろう。現在の試行的な潜水艦の展開は、インド洋という作戦戦域に対する慣熟と、将来の潜水艦展開に必要な水路調査などの情報収集にあると見られる。将来的には、パキスタン海軍が同種の潜水艦を保有するようになれば、中国の潜水艦は、技術支援や補修、更には弾薬補給などを受けられる可能性があり、そうなればインド洋におけるより長期の展開が可能となろう。更に、新世代の攻撃型原潜 (SSN) である Type 093 商級も、インド洋への展開が可能である。商級 SSN は、対艦、対地攻撃ミサイルを搭載し、Swimmer Delivery Vehicles (SDV) 装備の特殊作戦部隊 (SOP) を発進させることができるといわれる。中国潜水艦のインド洋展開の増大はインドを直接的な対象としたものではないかもしれないが、こうした展開はニューデリーにとって深刻な国家安全保障上の問題である。対潜能力に加えて、十分な監視能力の強化が必要となろう。

記事参照 : China's Yuan-class Submarine Visits Karachi: An Assessment

<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/635732994327187453.pdf>

Map: Route of the Yuan class submarine.

<http://cimsec.org/wp-content/uploads/2015/07/Chinese-Yuan-class-submarine-visited-Karachi-on-May-22-2.jpg>

8 月 3 日「中国海軍の『洋上基地』能力、『真珠数珠繋ぎ』戦略を不要に—インド人専門家論評」 (National Maritime Foundation, August 3, 2015)

インドのシンクタンク、National Maritime Foundation (NMF) 理事長で、退役海軍大佐の Dr. Gurpreet S Khurana は、8 月 3 日付の NMF の Web 上に、“‘Sea-based’ PLA Navy may not need ‘String of Pearls’ in the Indian Ocean” と題する論説を寄稿し、中国海軍の「洋上基地」能力の強化が「真珠数珠繋ぎ」戦略を不要にするかもしれないとし、要旨以下のように述べている。

- (1) 2015 年 5 月の中国の隔年発行の防衛白書では、中国海軍がこれまで以上に、「公海」(恐らく、インド洋を意味する)における利益の保護に積極的な役割を果たすことが明らかにされている。白書はまた、「戦略的事前集積 (“strategic prepositioning”）」を通じて、これら海域に前方展開させた海軍プラットフォームを「持続させる」中国海軍の戦略を示している。一体、これは何を意味しているか。つい最近まで、米シンクタンク、Booz Allen Hamilton が 2005 年に命名した、「真珠数珠繋ぎ (‘String of Pearls’）」という概念に、世界中の戦略分析者が囚われてきた。インド洋海域 (IOR) における中国の増大する地政学的、戦略的なプレゼンスに関して、これら戦略分析者は、IOR における中国の港湾や海洋インフラの開発プロジェクトが、最終的にはこの地域における軍事基地の確保に繋がるであろうと予測していた。全体として、インドの分析者は、IOR における中国の軍事基地の可能性に関する論議をリードしてきた。北京は、「真珠数珠繋ぎ」概念に煽られて、IOR 諸国に対する財政的、技術的援助の軍事戦略的含意を薄め、

北京の関心が経済的、商業的なものであることを示すような分野にほとんどの資金を投入してきた。中国社会科学院は 2013 年 6 月、「インド洋開発報告書 (Development Report in the Indian Ocean)」と題する青書を発行し、中国がインド洋に対して如何なる海洋（一軍事）戦略も持っていないことを明らかにした。習近平主席が 2013 年 10 月に提唱した「海洋シルクロード (MSR)」構想は、中国が IOR に対して経済的目標のみを追求していることを示すメッセージとして利用されている。しかしながら、分析者やメディア、特にインドのそれは、中国が依然として IOR に軍事基地を確保するという意図を持っており、MSR を「真珠数珠繋ぎ」概念の「焼き直し」に過ぎないと見なしている。中国は 2011 年以降、セイシェルやジブチなどの IOR 国家との間で、ハブ・アンド・スポーク型の兵站支援網の構築を模索してきた。従って、中国は、以前の「真珠数珠繋ぎ」概念によって、あるいは焼き直された MSR 構想を通じて、インド洋におけるアクセス施設を求めていることは否定し得ない。今後、幾つかの国との 2 国間協定が結ばれる可能性がある。しかしながら、これらの施設は、中国の潜在的な「軍事基地（‘military base’）」ではなく、中国海軍部隊に、平時における燃料、食料、水の補給拠点を提供するものとなる。この種の協定は、インドも西太平洋沿岸諸国を含む、多くの国と締結している。

- (2) 一方、「洋上基地（‘sea-basing’）」構想によってインド洋に海軍部隊を持続的に展開させるという中国の意図は、これまであまり注目されてこなかった。この構想は、本国基地や海外基地を問わず、陸上基地の兵站施設や指揮統制施設に依存することなく、遠海域で遠征部隊としての軍事機能を遂行する海軍能力に関する考え方である。この構想は、海外における軍事基地維持の負担増大や、両用戦闘という新たな概念の出現を受けて、米軍の遠征部隊によって開発されてきたものである。米軍の設計に似た、「移動式揚陸プラットフォーム (Mobile Landing Platform: MLP)」が 2015 年 7 月に始めて導入されたことから、中国海軍が「洋上基地」に依存する可能性はかなり高い。米軍の遠征部隊にとっても、MLP 構想は新しいものである。中国はまた、roll-on/roll-off (ro-ro) 型の両用作戦に適した海軍兵站補給艦を建造している。更に、中国の最新の洋上補給艦の隻数も増加している。中国が 2015 年 6 月に 5 隻目の Type 903A 型補給艦を進水させ、更に同型艦の建造が進められていると報じられたことも、注目される。これらの新型艦の増強により、中国海軍は、IOR において遠隔海域での作戦を支援する手段を強化しつつある。強化されつつある中国海軍の洋上基地兵站能力は、国有商船によっても補完される。商船の建造に当たっては海軍の仕様に従うという新たなガイドライン、「国家防衛所要を満たすための民間船建造に関する技術仕様 (“Technical Standards for New Civilian Ships to Implement National Defense Requirements”）」は、2015 年 6 月に制定された。このガイドラインは、海軍作戦における民間商船の徴用を可能にするだけでなく、今後建造される商船は海軍仕様に準拠する必要があることを定めている。また中国は、軍事作戦に徴用された際の建造費や保険、人件費などの保証に関する、「国防交通法 (a ‘National Defense Transport Law’）」を作成しつつある。中国交通運輸部の 2014 年の統計によれば、約 2,600 隻の船舶が、インド洋における主要な海軍作戦に協力可能な外航船である。これは、米海軍の Military Sealift Command (MSC) がインド洋に配備している、第 31 海洋事前集積船隊 (31 Maritime Prepositioning Ships : MPS) が見劣りする戦力である。
- (4) 本格的な武力紛争を戦うために必要な「軍事基地」という概念は、過去のものになりつつあるのかもしれない。短期間戦環境における政軍活動がより今日的状況である。従って、予測される将来において、北京が IOR において国家戦略目標を追求する上で、「洋上基地」能力と「平

時の補給」能力を兼ね合わせた、海洋軍事戦略が、より適切なものになるかもしれない。

記事参照：‘Sea-based’ PLA Navy may not need ‘String of Pearls’ in the Indian Ocean

<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/635741739323732536.pdf>

Map: China’s Sting of Pearls in Indian Ocean

<http://cimsec.org/wp-content/uploads/2015/08/Chinas-Sting-of-Pearls-in-Indian-Ocean.jpg>

8月3日「スカボロー礁、中国の次の軍事拠点化目標か—米紙報道」(The Wall Street Journal, August 3, 2015)

8月3日付の米紙、The Wall Street Journal（電子版）は、“China’s Next Sea Fortress”と題する在香港論説委員、David Feith の論説を掲載し、スカボロー礁が中国の次の軍事拠点になるかもしれないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 北京は、南シナ海に造成した人工島に軍事基地を建設しつつあり、その幾つかは中国沿岸からは最大 750 カイリも離れているが、フィリピン沿岸から 200 カイリの同国の EEZ 内にある。現在までのところ、人工島の造成は、南シナ海の南東角にある南沙群島に限られている。他方、見落とされ勝ちなのは、中国が 3 年前にフィリピンから強奪した、南シナ海北東部のスカボロー礁（黄岩島）で、（中国が人工島を造成した）スービック礁の西方 120 カイリにあって、フィリピン当局は、中国がここも軍事基地化すると見ている。中国漁民がこの海域で密漁するのを阻止しようとしていた、フィリピン海軍の BRP *Gregorio del Pilar* が撤退した後、中国の漁船と準軍隊の政府公船がスカボロー礁を占拠した。3 年後の現在、フィリピンのデル・ロサリオ外相が記者（David Feith）に語ったところによれば、中国の巡視船は、フィリピンが何世紀にもわたって維持してきたこの海域から、フィリピン漁民を排除している。スカボロー礁は満潮時にほぼ完全に水没する「低潮高地」だが、これを支配することは重要な利益を生む。フィリピン当局によれば、環礁になっている開口部を封鎖することで、中国は、漁場と水面下に多くの資源を含む 58 平方マイルの領域を支配している。
- (2) 問題は、北京が今後、この環礁をどうするかである。国連海洋法条約に基づくフィリピンの海洋権限の精力的な擁護者である、フィリピンのアントニオ・カルピオ最高裁判事は、スカボロー礁が間もなく中国による人工島造成の拠点となり、軍事化されることになろう、と警告している。カルピオ判事は、スカボロー礁における中国の軍事拠点は、南の南沙諸島と西の西沙諸島における既存の軍事拠点とともに、年間 5 兆ドルに及ぶ物流が通航する南シナ海中央部のシーレーンの周りに、三角形の軍事拠点を構成することになろう、と指摘する。北京は、こうした拠点を通じて、世界で最も重要な国際航路における航行の自由を脅かす、防空識別圏 (ADIZ) を設定するかもしれない。カルピオ判事は、スカボロー礁の軍事拠点はまた、フィリピンと台湾との間のルソン海峡（バシー海峡）から太平洋の公海に潜水艦を通航させる中国の能力を強化することにもなるだろう、と警告している。潜水艦が探知困難な太平洋に出れば、恐らくアメリカを目標とすることができるであろう。フィリピン軍広報官も、デル・ロサリオ外相もこの懸念を共有している。米軍当局は、この脅威を低く見ているが、スカボロー礁の中国の軍事拠点化が、海上における商業通航と軍事活動を圧迫するだけでなく、少なくともスービック湾とその近くのクラーク空軍基地におけるフィリピン軍と米軍の活動を妨害しようとするかもしれないことを認めている。

- (3) スービック湾から南シナ海を観望すれば、中国の非平和的な台頭の危険性を感知することができる。オバマ米大統領は 2014 年 4 月にフィリピンを訪問し、フィリピン最高裁の承認が得られれば、スービック基地やその他の場所における米軍のプレゼンスを強化することになる、2 国間の防衛協定に調印した。しかしながら、アメリカの国防支出は全体として縮小されつつあり、また多くのアメリカ人は、中国の海洋進出活動を、単なる「環礁群」を巡る争いに過ぎないと見なしている。デル・ロサリオ外相は、「この紛争の結末は、国際秩序に影響を及ぼす可能性がある」とし、「世界の海運の 45%がこの海域を通航しており、あらゆる国がこの海域における航行と上空飛行の自由に対してステークホルダーである。しかしながら、最も重要なことは、法の支配が優先されなければならないということである」と強調している。中国が好む原則は、力が権益を生むということである。従って、もしアメリカとそのパートナー諸国が、スカボロー礁のような拠点に対して抑止力を発揮できなければ、中国の海洋進出は、何十年にも及ぶ東アジアの安定を台無しにしてしまうであろう。

記事参照：China's Next Sea Fortress

<http://www.wsj.com/articles/chinas-next-sea-fortress-1438621122>

8 月 5 日「南シナ海における中国の戦略的主導を相殺するエアパワー—米空軍大佐論評」(The Diplomat, August 5, 2015)

米空軍の Michael W. Pietrucha 大佐は、8 月 5 日付の Web 誌、The Diplomat に“Regaining the Initiative in the South China Sea”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海における中国の戦略的主導に対抗するためのエアパワーの役割について、要旨以下のように論じている。

- (1) 5 月 26 日に公表された、『中国の軍事戦略』によれば、中国軍の「積極防衛」態勢への移行が重視されている。就中、特に戦略的主導の確保が強調されている。南シナ海における最近の活動は、中国がこの海域で既に戦略的主導を確保したことを示しており、そしてそこにおける中国の戦力配備は、戦略的主導を明け渡す意図がないことを示している。伝統的な柔軟抑止オプションは不必要に挑発的で、効果を期待できそうにないが、受動的なアメリカの対応も、中国に自らのアプローチの有用性を認識させるだけであろう。包括的で長期的な関与と、パートナー国家とアメリカのエアパワーに焦点を当てた近代化戦略は、アメリカにとって、中国の南シナ海における権益を覆し、更なる権益の取得を阻止する機会となるかもしれない。エアパワー、特にパートナー諸国のエアパワーは、南シナ海における中国の人工島の政治的効果を効果的に無力化する戦略にとって、必要な中核的要素である。強固な関与戦略と、近代化されたアメリカの爆撃機戦力とによって、米軍が域内の基地を使用できない場合でも、アメリカは、確実な戦力投射や、あるいは域内諸国の防衛努力を支援することができるであろう。
- (2) 地域覇権国に対抗するために域内パートナー諸国を強化するプロセスは、しばしば「ハリネズミ戦略 (the “hedgehog” strategy)」と称される。肉食動物にとって、ハリネズミを食べることは必ずしも不可能ではないが、魅力的な獲物ではない。一方、「クズリ (wolverine)」は、食べづらだけでなく、側にいるのは危険で避けるべき、厄介で攻撃的な捕食動物である。パートナー国の攻撃的な対空、対海洋能力の強化を意図する、「クズリ戦略」は、中国の戦略的主導を無力化する鍵の一部を担うものである。現在まで、ベトナムという顕著な例外を除いて、どの隣接諸国も中国の侵出に対して軍事的に抵抗してこなかった。これら隣接諸国が中国の侵出に代価を強要する、あるいは容易にそれを覆すことができるほど十分に強力にならない限り、そ

れは不可能である。EEZ 内での当該国家の地域防衛にとって、陸上基地エアパワーは、決定的な戦力である。ベトナム、フィリピン及びマレーシアが全て自国沿岸から 200 カイリ以内において航空優勢を維持することが潜在的に可能だが、中国は沿岸から遥かに離れた空域で行動しなければならない。もし南シナ海の周辺諸国が強固で攻撃的な航空、海洋能力を保有することになれば、中国の侵出に抵抗できるだけでなく、一時的な成果を覆し、中国の介入の代価を引き上げることができるであろう。攻撃的な航空、海洋能力の開発に対するアメリカの関与は重要だが、現在のところ具体的には実行不可能である。現在、アメリカは、域内のパートナー諸国が十分な数を購入し、運用維持できる、移転可能な空、海システムを持っていない。アメリカが「クズリ戦略」を実行しようとしても、そのために必要なツールが不足しているのである。要するに、アメリカにとって、共通のハードウェアや効果的な訓練を提供するとともに、最も重要な側面、即ち双方が価値観を共有し、グローバルな取り組みを行うための鍵となる同盟国にするために、パートナー諸国の軍隊を育成する長期的関係を構築することには困難が伴うであろう。このことは、東南アジアにおいて深刻な問題である。かつて供与した米国製戦闘機がその寿命に達しており、最後の輸出戦闘機、F-5E Tiger II は、これまでに米国製以外の戦闘機に代替されており、大きな安全保障協力の機会を失っている。東南アジア諸国に残る最後の F-5 戦闘機は今後 5 年間で退役するが、アメリカは、遥かに高価な F-16、F-18、F-15E を除いて、供与できる代替機の見込みを持っていない。

- (3) 長距離爆撃機戦力は、太平洋における戦闘に典型的な距離の壁と、中国のミサイルの覆域の拡大による脅威から、域外からの作戦行動を余儀なくさせられるかもしれない。爆撃機は、オーストラリア・ノーザンテリトリー州の Tindall 空軍基地や、ディエゴ・ガルシアのような外国基地から運用できるが、換装されたエンジンを搭載した B-52J は、オーストラリア・クイーンズランド州の Amberly 空軍基地や、ウェイク島、グアムあるいはハワイといった米領の遠隔の基地から、無給油で南シナ海に展開できよう。最新の対空、対艦センサー・システムがあれば、爆撃機は、南シナ海とその周辺海域で、対海洋作戦を支援することができるであろう。対艦兵器を装備した B-52 は、スタンドオフ距離から、海軍防空を圧倒する、一斉射撃能力を持つ。対水上艦戦に加えて、爆撃機の大規模な攻撃能力は、スタンドオフ距離からの直接攻撃や、精密スタンドオフ航空機雷敷設能力の使用によって、中国の人工島の軍事施設を効果的に孤立させることができるであろう。兵器による人工島への如何なる一撃も、アセットが密集しているために並外れた効果をもたらす可能性が高い。
- (4) ベトナム、マレーシア及びフィリピンは、それぞれが単独で中国に対する大きな地理的優位、即ち南シナ海の一部を制する地理的位置にある。この 3 国が一致して、そしてアメリカによって適切に装備を供与され、支援されれば、中国の EEZ 外で中国軍が確立した、孤立した軍事プレゼンスに対して、強力なカウンターパンチを加えることができるであろう。域内諸国との防衛関係の強化と、米空軍の爆撃機戦力による最新の長距離攻撃能力に支援された、米国製の空、海システム能力は、時間と多額の資源投資を必要とするが、中国の優位を相殺するための負担を、アメリカだけに負わせることにはならない。太平洋における再均衡化戦略を考えれば、強固な関与戦略は、中国を封じ込め、アジアのパートナー諸国と同盟国に対して、再均衡化戦略が無意味な言葉でないことを保証するアメリカの取り組みにとって、必要な構成要素である。エアパワーは、この戦略の鍵となる構成要素であり、南シナ海で起こっている海洋問題の対処に適している。

記事参照 : Regaining the Initiative in the South China Sea

<http://thediplomat.com/2015/08/regaining-the-initiative-in-the-south-china-sea/>

8 月 10 日「中国の海上民兵が海軍戦闘にもたらす諸問題—クラスカ米海大教授論評」(The Diplomat, August 10, 2015)

米海軍大学教授、James Kraska は、8 月 5 日付の Web 誌、The Diplomat に “China’s Maritime Militia Upends Rules on Naval Warfare” と題する論説を寄稿し、中国は漁船を海上民兵として運用しているが、それがもたらす諸問題について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、平時及び武力紛争時に準軍隊の役割を果たせるように海上民兵に組織した漁船群を運用している。海上民兵は、正規海軍の戦力を安直に強化する非正規の海軍戦力を構成し、いかなる敵対者にとっても、作戦面、法的側面そして政治的に厄介な存在となっている。巨大な海上民兵の実際の規模とその構成範囲は、戦闘空間を複雑にし、海上における危機あるいは海軍戦闘において、敵対者をして、中国に対する行動をより慎重なものにさせるという、政治的ジレンマに陥れている。その法的含意も同様に重要である。海上民兵は、海軍戦闘法規に定められた長年の軍艦と民間船舶の区別をなくしている。海軍戦闘法規は、武力紛争中に沿岸域で操業する漁船が拿捕されたり、攻撃されたりすることから保護している。軍艦は、敵部隊を支援する民間漁船を攻撃するかもしれないが、法規によって保護されるべき漁船と、補助海軍戦力として中国海軍に組み込まれている漁船とを識別することは、実質的に不可能であるかもしれない。海上民兵が戦闘において決定的な役割を果たすか否かにかかわらず、海上民兵が戦闘海域に存在すれば、敵対者は、法的に、そして作戦面で厄介なジレンマに直面する。
- (2) この問題は、新しい問題というわけではない。例えば、インドシナ戦争中、米第 7 艦隊は、敵の戦列に編入された漁船に大いに苦しめられた。アメリカがインドシナ戦争への軍事的関与を強化した直後に、注目すべき事案が生じた。北ベトナムは、トンキン湾において米艦艇の位置を通報させるため漁船を使用していた。秘密解除された国家安全保障局の研究によれば、米駆逐艦、USS *Maddox* が 2 隻の漁船の約 2000 ヤードの所を航過していた時、「識別不能の船舶から沿岸の識別不能な船舶運航管理所に通信が送られた。」その直後に USS *Maddox* は、北ベトナムの砲艦 3 隻から攻撃された。その結果として起こった、1964 年 8 月の「トンキン湾事件」は、アメリカがベトナム戦争に参入することを授権した、議会合同決議の根拠となった。ベトナム戦争中、漁船は、沿岸を航行し、北ベトナム軍への補給を実施した。これらの「水上後方支援部隊」は、米海軍にとって継続的な課題となった。
- (3) 漁船を海軍の補助部隊として運用することは、国際人道法の要である、軍艦と民間船舶との区別の原則を犯すものである。人道法は、民間人と民間目標を武力攻撃から護るべきと規定している。この区別する原則の中核的狙いは民間人に対する戦闘の影響を緩和することではあるが、中国の海上民兵は、漁船と海軍の役割の間の線引きをぼやかしている。中国は、20 万隻に及ぶ世界最大の漁船群と、世界の 25% を占める 1,400 万人の漁業関係従事者を擁している。これらの巨大な人員、装備が、南シナ海や東シナ海における北京の戦略目的達成のために、軍と連携して運用されているのである。漁民は、自治体に割り当てられるか、民間企業に配属され、海洋における中国の利益を護り、促進するために軍事訓練や政治的教育を受けている。海上民兵の漁船は、先進の電子機器を装備している。その中には通信システムやレーダーが含まれ、これらは、中国海軍の戦力組成を補足し、海警局などの他の行政機関との相互運用性を強化して

いる。多くの漁船は衛星航法装置を装備しており、船舶の位置を追尾し、中継し、海洋情報の収集、報告を行うことができる。中国の海上民兵が実施している艦隊支援任務は、武力紛争時には、当該漁船を合法的な攻撃目標にするかもしれない。これが中国の「法律戦」の 1 例で、「法律戦」とは法的概念を曲解し、敵に対抗する手法である。海上民兵は、法の継ぎ目を不当に利用し、それ故、法が護ろうとしている多くの市民を危険にさらしている。

- (4) この区別の慣習法は、中国漁船を不可侵の存在に押し上げることになり、アメリカとその同盟国にとって大きな圧力となっている。合法的な本来の漁船と中国海軍を支援する海上民兵の漁船とを識別することは、事実上不可能である。何故なら、漁船の隻数が多く、広大な海域に広がっており、米軍側にはこれらを探知するセンサーがないからである。海軍戦闘で破壊された海上民兵のトロール漁船は、敵の決意を挫くことを狙いとした、中国による政治的、あるいは世論目当ての外交攻勢の目玉となるであろう。漁船に対する電子通信妨害のような対応であっても、特に東アジア諸国の同情を惹くための中国の宣伝戦の材料となろう。戦力強化手段としての海上民兵は、アメリカやその同盟国にとって、その戦力組成の拡大、即ち、この脅威に対処するための、水上艦艇、潜水艦そして特に無人機や無人水中航走体などの増強を余儀なくさせる、運用上の課題となっている。北京が更に海上民兵を海軍戦力構成に組み入れていくにつれ、民間漁船と軍用艦艇の境界線は益々蝕まれていくことになるだろう。

記事参照：China's Maritime Militia Upends Rules on Naval Warfare

<http://thediplomat.com/2015/08/chinas-maritime-militia-upends-rules-on-naval-warfare/>

8 月 17 日「中国海南島の空母基地と海軍のインド洋地域への進出—インド人専門家論評」(South Asia Analysis Group, August 17, 2015)

インドのシンクタンク、Chennai Centre for China Studies の研究員、D.S. Rajan は、シンクタンク、South Asia Analysis Group の Web 上に、8 月 17 日付けで、“China: Second Aircraft Carrier Base in Hainan- What it means for India?” と題する論説を發表し、中国海南島の空母基地と海軍のインド洋地域への進出について、インド人の視点から要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の公開情報によれば、海南島三亜に 2 番目の空母用基地の建設が完了した。最初の空母、「遼寧」の就役と合わせ、このことは、以下の地政学的に重要な問題を孕んでおり、広範な視点から検証する必要がある。即ち、第 1 に、中国の海軍戦略に見られる変化という観点から、これらの事象をどのように位置づけるのか。第 2 に、南シナ海と東シナ海における中国とその他の諸国との先鋭的な領有権紛争によって影響されているアジア太平洋地域の軍事情勢に、これらの変化はどのような意味を持つのか。そして第 3 に、これらの変化は、インドの影響圏、特にインド洋地域 (IOR) にどのようなインパクトを及ぼすのか。以下は、これらの問題に答える試みである。
- (2) 三亜基地について、中国共産党の機関紙、人民日報は、2015 年 8 月 4 日付の署名記事で、空母用としては世界最長の 700 メートルの埠頭の建設が 2014 年 9 月に完了し、埠頭の両サイドに大型艦が係留可能で、三亜は同時に 2 隻の空母を収容可能である、としている。この記事は、中国の研究者が指摘した、当局が海南島に 2 番目の空母基地を建設した 3 つの理由—海南島の戦略的位置、その防衛施設、及び巡航ミサイル搭載潜水艦配備の効果を引用している。それに

よれば、

- a. 第 1 に、海南島の海軍基地は、戦略的に重要なマラッカ海峡、ロンボック海峡そしてスンダ海峡に比較的近く、経済発展を支える中国の比較的脆弱な石油輸送路を護ることができる。日本やアメリカが「第 1 列島線」を封鎖した場合でも、中国の艦船は引き続き、南シナ海を経由してインド洋と南太平洋に進出することができよう。中国は、南シナ海へのアクセスを確保することによって、その脆弱な輸入石油の輸送路を護ることができよう。従って、海南島の基地は、戦略的に重要だが、アメリカの軍事力が比較的弱体な海域に、中国がその海軍力を集中させることを可能にする。
 - b. 第 2 に、海南島には、海軍基地を十分に支援可能な、先進的な防衛施設が建設されている。特に殲-11B 戦闘機が海南島に配備されており、南シナ海における米海軍の P8-A 哨戒機に対応することができる。
 - c. 第 3 に、海南島の基地は、中国周縁部の水深が深く広い海域で行動する海軍の核搭載戦力にとって好都合である。近年、中国が南シナ海に巡航ミサイル搭載原子力潜水艦を配備したのは、このためである。(2015 年 7 月 29 日付の台湾の **Want China Times** の報道によれば、海南島の基地は、榆林の原子力潜水艦 (SSBN) 基地の近くにあり、ここには少なくとも 1 隻の **Type-093** 「商」級原子力潜水艦が配備されていると見られる。) SSBN は対潜戦からの防護を必要としているが、海南島の基地は地理的条件から効果的な防護が可能である。海南島は SSBN にとって地理的に望ましい基地であるために、空母基地をその近傍に建設することは対潜戦能力を補強することになる。
- (3) 2 番目の空母基地建設は、最近の中国の海軍戦略の変化に関連づけて見なければならぬ。5 月公表された、「中国の軍事戦略」白書は、戦略の変化について、「海上よりも陸上を重視する伝統的な思考は破棄しなければならない。そして、重点を海洋の管制と海洋権益の擁護に置かなければならない。中国には国家の安全と発展する利益に見合った近代的な海上軍事力の体系を開発する必要がある」と述べている。中国海軍は、その重点を、「沿岸域の防衛」から「沿岸域の防衛」と「外洋の防衛」を組み合わせるものに徐々に移行し、「国家の安全と発展する利益に見合った、近代的な海上軍事力構成」の建設と、海上における軍事的闘争に備えることを重視している。中国は、その願望を現実化するため、海軍力を増強しつつある。駆逐艦とフリゲートの航続距離を延伸し、**Type 056** ステルス・フリゲートの公試を実施し、中国初の空母を就役させ、そして 2 隻目を三亜に配備しようとしている。対艦弾道ミサイル、対艦巡航ミサイル、通常型及び原子力潜水艦、水陸両用戦闘艦艇、そして海上監視能力の開発を行っている。
- (4) IOR は、世界の石油輸送の 70%を占めるとともに、世界のコンテナ輸送の半分が通航する。中国の石油輸送の 4 分の 3 以上が IOR を通過する。従って、中国は、IOR に対する認識を進化させつつある。中国の各層における最近の考え方は次のようである。
- a. IOR の平和と安定は、各国海軍との「海上安全保障協力」、特に、他国海軍との海上安全保障「行動規範」の確立を追求することによって維持されなければならない。
 - b. 中国の利益は軍事目的ではなく、商業上の目的によってのみ促進されるであろう。
 - c. 中国は、IOR においてアメリカやインドのいずれにも挑戦することはできない。
 - d. 中国は、インドが IOR の戦略的安定に特別の役割を果たしていることを認識しているが、IOR はインドの裏庭ではない。
- こうした認識に基づいて、中国は、IOR において強引なソフトパワー外交を展開しており、IOR

の戦略的環境に影響を及ぼしつつある。戦略的観点から見て、IOR における中国の主たる狙いは、シーレーンの安全確保である。

- (5) 中国の IOR 戦略の動向は、インドにとって大きな関心事である。IOR が「海外権益」を護ろうとする中国にとって、重要海域の 1 つになってきていることは確かである。このことは海上シルクロード構想に顕著に示されている。ニューデリーは既に、この構想に懐疑的になってきているようで、この構想を中国が IOR 諸国に戦略的触手を伸ばすのを可能にするものと見なしている。特にインドは、パキスタンが占拠するカシミールを経由する中国・パキスタン経済回廊を認めていない。更にインドは、潜水艦を含む中国海軍艦艇の IOR における行動が及ぼす戦略的影響も看過できない。インドは、IOR におけるインド海軍と中国海軍の激しい抗争を予想している。

記事参照 : China: Second Aircraft Carrier Base in Hainan- What it means for India?

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1837>

8 月 24 日「米国防省『アジア太平洋の海洋安全保障戦略』—米海大エリクソン教授論評」(The Wall Street Journal, August 24, 2015)

米海軍大学教授、Andrew S. Erickson は、8 月 24 日付の米紙、The Wall Street Journal (電子版) に、“Strategy Doesn’t Go Far Enough on South China Sea” と題する論説を寄稿し、国防省が最近公表した、「アジア太平洋の海洋安全保障戦略 (Asia-Pacific Maritime Security Strategy)」*について、要旨以下のように論評している。

- (1) 米国防省が最近公表した、「アジア太平洋の海洋安全保障戦略」は、アジア太平洋地域でこれまで強化と連携が不十分だった、海洋に関連する 3 つの課題を明確化している。即ち「海洋の自由の保護」、「紛争と強制の抑止」、そして「国際法と規範の遵守の促進」である。しかしこの戦略文書は、決して十分とは言えない。
- (2) この戦略文書は、最近の米海軍情報部と国防省報告を基に、劇的な中国海軍力の増強ぶりを説明している。それによれば、中国海軍は、現在 303 隻の水上戦闘艦、潜水艦、両用戦闘艦及び哨戒機を保有し、アジア最大で、日本、インドネシア、ベトナム、マレーシア及びフィリピンを合わせた 202 隻を大きく上回っている。また、中国の海洋法令執行機関の巡視船は 205 隻で、同様に中国周辺諸国の保有隻数合計、147 隻を大きく上回っている。米軍を除いて、こうした海上艦船総数を見れば、中国は既に、この地域の海上戦力の上層から下層に至るまでの優位を達成しており、しかも増強が続いている。更に、戦略文書によれば、中国は、他の領有権主張国が過去 40 年間に埋め立てた合計面積の 17 倍もの面積を持つ人工島を 20 カ月で造成した。国防省は、全ての主権主張が自然に造成された地勢に由来するものでなければならないことを正しく指摘し、行き過ぎた領有権主張国を名指ししている。しかし戦略文書は、北京の「9 段線」主張が国際法上の根拠を持っていないことも明確に指摘すべきであった。更に、戦略文書は、この地域の緊張緩和の必要性を過度に強調しており、ワシントンが臆病で自制しているように見える。「リスクの低減」に関する長いセクションでは、北京に対する「懸念」を繰り返し強調しているが、これが何を意味するかについては全く触れられていない。しかも、戦略文書は、コスト強要戦略を予め排除した上で、中国が 2016 年にも 2014 年と同じレベルで RIMPAC 演習に招請されるであろうことを明らかにしている。これは、オバマ大統領のリーダーシップにおける真の弱点で、大統領は、国際問題において物理的な力が持つ役割を認めたがらないこと

を示している。

- (3) この新たな戦略文書が伝えるべきであったのは、近年の非常に高圧的な中国の一連の行動に対処するに当たって、中国との摩擦も辞さないというアメリカの決意であった。例えば、2013年の米巡洋艦、USS *Cowpens* と 2014年の米海軍 P-8 哨戒機とに対する危険な接近行為、ハノイが主張する EEZ 内での石油掘削活動、そして大規模な人工島の造成など、こうした中国の行動の全てに対して、アメリカは極めて自制的な対応に終始した。北京は、これらの誤った行動に対する代価の支払を強要されることなく、依然として、こうした行為を続けているのである。「航行の自由」については、戦略文書の最後で言及されているが、肝心のメッセージを伝える機会を逸している。即ち、「航行の自由」とは、地域の経済的繁栄と、政治的、軍事的アクセスを維持する手段であり、こうしたアクセスは、米海軍大学のダットン教授が指摘するように、「20世紀において世界の海洋における安定をもたらしてきた、法律、規則、原則及び規範は、今や中国の行為によって脅かされている」状況に対する、不可欠の対抗手段である。
- (4) 結局、新たな戦略文書には、手つかずの部分が多く残っている。オバマ政権がアメリカの国益と世界的システムを護り、そうすることでアジア太平洋における同政権の遺産とするには、
- a. まず第 1 に、包括的なアジア太平洋戦略を公表する必要がある。こうした文書は、国防省の文書に欠けているより広範な内容を網羅することで、同盟国、パートナー諸国そして潜在的な挑戦国に対して、現在全ての主要な利害関係諸国が共有していない認識を提示することになる。
 - b. 第 2 に、中国の“Little Blue Men”（海上民兵）に注目する必要がある。中国は、特に南シナ海における領有権主張を促進するための措置として、海上民兵戦力の整備を進めている。これらの不正規戦力がセカンド・トーマス礁（仁愛礁）やその他の係争海域に介入してくる前に、米政府は、これら戦力の詳細を公表するとともに、紛争を解決したり、あるいは公海で合法的に活動する外国船舶を妨害したりする手段として、これら戦力を使用することを看過しないことを明確にしておかなければならない。
 - c. 第 3 に、中国の有害な行為に代価を強要するに当たって、中国との摩擦を恐れないことである。ワシントンは、主導権を維持するとともに、全ての国に対してこの地域を自由で、脅威のない状態に維持していく決意を誇示しなければならない。サダム・フセインの行動に対するアメリカのイラクへの軍事作戦は、コスト強要戦略の極端な事例であった。対照的に、米中関係では、摩擦を管理することが可能である。何故なら、米中関係における利害の共有のために、北京にも、ワシントンと同じ程度に、エスカレーションを回避すべき要因が存在しているからである。

記事参照 : New U.S. Security Strategy Doesn't Go Far Enough on South China Sea

<http://blogs.wsj.com/chinarealtime/2015/08/24/new-asia-pacific-maritime-security-strategy-necessary-but-insufficient/>

備考* : Asia-Pacific Maritime Security Strategy

http://www.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/NDAA%20A-P_Maritime_Security_Strategy-08142015-1300-FINALFORMAT.PDF

8 月 25 日「中国海軍海兵隊、ロシア軍と上陸演習実施」(US Naval Institute News, August 26, 2015)

中国国防部が 8 月 26 日に公表したところによれば、中国海軍は、ロシアとの合同演習 (Joint Sea 2015 II、8 月 20 日～28 日の間、ロシア極東のピョートル大帝湾クラーク岬沖合で実施) の一環として、外国領土で初めての上陸演習を実施した。上陸演習では、中国とロシアから 400 人以上の海兵隊員が参加し、パラシュート降下、ヘリからのロープ降下、両用車両、揚陸艇など、各種の手段を使って上陸した。中国国防部によれば、中国の 100 人を超える海兵隊員が、1 キロ以上沖合に停泊したドッグ型揚陸艦、「長白山」から発進した 14 両の両用車両で直接海岸に揚陸された。他に 24 人の海兵隊員はヘリからのロープ降下で、そして揚陸艦、「雲霧山」から発進した 6 両の両用車両で 26 人の海兵隊員が直接海岸に上陸した。演習に参加した中国軍の幹部は、「我々は初めて、揚陸艦に戦車や両用車両を搭載し、沖合から直接外国領土に部隊を揚陸した。この種のドライ・ランディングは、以前のように海中を歩いて上陸する必要がなく、戦闘状況下における我々の戦術所用に対応するものである」と語った。上陸演習中、中国本土から飛来した中国空軍の 2 機の J-10 戦闘機、2 機の JH-7A 戦闘機が上空から援護した。

記事参照 : China, Russia Land 400 Marines in First Joint Pacific Amphibious Exercise

<http://news.usni.org/2015/08/26/china-russia-land-400-marines-in-first-joint-pacific-amphibious-exercise#more-14503>

9 月 2 日「中国海軍戦闘艦、アラスカ沖航行」(The Maritime Executive.com, Reuters, September 2, 2015)

5 隻の戦闘艦からなる中国海軍部隊は 9 月 2 日、米アラスカ州沖のベーリング海の公海を航行した。米国防省報道官によれば、ベーリング海で中国海軍戦闘艦を視認するのは初めてで、同部隊は国際法に準拠して航行した。中国海軍部隊の出現は、オバマ大統領の 3 日間のアラスカ州訪問と重なった。米国防当局者によれば、中国海軍部隊の構成は、両用揚陸艦、補給艦各 1 隻と 3 隻の水上演習艦であった。この海域への中国海軍戦闘艦の出現は、中国海軍の到達範囲拡大の証左と見られる。米シンクタンク、ヘリテージ財団の中国専門家、Dean Cheng は、ベーリング海への中国海軍部隊の出現は「中国海軍は今や外洋海軍であり、遠海域で活動することができ、また世界的なプレゼンスを展開できる」とのワシントンに対するメッセージである、と指摘している。

記事参照 : Five Chinese Ships Sail Near Alaska

<http://www.maritime-executive.com/article/five-chinese-ships-sail-near-alaska>

9 月 3 日「中国、2 種の『空母キラー』ミサイルを公開—米海大エリクソン教授論評」(The National Interest, September 3, 2015)

米海軍大学教授、Andrew S. Erickson は、米誌、The National Interest (電子版) の 9 月 3 日付けブログで、“Showtime: China Reveals Two 'Carrier-Killer' Missiles” と題する論説を掲載し、要旨以下のように述べている。

- (1) 9 月 2 日に北京で行われた抗日戦争勝利 70 周年記念の軍事パレードで、中国は 2 種の対艦弾道ミサイル、DF-21 D と DF-26 を初めて公開した。その他、DF-16 (東風 16) 中距離弾道ミサイルと YJ-12 (鷹撃-12) 対艦巡航ミサイルも初めて公開された。YJ-12 は空対艦巡航ミサイルで、パレードでは車載で展示された。また、今回、DF-5B (東風 5B) ICBM が公式に MIRV (複

数個別誘導弾頭搭載) ICBM であることが確認された。このミサイルは弾道ミサイル防衛網による阻止を非常に困難にする。今回、これらのミサイルが展示公開されたことは、これら全てのミサイルが実戦配備されたことを意味する。このことは、一方で DF-41 ICBM と YJ-18 対艦巡航ミサイルが展示されなかった理由でもある。つまり、これらのミサイルは未だ実戦配備されていないのである。

- (2) DF-21D 中距離弾道ミサイル (MRBM) は「水上目標」を打撃する能力があり、「暗殺者の棍牙」と呼ばれている。更に、16 基の DF-21D の隊列は通常弾頭ミサイル第 2 梯隊と呼ばれている。このミサイルは路上機動型対艦弾道ミサイルで、海上での非対称戦における「暗殺者の棍牙」である。DF-21D は、前回のパレードで公開された DF-21C 派生型よりも弾頭頂部が長い。公式コメントによれば、より長射程の DF-26 中距離弾道ミサイル (IRBM) は、核弾頭と通常弾頭の両方を搭載可能である。公式コメントでは、DF-26 は「大・中型水上目標を攻撃できる」とされている。この「グアム・キラー (“Guam Killer”）」ミサイルは、射程 3,000~4,000 キロと見られ、グアムの米軍基地を攻撃するのに十分な射程である。更に、16 基の DF-26 の隊列は「通常・核戦力の隊列。DF-26 は中射程から長射程の精密攻撃が可能で、陸上及び大・中型水上目標を攻撃できる。戦略抑止の新しい兵器である」と説明されている。
- (3) 2004 年のハンドブックによれば、第 2 砲兵は、米空母打撃群に対して対艦弾道ミサイルを使用する少なくとも概念上 5 つの方法を真剣に検討してきた。それらは、
 - a. 「破碎発射」：空母打撃群に対する攻撃
 - b. 「前程抑止発射」：空母打撃群の前方に「警告の意味」で行う一斉威嚇発射
 - c. 「翼側支援発射」：海軍部隊と協同による空母打撃群阻止。中国が最も脅威を受けている脆弱な海域から空母打撃群を排除することを狙いとした、「中国が相対的に脅威を受けている翼側に対峙している敵の空母打撃群に向けて一斉発射」
 - d. 「集中発射攻撃」：「多くの空母艦載機が我が海岸に対する波状航空攻撃のために運用される時、強力な空襲を阻止するためには敵の中核である空母に『大鉄槌』を加えなければならない。通常ミサイル部隊は、『集中発射攻撃』により敵の中核である空母に対する広範囲の攻撃を実施し、敵の空母から発進した航空機、空母の司令塔、その他の破壊し易い重要施設を破壊する」
 - e. 「対情報攻撃」：空母打撃群の指揮統制システムを電磁的に攻撃し、使用不能にする。「敵の指揮統制システムあるいはイージス・システムの弱点に指向する、対レーダー弾頭あるいは電磁パルス弾頭を装備した通常弾頭ミサイルは、敵のレーダーと指揮システムが稼働中に使用できる。対レーダー弾頭はレーダー基地攻撃に、電磁パルス弾頭は敵の指揮統制システムを混乱させるために使用できる」
- (4) 米国防省の中国人民解放軍に関する 2015 年年次報告によれば、少数の DF-21D 対艦弾道ミサイルが配備され、「中国沿岸から 900 カイリ (1,667 キロ) 以内の西太平洋にある艦船を攻撃する能力を人民解放軍に与えている。」DF-21D については、既に詳細な報道がなされているが、紛争時において、中国の対艦弾道ミサイルがどのような役割を演じるのかについては、何も語ってくれない。第 1 に、DF-26 対艦弾道ミサイルがどれほど正確に目標、特にその射程ぎりぎりにある目標を捕捉できるのか不明である。DF-21D と DF-26 をパレードに参加させたことは、これらミサイルが注意深くテストされ、作戦運用できる兵器として軍が受領したことを示している。第 2 に、例え中国の対艦弾道ミサイルがそのシステムの全段階で完全に機能するとしても、外国の対抗措置によって完全に破壊されるであろう。アメリカは、中国の対艦弾道ミサ

ルやその他のミサイルに対する十分な対抗措置を保有している。米誌、The National Interest の編集主幹、Harry Kazianis は、DF-21D について、“a game changer”というより、“a great complicator” という方が適切である、と指摘している。

記事参照：Showtime: China Reveals Two 'Carrier-Killer' Missiles

<http://nationalinterest.org/feature/showtime-china-reveals-two-carrier-killer-missiles-13769>

9 月 3 日「中国、空母 2 隻建造—台湾国防部報告書」(gCaptain.com, Reuters, September 3, 2015)

ロイター通信が入手した、台湾国防部の中国人民解放軍の能力に関する報告書によれば、中国は現在、「遼寧」と同程度の、排水量 6 万トンの空母 2 隻を建造中である。それによれば、1 隻は上海で、他の 1 隻は大連で建造中という。完成時期については、言及されていない。中国国防部はコメントを拒否したが、台湾国防部報道官は、空母建造計画の詳細は情報部から得たとしながらも、詳細については明らかにしなかった。

記事参照：China Building Two Aircraft Carriers, Taiwan Defense Ministry Says

<http://gcaptain.com/china-building-two-aircraft-carriers-taiwan-defence-ministry-says/#.VezTZE0Vimw>

9 月 4 日「インド・太平洋地域における核搭載原潜の配備、その 5 つのリスク—豪専門家論評」(Lowy Institute, September 4, 2015)

豪シンクタンク、Lowy Institute の国際安全保障プログラム研究員、Brendan Thomas-Noone は、9 月 4 日付の同シンクタンクの Web 上に、“Five risks from the deployment of nuclear-armed submarines in the Indo-Pacific” と題する論説を発表し、インドや中国によるインド・太平洋地域への核搭載原潜の配備は、長期的には核抑止の安定状態をもたらすが、短期的には地域の緊張を高めることになるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) インド・太平洋地域において戦略的な核搭載原潜 (SSBN) に多額の投資を行っている域内大国は中国だけでなく、インド、そして潜在的にはパキスタンや北朝鮮もそれぞれの開発段階にある。この 3 カ国の中では、インドの開発プログラムが最も進んでおり、2009 年には初の国産 SSBN、INS *Arihant* を進水させ、更に 2 番艦と 3 番艦も建造中である。Lowy Institute の最新レポート、Nuclear-armed submarines in Indo-Pacific Asia: Stabiliser or menace?* において、共著者の Rory Medcalf と本稿の筆者 (Brendan Thomas-Noone) は、SSBN の存在は、如何なる敵対国も残存能力の高い第 2 撃核報復能力を持つ国家を攻撃したいとは考えないであろうことから、長期的に見れば、この地域における大規模戦争のリスクを低減させることになるだろう、と主張している。しかしながら、こうした戦略的安定状態が確立されるまでは、インドや中国が SSBN の信頼できる運用に不可欠の完全な指揮通信システム、乗員訓練そしてドクトリンを整備しないで SSBN を配備し始めていることから、SSBN の配備は当初、不安定要素となるだろう。
- (2) もう 1 つのリスクとしては、SSBN の配備は、域内の既存の海洋における緊張を激化させたり、通常兵器の軍備競争を加速させたりする可能性があるということである。一般的には、冷戦の後半段階においては、アメリカ (そして NATO) の SSBN は、ソ連の SSBN とともに、核戦争の可能性を低減させていたと考えられている。これは、SSBN が「非脆弱な」核第 2 撃報復能力を

持つからである。しかしながら、米ソの **SSBN** が配備され始めた冷戦の初期段階においては、技術的な限界から、**SSBN** は敵国の沿岸域に近い海域での行動を余儀なくされ、敵の対潜戦と追跡に脆弱であった。当時の **SSBN** は行動範囲も狭く、航行時の騒音も大きく、また搭載弾道ミサイルの射程も短かったが、現在、同じような技術的な限界が中国やインドの開発プログラムで表面化しており、**SSBN** の配備が短期的には潜在的な不安定をもたらす所以となっている。

- (3) 従って、初期段階におけるインド・太平洋地域への **SSBN** の拡散には、以下の 5 つの重要なリスクが存在する。
- a. 第 1 に、インドと中国の核戦力態勢の変化である。**SSBN** による信頼できる核抑止哨戒活動を実施するためには、即発射態勢にある **SSBN** 搭載弾道ミサイルに核弾頭が装着されていなければならない。これは、インドと中国にとって、軍機構上と即応態勢面での重要な変化を意味する。インドの核弾頭は一般的には文民機関によって管理されていると見られるが、中国の核兵器は伝統的に人民解放軍第 2 砲兵によって管理されてきた。**SSBN** を実効的に運用するためには、中印両国とも、核兵器の管理をある程度海軍に委ねることが必要であり、またこれらの核兵器の即応態勢は現在よりも高いものとなる。
 - b. 第 2 に、指揮統制である。信頼できる **SSBN** 戦力には、高度な指揮機構が不可欠で、残存能力の高い通信システムも必要である。海中における長距離通信は超低周波数による通信で、そのための通信局が必要である。しかし、インドや中国が、**SSBN** の運用に絶対不可欠なこれらの通信設備に対する投資を開始したという証拠はない。加えて、これら **SSBN** の指揮官や乗組員は、本国の国家指揮機構との直接通信を絶った状態で、長距離哨戒活動を行うという経験も有していない。
 - c. 第 3 に、海洋における事故である。インド・太平洋地域で活動する潜水艦の数は年々増加している。特に追尾中の潜水艦とその目標艦との衝突は、情報ソースによって 20 件から 40 件まで違いはあるが、冷戦時代には度々発生していた。こうした状況は、危機発生時に誤算を招き、緊張を激化させかねない。
 - d. 第 4 に、海洋における緊張と通常兵器の軍備競争である。核抑止は真空状態では成立しない。インドと中国によるインド・太平洋地域への **SSBN** の配備は、他の域内諸国の通常海洋戦力による対応を誘発するであろう。対潜兵器や監視機能強化などに対する投資は、優先順位が高いであろう。**SSBN** はまた、ベンガル湾や南シナ海などの海洋における緊張状態を高める可能性がある。南シナ海における中国の埋め立て活動の動機の 1 つは、米軍の潜水艦追跡を妨害するために、**SOSUS (Sound Surveillance System)** のようなインフラを整備できる **SSBN** のための「砦」を築くことにあると見られる。
 - e. 第 5 に、危険な戦略である。中国もアメリカも、現代的な通常戦闘戦略の開発に当たって、指揮通信ネットワークの破壊という考えを重視してきた。大規模紛争は生起しそうにもないが、これらの戦略が、通信システムと、核戦力、特に海洋に展開する **SSBN** との通信に不可欠な衛星とを区別する必要性を考慮しているかどうかは、はっきりしない。国家指揮機構と **SSBN** との間のコンタクトが失われるという問題は、中国とインドの **SSBN** の開発途上の指揮統制体制にとって大きなプレッシャーになるであろう。
- (4) インドと中国によるインド・太平洋地域への **SSBN** の配備は、21 世紀における核抑止態勢の多極的で、複雑化した実態を反映している。**SSBN** がなくなることはない。従って、現実的な目標は、時代を逆戻りさせようとするのではなく、リスクを最小化するとともに、**SSBN** が地

域を不安定化させるのではなく、戦略的安定と平和の維持に貢献するような方策を見出すことであろう。

記事参照：Five risks from the deployment of nuclear-armed submarines in the Indo-Pacific

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2015/09/04/Five-risks-from-the-deployment-of-nuclear-armed-submarines-in-the-Indo-Pacific.aspx>

備考*：Full Report

Nuclear-armed submarines in Indo-Pacific Asia: Stabiliser or menace?

http://www.lowyinstitute.org/files/nuclear-armed-submarines-in-indo-pacific-asia-stabiliser-or-menace_0.pdf

9 月 11 日「中国海軍ロビーの影響力、3 つのケーススタディ—米専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, September 11, 2015)

米シンクタンク、The Institute for National Strategic Studies の上席研究員、Dr. Christopher Yung は、CSIS の 9 月 11 日付の Asia Maritime Transparency Initiative に、“China’s Navy Lobby and its Impact on PRC Maritime Sovereignty Policies” と題する長文の論説を寄稿し、人民解放軍海軍ロビーが中国の「海洋主権」政策に関わる問題に対してどのような影響力を持っているかについて、3 つのケーススタディを行い、要旨以下のように述べている。

(1) 本稿*は、人民解放軍海軍 (PLAN) と系列下の個人や組織 (人民解放軍海軍ロビー (PLAN ロビー)) による、中国の「海洋主権 (“maritime sovereignty”）」に関する特定の政策に対する影響力を分析するものである。ロビーとは、意思決定者に対して集団であるいは個人で政策を提言するために、直接的あるいは間接的手段を駆使する個人のグループを言う。PLAN ロビーは、海軍予算の増額を主張し、中国の海洋権益と海軍力の重要性に力点を置いた政策を追求し、海洋及び海軍問題に関する専門知識に基づく勧告を行っている。中国の「海洋主権」政策とは、中国の海洋領有権主張の擁護と海洋における諸権利の主張に関わるものである。本稿では、PLAN ロビーの影響力を分析するために、以下の 3 つのケーススタディを行う。1 つは南沙諸島を巡ってベトナムに対して軍事力を行使した 1988 年の決定、2 つは空母保有の決定、そして 3 つは中国の「海洋主権執行能力」の管理を一元化した 2013 年の決定である。いずれのケースにおいても、PLAN ロビーが何を求め、どのようにして目的を達成したか、そしてその結果について分析する。

(2) 1988 年の南沙諸島における軍事力行使

- a. 元海軍司令員で、その後中央軍事委員会副主席となった劉華清は、趙紫陽首相が 1988 年に南沙諸島について劉華清の意見を求めた、と述べている。劉華清は、趙紫陽首相に対して、ベトナムが中国の主権を蚕食することは大きな問題であり、中国は軍事的に対応すべきであると答えた。同時に、劉華清は、作戦上予想される幾つかの困難と、可能な具体的解決策に言及した。趙紫陽首相は、劉華清の意見を書留め、最終的に軍事力の行使を承認した。
- b. 最終的に、PLAN は、最高レベルの意思決定者に対して、ベトナムの行動を深刻に受け止め、この脅威に対処するために PLAN に必要な資源を与え、任務遂行のための戦術と作戦運用の研究を承認し、計画立案と実施の段階で PLAN に主たる役割を与え、しかる後、作戦実施を承認することを望んだ。PLAN ロビーは、影響力のある各級軍関係者の間でのコンセンサスを形成し、軍関係者が一致して中共中央に彼らの見解を提示するために努力した。結果的に、

PLAN は基本的に望んだものを全て与えられた。

(3) 空母保有の決定

- a. 2 つ目は、1990 年代の空母保有を巡る政治論争である。劉華清上将の経歴は、PLAN ロビーが何を求めているかを物語っている。それは、台湾と南シナ海における任務を支援し、軍事外交を遂行し、そして超大国間の抑止任務を支援する空母である。PLAN ロビーは、問題点を検討するために国防科技委員会、総参謀部装備部そして総後勤部の指導幹部を招聘し、何度かの検討会を開催した。PLAN ロビーは、将来の PLAN の任務所要を検討した後、検討会での議論を、海軍技術要求工作会議、人民解放軍各総部の工作会議に提出し、その後中央軍事委員会に提出したようである。
- b. 最終的に、江沢民主席と中共中央はこの要求を拒否した。当時、江沢民は、中国の台頭に対する他国の恐怖を払拭するため、「平和的台頭」を主張していた。加えて、当時は、中国の海外エネルギーと対外貿易への依存について問題視されておらず、従って、戦力投射能力に対しても差し迫った所要はなかった。その後、海外における中国の経済的利益が拡大するにつれて、PLAN は、如何に望むものを手に入れるかについて、中共中央指導部から「友好的指針」を求めてきた。胡錦濤主席が 2004 年に発表した、「新たな歴史的任務」は、PLAN の「遠海」での作戦と空母保有に理論的根拠を与えた。最終的に、PLAN は、国際安全保障環境と中国の海洋権益の重要性とに関する中共中央指導部の認識を改めさせることによって、空母保有の承認を勝ち取った。

(4) 「海洋主権執行」政策に対する PLAN の影響力

- a. 「海洋主権執行」政策については、1990 年代に PLAN が提唱し、2000 年初頭からその重要性が現実となってきた。この当時、PLAN ロビーは、中国の近隣諸国による海洋主権の執行活動に対する効果的な対処策に関心を集中していた。しかし、関係する組織が多く、統一した対応は困難であった。2013 年以前は、国家海洋局海監総隊、漁業局漁政総隊、中国海巡、公安边防海警総隊、緝私局（中国海関）、そして PLAN の 6 つの組織が関係していた。PLAN ロビーは 2010 年初めから、PLAN の統制下で海洋主権執行活動の一元的管理を求めた。これに対して、文民の海洋主権執行機関は、米沿岸警備隊をモデルとする、文民機関による一元化を主張した。
- b. 結局、PLAN ロビーは、望むものを手に入れられなかった。国務院は 2013 年に、海洋主権執行活動を国家海洋局（SOA）の下で一元化すると発表した。再編計画によって、国家海洋局に対し高次の政策指針を与えるための委員会、国家海洋委員会も創設された。PLAN は現在、中国の海洋主権を護る、PLAN と競い合う強力な文民組織を持っている。

(5) 結論

- a. 本稿の分析は、中共中央指導部の意思決定に対する PLAN ロビーの影響力が様々であることを示している。南沙諸島問題では、PLAN ロビーは望むものを手に入れた。空母保有については、大戦略や主要な予算決定に係わる最終的決定権を中共中央が保持していることを再確認させるものであった。3 つ目のケースは、興味深い。文民機関が文民による一元化を主張し、最終的に勝利を収め、PLAN ロビーは PLAN 主導の一元化に成功しなかった。多くの機関や省庁を統一することは前例がないわけではないが、それを現実化するためには、相当な時間や官僚の抜け目のない駆け引きなど、そして最終的には最高レベルにおける決定が必要である。

- b. PLAN は、影響力を行使し、効果的な官僚政治の行為者であり得たにもかかわらず、上述の事例において成功、不成功が見られたことは、結局、より高位の戦略政策の策定、主要な予算配分の決定、そしてより広範な戦略的、外交的影響を及ぼす軍事政策の問題について他に取得可能な見解を検討する権利を、中共中央党指導部が独占していることを明らかにしている。

記事参照：China's Navy Lobby and its Impact on PRC Maritime Sovereignty Policies

<http://amti.csis.org/chinas-navy-lobby-and-its-impact-on-prc-maritime-sovereignty-policies/>

備考*：This paper is based on a larger paper. See Christopher D. Yung, “The PLA Navy Lobby and Its Influence Over Maritime Sovereignty Policy” in Saunders and Scobell, eds., *The PLA Influence on China's National Security Policy Making*, Stanford University Press, August 2015, pp. 274-99.

9 月 11 日「中国の海洋政策を領導する小組—米専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, September 11, 2015)

米シンクタンク、CSIS の上席研究員、Bonnie S. Glaser は、9 月 11 日付の CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative に、“China's Maritime Rights Protection Leading Small Group—Shrouded in Secrecy” と題する論説を寄稿し、秘密のベールに覆われた中国の海洋問題に関する政策決定について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の外交政策の決定過程はこれまでも不透明であったが、習近平総書記の下でその過程は一層不可解になった。この 20 年余で最も強力な指導者として、習近平は自身に権限を集中し、官僚機構に外交政策のイニシアティブを委ねることはほとんどない。最近数年間の政策決定は時に衝動的であった。このことは、2013 年 11 月の東シナ海における防空識別圏 (ADIZ) の設定、2014 年 5 月のベトナム沿岸沖の係争海域への深海石油掘削リグの設置、そして 2014 年初めからの南シナ海における殺気立ったペースでの埋め立て活動を含め、特に海洋問題において顕著であった。
- (2) 海洋問題に関する政策審議は、習近平がトップ (主任) の中央海洋權益工作領導小組で行われていることは明らかである。2012 年中頃に創設されたこの小組の任務は以下の 3 つ、即ち、① 中国の海洋権限と利益を促進するための戦略を立案すること、② 海洋問題を担当する多くの機関の間で政策を調整すること、そして ③ 他国との係争海洋領土に関する増大する対立を管理することである。この小組の構成員は、外交部、国家海洋局、公安部、国家安全部、農業部、及び人民解放軍海軍を含む、17 人の各部門の高官レベルの代表者からなる。こうした小組は、特定の政策分野を管理し、重要あるいは緊要な課題を審議し、そして政治局常務委員会に政策勧告を提示する、中国で定期的に活用される非公式の諮問機関である。現在、こうした小組は 18 あり、その内、7 つの小組は習近平自身が主任である。
- (3) 海洋問題について分析や勧告を行う研究機関には、海南省の南海研究院、国家安全部傘下の中国現代国際関係研究院、人民解放軍海軍研究所、及び国家海洋局傘下の海洋發展戦略研究所が含まれる。海洋權益工作領導小組の仕事ぶりについては、ほとんど何も知られていない。数少ない報道によれば、この小組は、「ラジオまたはテレビ電話を通じて」、中国の巡視船と海軍艦艇の戦術行動を指示してきたといわれる。この小組は、創設以来、海軍、沿岸警備隊 (海警局)、国家海洋局、及び海上民兵の間の調整を強化してきた。2014 年 11 月以来、中国の海洋法令執

行船は日本が実効支配し、中国（と台湾）が領有権を主張する尖閣列島周辺の 12 カイリの領海に月 3 回程度侵入し、一方海軍艦艇は同時に尖閣周辺の 24 カイリ接続水域の外縁に沿って航行している。こうした戦術行動は、この小組がガイダンスを示している可能性がある。南シナ海に ADIZ が設定されるかどうか、されるとすれば何時か、この問題についても、この小組で検討されている可能性がある。しかし、東シナ海への ADIZ 設定の決定については、この小組では検討されなかったようである。恐らく、この決定は党中央軍事委員会（主席は習近平）の会議で提示され、政治局常務委員会の承認を得たものとみられる。本稿の筆者（Glaser）が中国当局者との私的懇談で得た情報によれば、外交部は事前に相談されなかった。外交部がこの決定に関わっておれば、ソウルとの関係改善を重視して、ADIZ が韓国のそれと重複することに反対したであろう。

- (4) 海洋権益工作領導小組と中国の政策決定過程についてわずかに知られていることは、インタビューや少数の調査報道に基づくものだけである。知られていないことの方がはるかに多い。例えば、誰が、何時、この小組を招集するのか。小組内で審議される問題について、もしコンセンサスが得られなければ、習近平自ら最終決定を行うのか、それとも政治局常務委員会で論議されるのか。この小組は、南シナ海における埋め立て活動、施設の建設そして軍事化に関する政策決定に、関与しているのか。中国における政策決定が秘密のベールに覆われている限り、これらの疑問に対する答えを見つけるのが難しい。

記事参照：China's Maritime Rights Protection Leading Small Group—Shrouded in Secrecy

<http://amti.csis.org/chinas-maritime-rights-protection-leading-small-group-shrouded-in-secrecy/>

9 月 14 日「RAND 報告書、『米中軍事スコアカード』—RAND ブリーフィング」(RAND, Research Brief, September 14, 2015)

米シンクタンク、RAND は、“The U.S.-China Military Scorecard Forces, Geography, and the Evolving Balance of Power, 1996–2017” と題する 430 頁に及ぶ米中軍事力比較報告書を公表した。RAND の 9 月 14 日付の、“Tallying the U.S.-China Military Scorecard: Relative Capabilities and the Evolving Balance of Power, 1996–2017” と題する Research Brief は、中国の軍事力の進展は急激で、このまま進めばアメリカの優位は徐々に侵食されるとして、報告書の概要について、要旨以下のように述べている。

- (1) 報告書の主な所見は以下の通りである。
- a. 中国は、依然、軍事ハードウェアの総合力と作戦能力の面でアメリカに遅れているが、中国の能力は、多くの重要な分野において、アメリカのそれに比較して改良されてきている。しかも、中国は、中国本土近くで効果的な軍事作戦を展開するアメリカの能力に対抗するに当たっては、アメリカに全面的に追いつく必要はない。
 - b. 航空基地を脅かし、米軍の航空優勢に対抗し、そして米空母を攻撃する中国の能力は、特に懸念される。
 - c. アメリカの軍事力は全般的に否定的趨勢にあるが、一部の運用分野においては比較優位を維持しているか、あるいは拡大させている。
 - d. しかしながら、現在の趨勢が続けば、アジアにおけるアメリカ優位の領域は、中国の戦力投射能力が強化されるにつれ、次第に侵食されるであろう。

- e. アメリカは、バランス・オブ・パワーを安定化し、抑止力を強化するために、作戦構想、戦力構成、及び外交を修正していくべきである。
- (2) この研究は、中国本土からの距離の相違と、1996 年から 2017 年までの異なる時点での、様々なタイプの紛争における米軍と中国軍の相対的な能力を査定するために、一連の「スコアカード」を使用している。完全なオープン・ソースに基づくスコアカードは、アジアにおけるバランス・オブ・パワーがどのように変化するか、そして将来においてアメリカが直面すると予想される課題についての、より深い論議の基礎を提供するものである。その目的は戦争回避にあることを強調しておきたい。
- (3) 分析の核となるのは 10 のスコアカードであり、それぞれが、特定の作戦分野における米中両国の相対的な能力を評価している。下図に示したスコアカードは、航空、海洋、宇宙、サイバー、及び核の領域を評価している。長期的趨勢を示すために、それぞれのスコアカードは、1996 年（台湾海峡危機生起の年）から始まり 2017 年まで 7 年間にわたる米中の軍事力を評価している。地理が及ぼす影響について評価するために、各スコアカードは、2 つの説得力のあるシナリオを検討している。即ち、台湾（中国沿岸から約 160 キロ）に対する中国の侵攻と、南沙諸島（中心部分は中国沿岸から約 960 キロ）を占領することを企図した軍事行動である。下図は、各スコアカードの結果を示している。最初の 9 つのスコアカードは、5 つの色で中国もしくはアメリカの優位、あるいはほぼ同等であることを示している。この評価において、優位 (advantage) とは、いずれか一方が、これらのシナリオにおいて、数週間の作戦時間枠で主要な目的を達成することができるということを意味する。核のスコアカードについては、ここでの評価結果は、第 2 撃戦略核攻撃能力の生き残り能力に対する双方の期待値を示している。

Key for Scorecards 1-9

U.S. Capabilities	Chinese Capabilities
Major advantage	Major disadvantage
Advantage	Disadvantage
Approximate parity	Approximate parity
Disadvantage	Advantage
Major disadvantage	Major advantage

スコアカードの結果

Scorecard	Taiwan Conflict				Spratly Islands Conflict			
	1996	2003	2010	2017	1996	2003	2010	2017
1. Chinese attacks on air bases	Green	Green	Yellow	Orange	Green	Green	Green	Yellow
2. U.S. vs. Chinese air superiority	Green	Light Green	Light Green	Yellow	Green	Green	Light Green	Light Green
3. U.S. airspace penetrations	Light Green	Yellow	Yellow	Yellow	Green	Green	Green	Light Green
4. U.S. attacks on air bases	Yellow	Green	Light Green	Light Green	Green	Green	Green	Green
5. Chinese anti-surface warfare	Green	Light Green	Yellow	Orange	Green	Green	Light Green	Yellow
6. U.S. anti-surface warfare	Green	Green	Light Green	Light Green	Green	Green	Green	Green
7. U.S. counterspace	Orange	Orange	Yellow	Yellow	Orange	Orange	Yellow	Yellow
8. Chinese counterspace	Green	Light Green	Yellow	Yellow	Green	Light Green	Yellow	Yellow
9. U.S. vs. China cyberwar	Green	Green	Light Green	Light Green	Green	Green	Light Green	Light Green

10. Nuclear stability (confidence in secure second-strike capability)	Country	1996, 2003, and 2010	2017
	China	Low confidence	Medium confidence
	U.S.	High confidence	

注：台湾あるいは南沙諸島のいずれかで優位に立つためには、中国の攻撃目標は、ほぼ全ての作戦分野で同時に優位に立つことが必要である。アメリカの防衛目標は、ほんの少数の分野における優位を保持するだけで達成することができよう。それにもかかわらず、中国の強化された作戦能力は、アメリカの対応のコストを引き上げ、紛争を長引かせ、リスクを高める可能性がある。

(4) 以上のスコアカードから、幾つかの大まかな趨勢が指摘できる。

- a. 人民解放軍（PLA）は、1996 年以来長足の進歩を遂げた。PLA は総合的な能力の面でアメリカに追いつく気配はないが、軍近代化の全体的な趨勢は中国有利に進展している。中国は、空軍基地を脅かし、アメリカの航空優勢に挑戦し、米空母を攻撃する能力において、特に進歩している。これらの進歩の多くは、驚くほどのスピードで達成された。例えば、中国は、1996 年には、沿岸から有視界を超えて海軍部隊を発見することに苦労したであろう。しかし、今日の中国は、超水平線に及ぶ情報収集、監視及び偵察能力の総合的なシステムを有しているだけでなく、米空母やその他の水上艦艇を攻撃の危険に晒す多様な手段を持っている。
- b. 任務分野によって趨勢は多様で、中国の進歩は均一的ではない。幾つかの分野においては、アメリカは、中国の進歩を減殺したり、あるいは相対的なバランスを変えたりすることができた。これは、アメリカが依然、指揮通信技術で優位にある潜水艦戦と、新世代の空中発射巡航ミサイルとステルス性能を組み合わせた、長距離航空攻撃において、最も顕著である。
- c. 戦場までの地形と距離は、双方の緊要な目標達成に重大な影響を与える。中国は、紛争のシナリオにおいて、距離的に近いという優位性を享受している。距離の近接という面での非対称性は、特定の地政戦略的環境（中でも注目すべきはアメリカの基地使用へのアクセス不足）

と相まって、アメリカの軍事力の多くの強みが相殺される。更に、中国は、地理を十分に活用し、アメリカの前進基地と部隊を脅かす能力を開発してきた。

- d. より遠隔地への中国の戦力投射能力は限られているが、その到達距離は拡大している。スコアカードの評価は、PLA の効果的な軍事力は中国沿岸からある程度離れば急速に減退するが、アメリカは中国沿岸から 1,000 キロあるいはそれ以上離れた距離で中国の行動を決定的に打ち破る能力を保持していることを示している。それにもかかわらず、米中の現在の趨勢が続けば、アジアにおいてアメリカが優位を維持する分野は次第に侵食されて行くであろう。
 - e. アメリカは事実上どのシナリオにおいても依然、優位を維持しているが、そのために必要なコストと時間は次第に大きくなるかもしれない。中国本土に近接した紛争では、PLA は、緒戦において一時的に局地的な航空優勢と海上優勢を確保し、アメリカに重大な損害を強いることができるかもしれない。幾つかの地域紛争で、北京は、アメリカと優位を競う自己の能力がアメリカに紛争介入を思い止まらせるかもしれない、と考えるかもしれない。最悪の場合、このことは、アメリカの抑止力を弱体化させ、中国側により冒険的な行動を促す誘因になりかねない。
- (5) では、アメリカは、この趨勢を減速させるために何ができるか。アメリカは恐らく、全ての分野における軍事バランスの更なる侵食を防ぐための資源を持ってはいないが、このプロセスを遅らせ、抑止力と他のアメリカの戦略的利益への影響を局限するような方法で、作戦構想、戦力構成そして外交を調整することはできる。理想的には、双方の先制攻撃への誘因を減少させ、防衛と危機における安定を強化するような方法で、これらの問題に対処することであろう。以下の勧告については、更なる調査と分析が必要である。
- a. 西側諸国の政府や専門家は、中国に対する認識の形成に取り組むべきである。バランス・オブ・パワーはアメリカに不利な方向に進んでいるが、専門家は、中国にとって米中戦争はほぼ確実に悲惨なものになることを明確にすべきである。
 - b. 米軍の指導者は、太平洋での軍事作戦の計画立案を可能な限り動的でオープンなものにすべきである。米軍は、潜在的な優位を利用し、地理的規模と戦域の縦深性に備えた戦力を整備する、積極的な拒否戦略の採用を検討すべきである。防衛計画立案者は、紛争生起の最初の数日で次第に脆弱になる前進基地から戦うよりも、むしろ、太平洋において敵の最初の一撃を吸収し、その後、敵の重要目標に反撃できる戦力を重視すべきである。例えアメリカの優位が引き続き低下するとしても、積極的な拒否戦略は、抑止力と安定を同時に強化することができる。
 - c. アメリカは、兵器調達優先順位において、基地の坑堪性（余剰と残存性）、高烈度紛争に最適なスタンドオフ・システム、ステルスで残存性の高い戦闘機と爆撃機、潜水艦戦と対潜水艦戦、強力な宇宙・対宇宙能力を優先すべきである。
 - d. アメリカは、戦時における潜在的アクセス権の拡大を目標に、太平洋の島嶼諸国と南東アジア諸国との政治的、軍事的連携を強化すべきである。
 - e. アメリカは、戦略的安定とエスカレーションの問題に、中国を関与させる協調的な努力をしなければいけない。新型の通常兵器と核兵器の配備は、軍備管理を困難にし、今後数年間の内に危機管理の大きな課題になるであろう。

記事参照 : Tallying the U.S.-China Military Scorecard: Relative Capabilities and the Evolving Balance of Power, 1996–2017

http://www.rand.org/pubs/research_briefs/RB9858z1.html

Read the full report (430p)

The U.S.-China Military Scorecard: Forces, Geography, and the Evolving Balance of Power, 1996–2017

http://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR300/RR392/RAND_RR392.pdf

9月17日「海洋における中口の連携強化、その戦略的含意—インド専門家論評」(The Diplomat, September 17, 2015)

インドのシンクタンク、The Institute for Defence Studies and Analyses (IDSA) の研究員、Abhijit Singh は、9月17日付の Web 誌、The Diplomat に、“The Emerging China-Russia Maritime Nexus in the Eurasian Commons” と題する論説を寄稿し、最近の海軍合同演習に見られる、中国とロシアとの海洋における連携強化は重要な戦略的意味を持っているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アジアの海洋を巡る興味深い政治力学の 1 つは、ロシアと中国との海軍協力の強化である。中ロ両国とも、域内の安全保障に重大な利害を持つ、海軍大国である。北京と同様に、モスクワも、軍の近代化を促進することで、アジア太平洋地域の重要な海域における自国の海洋権益を保護しようとしてきた。両国海軍は、それぞれの海洋権益や軍事行動が重複する海域があるにも関わらず、協力関係の維持に努めてきた。8月20日から28日までの間、日本海において実施された両国海軍の合同演習、“Joint Sea 2015 II” では、前例にない程の統合運用や多彩な演習項目が実施された。ロシア海軍から16隻の水上戦闘艦、2隻の潜水艦、12機の航空機、9両の両用戦闘車が参加し、中国海軍から6隻の戦闘艦、6機のヘリコプター、5機の固定翼機及び両用戦闘車が参加したが、これは中ロ両国海軍による合同演習としては間違いなく過去最大規模であった。しかし、最も注目すべきは、この演習に400人の中国海兵隊員が参加したことであった。2015年5月に刊行された中国の国防白書で遠征作戦能力が指摘されて以降、最近の中国海軍の訓練には、海兵隊による陸上攻撃を企図する揚陸演習が含まれるようになってきている。また、中国海軍は島嶼防衛訓練にも取組んでおり、西太平洋や極東太平洋における演習でも揚陸演習が含まれている。今回の合同演習では、ロシア極東のピョートル大帝湾クラーク岬沖合で、揚陸部隊と空挺部隊との合同訓練が行われた。
- (2) 最近の中ロ両国の合同演習は、ユーラシア周辺海洋におけるアメリカの戦略的優位性に対抗することに主眼が置かれている。ロシアと中国の指導者は、アメリカを、モスクワと北京に対する封じ込めを目指す、ユーラシア周辺海洋における地政学的な不安定化要因であると見なしている。彼らは、海軍合同演習を通じて、海洋アジアに君臨する日々が長くないことを、ワシントンに警告することを期待している。最近の海軍合同演習を見れば、両国のパートナーシップは、単なる軍事協力関係を越えたものになっている。海軍合同演習は、参加戦力の規模の大きさだけでなく、米海軍がアジア太平洋地域のパートナー諸国との合同演習で行っているように、実際の運用面における協力を重視している。ロシアのプーチン大統領は、特にクリミア併合以後、西側諸国による制裁を受け、中国との海軍協力関係の構築に関心を抱くようになった。北京としても、アメリカの再均衡化戦略に対抗する上でも、ロシアとの協力関係は望むところで

あった。また、地政学と海洋戦略との不変的關係からも、中ロ協力の必然性が指摘できる。中ロ間の海洋協力關係は、両国がアメリカの軍事的圧力に対して戦略的に脆弱であると感じてきた、地政学文脈から導き出される産物である。両国の海洋戦略は、ワシントンの優位に協調して対抗していこうとするものである。ロシアは、新たな海洋ドクトリンにおいて中国を正式な「コア・パートナー (a “core partner”）」として位置づけることで、アジア太平洋地域において海洋に対する影響力を拡大していく意思を示した。

- (3) アメリカとその同盟国によって支配されている領域で合同演習を実施することで、ロシアと中国は、アメリカ主導の海洋秩序に公然と挑戦しようとした。合同演習の場所の選択も、象徴的であった。2014年5月の合同演習は NATO がプレゼンスを維持する地中海と黒海で実施されたが、中国海軍にとっては事実上無縁の海域であった。今回の合同演習が行われた日本海は、中国海軍がこれまで本格的に展開したことがほとんどなかった海域である。これらの海域は、中ロ両国海軍にとって政治的に立入制限海域であると考えられてきただけでなく、域内の他国海軍との偶発的な小競り合いに巻き込まれる危険性がある海域である。合同演習は、運用面においても重要な意味を持っている。中ロ両国海軍は、密接な戦闘演習を通じ、アジア沿岸域における相互のインターオペラビリティを強化することができた。兵器や標準運用手順における相互連携の強化によって、両国海軍は、相互に独自の運用手順について知識を得ることができた。
- (4) アメリカは依然としてアジア太平洋地域における支配的パワーだが、中ロ両国の海洋における連携の強化は、アジアの海洋秩序における多極化の始まりを告げるものである。インドにとっても、ロシアと中国との海洋における關係は、重要な問題である。最近では、ロシアも中国も、パキスタンとの戦略的な結び付きを強化している。中国・ロシア・パキスタンという3カ国の海洋連携の強化は、インド洋におけるインドの影響力に対する挑戦であり、ユーラシアの海洋パワーのバランスに変化をもたらす可能性を秘めている。

記事参照：The Emerging China-Russia Maritime Nexus in the Eurasian Commons

<http://thediplomat.com/2015/09/the-emerging-china-russia-maritime-nexus-in-the- Eurasian-commons/>

9月29日「アメリカ海軍の規模は適正か—米専門家論評」(The Center for Strategic and International Studies, September 29, 2015)

米シンクタンク、The Center for Strategic and International Studies (CSIS) の上席顧問、Mark Cancian は、9月29日付けの CSIS の Web 上で、米海軍について、海軍の規模がどうあるべきか、歴史的経験と他の海軍に比較して現在の規模が妥当なのかなどについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 現在の海軍の規模はどの程度か。

2015年9月23日現在、272隻(技術的に展開可能な戦闘艦艇数)である。海軍は、10隻の空母(USS *Ford* が2016年就役すれば、11隻)を保有しており、各最大90機の航空機を搭載する。空母を中核とする戦力構成は、その高いコストのため論争的のようになってきた。1隻の建造費は約120億ドルで、これには護衛戦闘艦と航空機のコストが含まれていない。海軍は、空母の護衛と独立した任務遂行のための100隻の水上演習艦艇、54隻の攻撃型原潜、核抑止力のための14隻の弾道ミサイル原潜、対地攻撃用の4隻の巡航ミサイル原潜、海兵隊を戦闘展開させる30隻の両用揚陸艦、及び支援と補給用の約60隻の艦船を保有している。

(2) アメリカの歴史的な標準戦力から見て、現在の海軍は小規模か

答えは Yes であり、No でもある。艦艇数を数える通常の基準から見て、現在の海軍は歴史的にみて最小規模である。272 隻という現在の隻数は、レーガン政権時の 550 余隻、クリントン政権時の 300 隻に比べて少なく、冷戦終結時のレベルより減少してきた。一方、トン数について見れば、現在の海軍は合計 510 万トンで、272 隻の艦艇を保有している。1975 年には、海軍は 570 万トンで 559 隻の艦艇を保有していた。1975 年の海軍は、現在よりトン数にしてわずか 10% 上回るだけだが、隻数は 2 倍であった。これは、海軍艦艇が時代とともに大型化してきたからである。例えば、現在の *Arleigh Burk* 級駆逐艦 (DDG-51) の排水量は 9,000 トンで、1970 年代の駆逐艦の排水量はその半分であった。第 2 次世界大戦当時では、9,000 トンの艦は巡洋艦で、戦艦に次いで 2 番目に大きな艦であった。同様に、第 2 次世界大戦の艦隊航空母艦は約 4 万トンだったが、今日の空母は 9 万トンである。海軍は、最新の艦艇を建造するためにより早めに艦艇を除籍する傾向にある。隻数は減少する傾向にあるが、能力（そして、しばしば排水量）はより大きくなっている。

(3) 海軍は、アメリカの軍事所要から見て小規模か

これは、大統領が実行したい戦略次第である。かつては、海軍は 2 つの所要からその規模が決まった。即ち、戦時の戦闘作戦と、日々の前方展開である。オバマ政権の目標は、1 つの地域で敵を打ち破るとともに、他の地域では別の侵略者の目的達成を拒否し、あるいは受け入れ難いリスクを強いることである。要するに、アメリカは、1 つの敵に対しては、彼らの体制変更を含め、決定的に打破するが、もう 1 つの敵に対しては、アメリカは多くを求めず、紛争前の原状回復を目標とするということである。海軍力の日々の前方展開は、パートナー諸国と同盟国への関与、潜在的な紛争の抑止、危機の場合における迅速な対応などを目的とするものである。歴史的に、アメリカは、3 つの戦域に前方展開部隊を維持してきた。太平洋、地中海とヨーロッパ、そしてインド洋/中東である。継続的にこれらの 3 つの戦域に空母打撃群（空母とその護衛艦隊で編成）を前方展開させるためには、今日の海軍軍事施設の下では 14~15 隻の空母を必要とする。オバマ政権は、3 つの戦域全てにおいて同時に空母を運用せず、特に地中海とヨーロッパへの展開には間隔を開けることで、若干のリスクはあるにしても、現在規模の海軍でその戦略を実行することができる。しかし、海軍は、予想外の事態に対応するためにも、規模の拡大を望んでいる。その目標は、308 隻態勢で、現在の隻数より更に 36 隻が必要である。海軍は、2019 年にそのレベルに達し、次の 20 年間その艦隊規模を維持する計画である。しかしこれには、追加の建造予算が必要になる。

(4) 米海軍は次に続く 7 カ国の海軍、あるいは他の海軍より大きいのか、それは過剰ではないのか

この答えも、Yes であり、No でもある。Yes について、米海軍は次に続く 7 カ国または他の海軍より大きい（どのように数えるかにもよるが）、そしてこれらの国はほとんどがアメリカの同盟国である。特に、アメリカの空母は世界で最も大きく、その隻数も残りの世界の全空母を合わせたよりも多い。アメリカは 10 隻の空母を運用していて、間もなく 9 万トンの新型空母が追加され、11 隻となる（加えて、10 隻の 4 万トン級両用揚陸艦を保有している）。対照的に、中国は、1 隻の 6 万トン空母（旧ソ連の「リガ」、現在の「遼寧」、技術的には訓練艦）を保有しており、ロシアは「遼寧」の姉妹艦、*Admiral Kuznetsov* を保有している。

No については、米海軍には他の海軍にはないグローバルな責任があり、必ずしも過剰な戦力というわけではない。米海軍は、地中海、中東そして太平洋で軍事行動を行ない、常時前方展

開している。危機の場合、アメリカは迅速な対応が可能である。そのためには、大きな海軍力を必要とする。米海軍は、敵の領海でも軍事行動を行なう。世界各地域でアメリカが責任のある進行中の事案のため、兵力の一部のみしか投入できないのに対して、敵は保有する海軍力全てを投入できる。中国との紛争が生起すれば、アメリカは少なくとも一部の軍事力を大西洋と中東に残さなければならないが、中国は彼らの全海軍力を使用することができるのである。

(5) 現在の米海軍は、過去の海軍よりも大きな能力を保有しているのか

Yes、はるかに大きい能力を持っている。現在艦隊に配備されつつある F-35 戦闘機は、前世代の航空機よりステルス性に優れている。今日の潜水艦はより静粛性が高い。巡洋艦と駆逐艦の搭載兵装はより長射程で、より精確である。しかしながら、アメリカの敵も能力を強化している。実際、中国はこの 20 年間、艦隊能力を大幅に増強し、ロシアは冷戦後の戦力を更新しようとしている。我々は、高性能が量の減少を相殺すると仮定することはできない。更に、どんなに能力があっても、艦は一度に 1 つの場所にしか存在できない。スターリンが言ったように、「量は質を兼ねる」のである。

記事参照 : Is the Navy Too Small?

https://csis.org/files/publication/150929_Cancian_IsUSNavyTooSmall_Web.pdf

2. インド洋・太平洋地域

7月1日「南シナ海『行動規範』、目指すべき諸原則—南シナ海問題専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 1, 2015)

南シナ海問題専門家、Huy Duong は、7月1日付の米シンクタンク、CSIS の Web 上に、“A Fair and Effective Code of Conduct for the South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海に関する 2002 年の「行動宣言 (DOC)」に替わる、新たな「行動規範 (COC)」が目指すべき諸原則について、要旨以下のように述べている。

- (1) ASEAN と中国は 2002 年に南シナ海に関する「行動宣言 (DOC)」に署名し、関係当事国間の意見の対立や紛争の平和的かつ恒久的な解決のための好ましい環境を醸成することを誓約した。残念ながら、それから 13 年を経た現在でも、関係各国は、紛争解決の道筋を見出せていない。現在必要とされているのは、DOC の欠点を是正するだけでなく、2002 年以降に発生した新たな課題にも対処する、「南シナ海行動規範 (COC)」である。今になって考えてみると、中国はその「平和的台頭」政策を、海洋境界画定に関する国連海洋法条約 (UNCLOS) の紛争解決手続から手を引き、また、Nam Con Son Basin の石油開発プロジェクトから撤退するよう BP 社に圧力をかけた、2006 年から 2007 年にかけて放棄したと特定することができる。Nam Con Son Basin は、中越間の係争海域である西沙諸島よりも、ベトナムの固有の管轄海域内に位置し、従って UNCLOS の紛争解決手続に従えば、Nam Con Son Basin がベトナムの EEZ の一部であるという結論になることは明らかであった。中国が UNCLOS の紛争解決手続から手を引いて以来、DOC が海洋境界画定に関する紛争予防には完全に無力であるということが常態となった。このことは、DOC が「紛争を複雑化し、あるいはエスカレートさせ、平和と安定

に悪影響を与えるような行動」とは何かを特定しなかったという事実から生じている。その結果、この文言は、領有権紛争当事国が他の当事国を DOC 違反と糾弾するためだけの意味のないレトリックになってしまった。

- (2) ASEAN と中国との間で新たに COC を締結することが期待されるが、南シナ海には新たにもう 1 つの無駄な文書など不要である。COC は、DOC の欠点を是正するだけでなく、2002 年以降に発生した新たな課題にも対処するものでなければならない。就中、中国は、UNCLOS の紛争解決手続から手を引き、南沙諸島で新たな人工島を造成したり、拡張したりしている。では、公正で効果的な COC の原則は如何にあるべきか。
- a. 第 1 の原則は、COC は各領有権主張国が事実上占拠している島嶼や環礁の現状維持を規定すべきである。各領有権主張国が他国の占拠を違法と見なしていても、武力の威嚇による現状変更を認めないということである。従って、
- ① 領有権主張国は、他国が占拠する地勢を奪うべきではない。
 - ② 領有権主張国は、他国が占拠する地勢を封鎖すべきではない。
 - ③ 領有権主張国は、直接的な実力行為によって、あるいは、他国のアクセスを妨害することによって、いずれの国も占拠していない地勢を占有すべきではない。
 - ④ 領有権主張国は、海面下にある地勢や「低潮高地」に人工島を造成すべきでなく、また自然に形成された島嶼や人工島を拡張すべきではない。
- b. 第 2 の原則は、領有権紛争の対象となっている地勢を特定し、そうすることで、緊張激化の要因となる、あり得ない領有権紛争を作り出したり、領有権紛争の存在を否定したりする試みを阻止することである。従って、
- ⑤ 領有権主張国は、自然に形成され満潮時でも海面上にある地勢と定義される、島嶼に対してのみ領有権を主張すべきである。特定の島嶼の領海内にある「低潮高地」は、当該島嶼と同じ国の主権下にある。領有権主張国は、どの地勢が島嶼で、どれがそうでないかについて合意を目指すべきである。
 - ⑥ 領有権主張国は、どの島嶼が係争対象になっているかについて合意を目指すべきである。
- c. 第 3 の原則は、領有権主張国が主権を主張する島嶼の 12 カイリの領海幅を規定すべきである。島嶼や環礁の場合と異なり、領有権主張国が主張する領海には明確な線引きがなく、従って、領有権主張国が自らの一方的行動を自国の主権下にあるとして正当化すれば、公海における紛争事態生起のリスクが高まる。第 3 の原則は、こうした領海内における武力による威嚇やその他の不公正な一方的行動を阻止することに狙いがある。この原則はまた、紛争当事国でない国の権利を擁護するためにも必要である。従って、
- ⑦ 直線基線や領海に対する主張は、UNCLOS に適合していなければならない。無害通航権を含む、領海に関するレジームは、UNCLOS に適合していなければならない。
 - ⑧ 係争島嶼の領海も、係争対象である。領有権主張国は、係争島嶼の領海に関する衡平性のレジームに合意しなければならない。
- d. 第 4 の原則は、係争島嶼やその領海問題を超えて、南シナ海全域における緊張の緩和が必要であるということである。小さな島嶼が南シナ海における領有権紛争の種であるが、資源や戦略的な制海という面からもっと重要なのは、南シナ海の広大な海洋空間である。従って、この海域に対する管轄権を巡る紛争は、島嶼自体を巡る紛争以上に蓋然性が高い。緊張を緩和する有効なアプローチとされる、係争海域における共同開発構想は、どの海域が係争海域

かということについてのコンセンサスを必要とする。従って、

- ⑨ 領有権主張国は、係争島嶼がそれ自体の EEZ を有するかどうかについて合意を目指すべきである。
 - ⑩ もし当該島嶼が EEZ を有する場合には、領有権主張国は、当該島嶼に対する主権を巡る紛争とは別に、当該島嶼の EEZ の範囲について合意を目指すべきである。
 - ⑪ 係争島嶼の EEZ 自体も係争対象である。UNCLOS 第 74 条の原則（向かい合っているか、隣接海岸を有する国家間の EEZ 境界の画定）を適用し、領有権主張国は、以下の原則に基づいて、協調的な暫定取極に合意すべきである。即ち、係争海域と非係争海域には異なる規定が必要とされることから、衡平を期し、効果的なものにするためには、COC は、これら 2 つの海域を区別しなければならない。COC は、係争海域における共同開発について規定できるかもしれないが、領有権主張国の 1 つがこうした規定は係争対象ではない海域に対して適応すべきと主張すれば、こうした規定は意味をなさないであろう。
 - ⑫ こうした EEZ に含まれない海域は、島嶼を巡る主権紛争とは無関係であり、従って、（これらの海域が、EEZ 主張の重複や、大陸沿岸からの大陸棚を巡る係争海域でない限り）係争海域ではない。こうした非係争海域では、COC 署名国は、UNCLOS に規定する権利や責任に基づいた、協力に関する協定の締結を目指すべきである。
- e. 最後に、COC の規定は公正でなければならないが、その解釈についても客観的なものでなければならないが、このためのセーフティネットは、いずれかの国が違反した場合には、国際法廷の解釈に従うということである。従って、
- ⑬ 前記原則やその解釈について、当事者間で解決し難いがたい対立が生じた場合には、国際法廷に委ねられる。

- (3) DOC と異なり、上述した諸原則は、海洋の管轄権や領有権問題を解決するものではない。しかしながら、これら諸原則は、南シナ海における公平かつ効果的な緊張の管理のために何が必要かについて言及したものである。残念ながら、威嚇的手段によってより多くのものが得られると考える領有権主張国は、こうした公正な緊張の管理に、領有権紛争の公平な解決よりも魅力を感じていないようである。そうであれば、その他の領有権主張国は、全ての関係当事国が署名できるようにするために、効果的なものでなくなった COC でも受け入れるべきか、それとも領有権主張国の 1 つが署名しなくても、必要な諸原則を盛り込んだ COC を目指すべきか、いずれかを決心しなければならない。恐らく、その答えは、弱小の領有権主張国は、公正な緊張の管理のために必要な諸原則について、まずこれら諸国間で合意することから始めるべき、ということである。次に、これら諸国は、漸進的な威嚇行為を忌避し、公正と安定を願う諸国から、これら諸原則に対する支持を求めるべきである。こうした支持は、より効果的な COC を実現するチャンスが高めるとともに、この限定的な COC を補強する保証となるであろう。

記事参照：A Fair and Effective Code of Conduct for the South China Sea

<http://amti.csis.org/a-fair-and-effective-code-of-conduct-for-the-south-china-sea/>

7月1日「南シナ海における中国の人工島造成、中国の詭弁に肩入れすべきでない—米専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 1, 2015)

米シンクタンク、CSIS の研究員、Gregory Poling は、CSIS の Web 上に、“Sophistry and Bad Messaging in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、アメリカは中国の詭弁の肩を持つよう

なメッセージを発信するべきでないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) この数カ月間、中国当局と親中のな専門家は、中国の南沙諸島における土地造成活動について、長年に亘って他の領有権主張国がやってきたことを北京が真似ているだけと主張することで、それに対する批判を躲そうとしてきた。こうした論法に従えば、全ての領有権主張国は、国際法に違反して南シナ海における地勢の現状を変更し、緊張を激化させたことで、北京と同罪ということになる。しかしながら、この論法は間違っている。例えば、フィリピンは数年前、**Thitu Island (Pagasa Island)** の狭い带状の砂の滑走路を補修し、波による浸食を防止するため若干の埋め立てを行ったが、マニラが大規模な浚渫や土地造成を行ったわけではない。こうしたことは、他の全ての領有権主張国が行っていることであり、世界中の海岸や島嶼の海浜で行われていることである。重要なことは、中国が 7 カ所の占拠地勢の内、3 カ所の「低潮高地」を人工島に造り替えていることで、マニラはそうしたことをしていない。中国の行為こそ、法的にはるかに問題で、最も挑発的である。マレーシアも、**Swallow Reef (弾丸礁)** で埋め立てを行い、1980 年代に滑走路やスキューバダイビング・リゾート、そして小規模の海軍基地を建設した。自然に形成された岩もしくは島嶼が、約 25 エーカーから 85 エーカーにまで拡大された。これは明らかに埋め立てに相当するが、数千エーカーを埋め立てたこの 2 年間の中国のそれとは比較にならない。フィリピンもマレーシアも、埋め立てによって当該地勢の地理的あるいは法的位置づけを変えようとしたわけではない。
- (2) 他方、ベトナムは、中国の偽情報キャンペーンの最も魅力的な標的となっている。ベトナムは南シナ海で最も多くの地勢を占拠しているが、その多くについて文書で十分に証拠付けられていない。そのため、ベトナム政府は伝統的に、南沙諸島での自国の活動の詳細を明らかにすることについて、フィリピンより口が重かった。悪いことに、中国よりはるかに小規模だが、一部の地勢、特に **Sand Cay (敦謙沙洲)** と **West (London) Reef (西礁)** における造成活動が中国によって暴露された。中国の未確認情報によれば、ベトナムが埋め立て活動を行ったのは、**Central (London) Reef (中礁)**、**Grierson Reef (染青沙洲)**、**Namyit Island (鴻麻島)**、**Pearson Reef (畢生礁)**、**Sin Cowe Island (景宏島)** 及び **Southwest Cay (南子島)** であった。これらのケースの多くで、ベトナムの埋め立て活動が明らかに 2002 年の南シナ海行動宣言 (DOC) 署名後に行われたことは、ベトナムが中国の人工島造成活動を DOC 違反と非難する上で、その道義的権威を全てではないが、ある程度失わせることになった。このため、カーター米国防長官が全ての当事国に対して更なる埋め立てと建設を自制するよう呼びかけ、ハノイ訪問時のベトナム国防相との会談でもこの問題を取り上げた。しかしながら、ハノイの埋め立て活動は、北京のそれと比べれば、比較にならない程、大きな違いがあることをここで改めて指摘しておかなければならない。しかも、現在のところ、ベトナムが「低潮高地」や海面下の地勢を岩や島嶼に変えるために埋め立てを行った証拠はない。要するに、ベトナムも、フィリピンやマレーシアと同じように埋め立てや拡張工事をしたが、中国が行っているような大規模な人工島造成ではなかったのである。
- (3) 最近、米政府は、誤ったメッセージを発信した。シアー国防次官補は 5 月 13 日の上院外交委員会での証言で、「ベトナムは 48 カ所の前哨拠点 (“outposts”) を有しており、フィリピンが 8 カ所、中国が 8 カ所、マレーシアが 5 カ所、そして台湾が 1 カ所保有している」と述べたが、ベトナムが「48 カ所の前哨拠点」を保有しているという事実は、アメリカとこの地域の南シナ海ウォッチャーにとっても初耳であった。実際、この数字は、大部分の専門家がベトナムの占拠

地勢として引用する数の 2 倍以上であった。多くの専門家はシア一次官補のミスと考えたが、カーター国防長官も 5 月末のシンガポールでのシャングリラダイアログでのスピーチでこの数字を繰り返してしまった。無頓着な南シナ海ウォッチャーや、親中の専門家は、ベトナムこそが真の侵略者であったことの証拠として、48 という数字にすぐに飛びついた。彼らが見落したのは、シア一次官補もカーター長官も、ベトナムが 48 の地勢を占拠していると述べたわけではなく、48 の「前哨拠点」を保有していると述べたのである。何らかの理由で、ワシントンは、ベトナムが「低潮高地」やその他の地勢に構築した個々の構築物を全てカウントしたが、中国の占拠地勢の構築物についてはカウントしていない。このことは、米政府が、例えば、Great Discovery Reef (大現礁) を 3 度カウントしたことを意味する。何故なら、ベトナムは、占拠する Great Discovery Reef 周辺の異なった場所に 3 つの「トーチカ」型の構築物を構築しているからである。しかも、これらの構築物は約 3.5 エーカーの地積に構築されており、最も離れた 2 つの構築物の距離は 5 カイリだが、他の 1 つは 1 カイリも離れていない。対照的に、Fiery Cross Reef (永暑礁) における中国の人工島造成は、端から端まで約 2 カイリで、800 エーカーの地積に数多くの構築物が建てられている。南沙諸島に占拠地勢に対するこうしたカウント法は極めてミスリーディングであるばかりでなく、ワシントンは、カウント方法を説明しなかったことで、中国の主張に肩入れしたことになる。

- (4) 北京が法に反した自己主張によって強要される代償を認識することを期待して、東南アジアの領有権主張国やアメリカそして同じ考えに立つ諸国が、中国に対する国際的な非難を結集する息の長いゲームを戦うのであれば、中国の身勝手な言い分の肩を持つようなメッセージの発信は、失点になることは間違いない。

記事参照 : Sophistry and Bad Messaging in the South China Sea

<http://amti.csis.org/sophistry-and-bad-messaging-in-the-south-china-sea/>

7 月 8 日「中国の BCIM 回廊計画とインド北東部の安全保障—インド人専門家論評」(South Asia Analysis Group, July 8, 2015)

インド軍退役大佐、Col R. Hariharan は、シンクタンク、South Asia Analysis Group の Web 上に、7 月 8 日付けで、“Sparing India’s strategic space for China’s entry in the East” と題する論説を寄稿し、中国が進めるバングラデシュ・中国・インド・ミャンマー (以下、BCIM) 回廊計画とインド北東部の安全保障について、要旨以下のように論じている。

- (1) インドは最近、中国が推進する、南アジアと中国南西部間の陸上アクセスルートを開拓、バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー (以下、BCIM) 回廊計画に参加する決心をしたようである。モディ首相は 2015 年 5 月の雲南省昆明訪問後、BCIM 計画への参加を決定した。中国は、昆明とコルカタを結ぶ 4 車線高速道路完成のために、国境のインド側 200 キロの工事をインドが速やかに完了することを期待している。習近平が権力を握って以来、中国は、南アジア、特にインドへ戦略的進出の一環として、BCIM 回廊計画を精力的に推進してきた。雲南省は、このための重要拠点となっている。中国は過去 3 年間、雲南省昆明で、南アジアとの人的交流を促進し、この地域における中国の戦略的意図や目的に対する懸念を払拭するために、「中国南アジア・シンクタンク・フォーラム (中国南亜智库論壇)」を開催してきた。(抄訳者注: 第 1 回フォーラムは 2013 年 6 月開催、主な議題は地域経済協力 (区域経済合作)、地域の接続 (連通区域)、人的交流 (人民接触) であった。第 3 回フォーラムは 2015 年 6 月開催)

- (2) BCIM 回廊計画は、大きな投資を呼び込む引き金となることが期待されている。インドの北東部諸州と中国南西部の陸封地域に広がる地域は、鉱物、森林、石油及びエネルギーを含む天然資源に恵まれている。BCIM 回廊地域の開発の遅れは、1 つには長年にわたる部族紛争が原因であった。しかしながら、インド北東部諸州における紛争が終結の兆しを見せてきている。BCIM 回廊計画によって期待される開発と経済成長は、この地域の人々の生活水準の改善を加速することができ、また地域全体の平和と繁栄に寄与することにもなる。インド北東部の安全に関わる未解決の中印両国間の国境問題という歴史的障害を棚上げしたまま、モディ首相が BCIM 回廊計画完成のために中国と手を繋ぐことを決心したのは、恐らくこうした期待からであった。計画が完成すれば、理想的には、加盟 4 カ国全てにとってウイン・ウインの状況となり、加盟国間のより一層の理解と調和を促進し、もって対立の機会を減少させることになる。
- (3) しかし、インドは、幾つかの厳しい事実を認識しておかなければならない。問題の核心は、習近平の「一帯一路」戦略に合致し、「21 世紀海上シルクロード」を補完する、BCIM 回廊計画を通じて中国がインド東部に進出するための戦略的空間を、インドが容認することになるということである。このことは、中国の経済的、戦略的そして政治的影響力の浸透に道を拓くことになる。中国が南アジア、中央アジアやそれを越えた世界への戦略的進出を促進しながら、習近平とその他の指導者は、中国の平和的意図を繰り返し喧伝してきた。しかしながら、中国は南シナ海における中国の権利主張を益々強め、そしてインド洋における中国海軍のプレゼンスは普通の光景となってきた。中国の喧伝する意図が平和的であっても、インドは、疑念を払うことができるのか。この質問に対する答は、インドが BCIM 回廊計画で中国と手を握ったことと深く関係している。ドヴァル安全保障担当補佐官は 5 月の講演で、インドの対中関係が良くなってきても、国境問題は中国との 2 国間関係における死活的問題であることには変わりはなく、インドは極めて高い警戒心を維持しなければならない、と警告した。特に、ドヴァル補佐官は、中国が領有を主張するアルナチャルブランデーシュ州のタワング（中国名：达旺地区）があるインド東部地区に対するインドの懸念に言及した。
- (4) モディ首相は、中国をどの程度信用し、どの程度協調していくかを決定するという困難な任務を背負っている。モディ首相は、恐らく住民を反乱から手を引かせ、東部地域に平和と秩序をもたらすために、BCIM 回廊計画の促進に伴うリスクを計算していると思われる。同計画の促進はまた、モディ首相の「アクト・イースト」政策を補強することになり、インドの投資と貿易をより一層東方に向かわせることになる。またそれは、インドの近隣諸国との架け橋を構築するという、モディ首相の全体的な戦略を補強することになる。しかしながら、多国間の経済、開発構想への参画は、意志決定における国家の自由と主権にある種の制約が伴う。インドは、中国の主要な戦略構想、例えば BCIM グループやその経済構想、上海協力機構、そしてアジアインフラ投資銀行などに参加している。また、インドは、「ユーラシア経済連合 (the Eurasian Economic Union)」（抄訳者注：ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギス加盟、2015 年 1 月 1 日発足）との間で自由貿易協定を締結することに関心があるようである。こうしたことから、インドは今後、国益に関する戦略的決定を下すに当たって、これまで以上に様々な国や多国間機構からの圧力に直面することになる。従って、インドは、中国との未解決の主権問題が開発構想の過程で北東部地域に影響を及ぼすことがないように、BCIM 計画の進展を注意深く監視していかなければならないであろう。

記事参照 : Sparring India's strategic space for China's entry in the East

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1812>

7月10日「インド、アジア太平洋地域とインド洋においてより大きな責任を果たすべき—インド人専門家論評」(The Strategist, Australian Strategic Policy Institute, July 10, 2015)

インドのシンクタンク、The Observer Research Foundation の研究員、Darshana M. Baruah は、豪シンクタンク、Australian Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に 5 月 10 日付で、“China-US ‘Grand Bargain’: India's Future Stakes in Great Power Peace” と題する論文を寄稿し、インドはアジア太平洋地域とインド洋においてより大きな責任を果たすべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海の動向は、インド太平洋におけるインドの戦略的利益とその役割に重要な意味を持つ。ニューデリーはこれまで、南シナ海紛争に対しては直接的な言及を控えながら、航行の自由の必要性を強調するという立場を堅持してきた。しかしながら、インドは現在、その立場を変えようとしているようである。モディ政権下のニューデリーは、「ルック・イースト」政策から「アクト・イースト」政策へ転換し、南シナ海紛争を解決する必要性について直接的なコメントを出し始め、アメリカとの間でアジア太平洋とインド洋地域に対する合同戦略ビジョンに署名し、そして特に海洋における安全保障協力を推進するために域内の主要国家と協議している。モディ政権は、貿易及び戦略的な理由から、南シナ海を東方諸国との関係における重要地域として認識している。インドは、東南アジア諸国との関係を強化するために、自らを域内の主要な安全保障アクターとして位置付けている。インドは、南シナ海問題に対して直接的な懸念を表明するようになり、2014年のアメリカ及びベトナムとの共同声明、東アジア・サミットそしてインド・ASEAN 首脳会談を通じて、地域の安全保障を脅かす紛争の可能性を明確に指摘した。
- (2) アジア太平洋地域における海洋安全保障に対するインドの新たな姿勢は、恐らく必要ならその非同盟政策を放棄するというインドの意思を反映したものである。中国の台頭とインド洋への進出によって、今やインドは、インド太平洋に出現しつつある安全保障アーキテクチャの構築のために、域内の他のキープレーヤーとの連携の必要性を実感し始めていると見られる。それでも、インドは、台頭するもう 1 つのアジアの巨人として、アジアの戦略的問題に関与する限り、常に中国との最小限の協力関係を維持していくであろう。インドの中国との関係における課題と利点に関するモディ首相の現実的理解は、中国に対する慎重なアプローチが続くことを意味する。こうした慎重さは、アジア太平洋とインド洋地域において増大する中国の安全保障プレゼンスに対する、ニューデリーのアプローチに明らかである。南シナ海問題が激化し始めてから間もなく、インドはその態度を和らげた。ニューデリーは、アメリカが中国の人工島周辺に偵察機を派遣し、国際社会が域内における中国の行動を非難するワシントンの立場に同調した時、インドは、南シナ海問題に対する言及を控えた。
- (3) インド洋地域における将来の海洋安全保障アーキテクチャに影響を与える可能性がある重要な動向の 1 つは、2014 年 9 月、10 月のスリランカへの中国海軍潜水艦の寄港に続いて、パキスタンにも寄港したことである。インドの裏庭であるインド洋への中国の進出は、インドを警戒させた。インド洋における中国のプレゼンスは、もはや可能性の問題ではなく、現実となったのである。インドにとって、域内での戦略的利益を確保しながら、中国の進出という現状にどう対応するかが課題である。インド洋は常にニューデリーの主要な関心領域であり、従って、

増大する中国のプレゼンスは、インド洋地域の既存の安全保障秩序に対する挑戦を意味する。インドと中国は、長年にわたって陸上国境を巡って対立してきたが、今や、相互の戦略的利益が海洋領域において重複しつつある。台頭するアジアの大国同士の関係が管理できなければ、インド洋における海洋安全保障に深刻な影響を及ぼすことになろう。中国からのメッセージは明確である。即ち、中国は、大国を目指しており、従って、アジア太平洋地域とそれを超えて自国のプレゼンスを確立するために海洋に進出するというものである。インドは、これまでの中国の行動に静観的な態度を取ってきており、2015年のシャングリラ対話にも国防相を派遣しないという、戦略的誤算を犯した。シャングリラ対話は、地域の安全保障問題について懸念を表明することができる、重要なプラットフォームである。インドの国防相の出席と域内の他のキープレーヤーとの会話は、自国の責任を受け入れ、それを果たす用意があるとのインドの決意を示すメッセージを発信する機会となったであろう。

- (4) インドは今や、ASEAN などの域内の主要アクターとの関係の構築と強化を重視しつつある。ニューデリーは、姿を現しつつある新たな安全保障アーキテクチャとのバランスを取るために多角的な関与の必要性を認識しており、インド太平洋においてこうした関係を構築することに注力している。モディ首相は 4 カ国（オーストラリア、インド、日本及びアメリカ）対話の再開にしばしば言及しており、日本が 8 年ぶりに MALABAR 演習に参加し、インドとオーストラリアは 10 月に初めての合同海軍演習を予定しており、そしてニューデリーはインドネシアとのより強力な海軍関係の構築にも関心を示しているようである。また、インドは 6 月に、日本、オーストラリアとの初の外相レベル 3 カ国対話を開催した。責任の共有はインド太平洋における最良の方法であり、インドは、より積極的に安全保障上の役割を担っていくことに熱意を示しているようである。実際、ニューデリーにとって責任を果たすべき領域はあり、従ってあまりにも慎重な態度を堅持すれば、自らが望む「信頼性できる安全保障アクター」というイメージが損なわれる可能性がある。今や、ニューデリーは、域内の他のキープレーヤーと協力して、地域の安全保障アーキテクチャに対して積極的に貢献し続けなければならない。しかし、インドが安全保障分野に真剣に関わろうとするならば、象徴的にもまた実質的にも、より定期的で目に見える行動をとる必要がある。

記事参照：India's new approach in the Asia-Pacific and the Indian Ocean region

<http://www.aspistrategist.org.au/indias-new-approach-in-asia-pacific-and-the-indian-ocean-region/>

7 月 13 日「フィリピン、南沙諸島の占拠環礁の座礁船修復」(The Maritime Executive.com, Reuters, July 13 and 15, 2015)

フィリピン海軍は、南沙諸島の Second Thomas Shoal (仁愛礁) に座礁させた、BRP *Sierra Madre* の艦体と甲板を修復中である。同艦は米海軍が第 2 次大戦中に建造した、全長 100 メートルの戦車揚陸艦で、フィリピンは、パラワン島南西 105 カイリ (195 キロ) のフィリピンの EEZ 内にある Second Thomas Shoal の領有権主張を誇示するために、1999 年以来同環礁に座礁させ、少数のフィリピン軍要員が居住している。海軍は 2014 年末以来、中国海警局の巡視船の妨害を躲して、木製漁船や小型艇を使ってセメント、鋼材、ケーブルそして溶接装備などを運び込んでいる。修復作業に詳しい、あるフィリピン軍将官によれば、修復作業はゆっくりとした進展だが、2015 年末までには完了するという。艦体と甲板が補強され、エアコンも取り付けられ、将兵の居住環境が改善されるという。2014

年初めから、フィリピン軍による同艦に居住する将兵への再補給は中国海警局の大型巡視船にしばしば妨害され、キャット・アンド・マウスゲームの様相を呈しており、補給物資を積んだ小型船艇は大型巡視船が進入できない浅い水域を利用して再補給している。同環礁の西側に、中国が埋め立て工事を進める、Mischief Reef がある。

中国外交部報道官は 7 月 15 日、フィリピン軍による BRP Sierra Madre の修復作業に強く抗議した。

記事参照 : Philippines Reinforcing Old Navy Ship on Spratlys

<http://www.maritime-executive.com/article/philippines-reinforcing-old-navy-ship-on-spratlys>

Photo: BRP Sierra Madre on the Second Thomas Shoal, known as the Ren'ai Reef, in the South China Sea

<http://www.maritime-executive.com/article/china-warns-manila-over-spratly-ship-repairs>

【関連記事】

「フィリピン、2016 年からスービック基地施設利用再開」(Reuters, July 15, 2015)

フィリピン当局者が 7 月 15 日に明らかにしたところによれば、フィリピンは 2016 年初めから、かつてのスービック米海軍施設に戦闘機と 2 隻のフリゲートを配備する。スービック湾はルソン島西部の南シナ海に面した深水港で、かつては世界最大の米海軍基地であったが、1992 年に米軍との基地協定が廃棄された。国防省の Patino 次官によれば、フィリピン軍は 5 月に、Subic Bay 市当局との間で、更新可能な 15 年間のリース契約で、施設の一部を使用する協定に調印した。米海軍艦艇は 2000 年以來、フィリピン軍との演習時に停泊するために、あるいは修理や補給のために同港の商業施設を利用するために、同港にしばしば寄港してきた。同港の基地施設が再開されれば、2014 年 4 月の米比軍事協力に基づいて米海軍はより頻繁にアクセスできることになろう。23 年ぶりの基地再開によって、フィリピン空海軍は、南シナ海の係争海域における中国の動きに対して効果的に対応できるであろう。スービックは 2012 年 4 月以來、中国が占拠する Scarborough Shoal (黄岩島) まで東方わずか 123 カイリ (1980 キロ) の距離であり、韓国から購入する 2 機の FA-50 軽攻撃戦闘機 2 機がスービックに配備されれば、数分間の飛行距離である。

記事参照 : Philippines to station warplanes, frigates at former U.S. base facing disputed sea

<http://www.reuters.com/article/2015/07/15/us-southchinasea-philippines-subic-idUSKCN0PP2NN20150715>

7 月 15 日「『人工島』を巡る法的諸問題」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 15, 2015)

米 Harvard Law School で南シナ海の領有権問題を法的側面から研究する、Christopher Mirasola は、米シンクタンク CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative の 7 月 15 日付のウェブサイトにて、“What Makes an Island? Land Reclamation and the South China Sea Arbitration” と題する論説を寄稿し、南シナ海における中国の埋め立てによる「人工島」を巡る法的諸問題について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が南シナ海で造成した人工島は島といえるのか。フィリピンの答えは「ノー」である。フィリピンは、ハーグの仲裁裁判所における陳述書で、中国の「9 段線」を無効とし、中国が占拠

している 8 つの地勢を島ではないと判定することを求めた。これら 8 つの地勢の内、7 つの地勢で中国が継続的に埋め立てを行っている。国連海洋法条約 (UNCLOS) と国際法廷による過去の判決では、埋め立てによる土地造成はハーグの仲裁裁判所の判決に影響しないことを示している。何故なら、① 人工島は自然に形成された島に与えられる法的性格を持たない、そして、② 土地造成が、中国・フィリピン紛争が国際法律用語でいう「明確化 (“crystallized”）」した、いわゆる「基準日 (“critical date”）」以降に行われたからである (これについては後述)。

(2) 中国による土地造成は、南沙諸島の 7 つの係争中の地勢—ミスチーフ礁 (美濟礁)、ガベン礁 (南薰礁)、スピ礁 (渚碧礁)、ジョンソン南礁 (赤瓜礁)、カルテロン礁 (華陽礁)、ファイアリー・クロス礁 (永暑礁)、ヒューズ礁 (東門礁)—を劇的に変形させた。例えば、スピ礁は 1995 年には完全な「低潮高地」であったが、現在では満潮時でも 3.9 平方キロの地積が海面上に造成されている。UNCLOS が特定の地勢の地理的特徴に基づいた異なった法的性格を認めているため、一目で分かるこうした地勢の変更は、中国とフィリピンの両国にとって大きな意味を持ち得る。特に、南沙諸島を巡る紛争は以下の 3 つのタイプの地勢が関わっている。

- a. 低潮高地：干潮時にのみ、地勢が海面上に姿を現す。領海の外側に存在するかかる地勢はそれ自体の領海を有しない。
- b. 岩：恒久的に海面上にある地勢だが、人間の居住又は独自の経済的生活を持続することはできない。岩はそれ自体の領海と接続水域を有するが、EEZ と大陸棚を有しない。
- c. 島：人間の居住又は独自の経済的生活を維持することができる恒久的に海面上にある地勢で、それ自体の領海、接続水域、EEZ 及び大陸棚を有する。

埋め立て以前の、ジョンソン南礁 (赤瓜礁)、カルテロン礁 (華陽礁) 及びファイアリー・クロス礁 (永暑礁) は岩であり、その他はせいぜい「低潮高地」に過ぎなかった。埋め立てによる土地造成後では、これら地勢は、島ではないとしても、岩と見なされることになる。そこで、重要な問題は、これらの地勢の法的性格は、埋め立て前の実態か、それとも埋め立て後の実態かの、いずれの実態に基づいて決めるかということになる。

(3) UNCLOS によれば、島は、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」フィリピンにとって、自らの主張を正当化するためには、埋め立て地は「自然に形成された陸地」と見なすべきではないことを証明しなければならない。条約法に関するウィーン条約は、用語の「通常の意味に従い」解釈することを求めている (第 31 条 1)。UNCLOS 第 60 条は、沿岸国は「人工島・・・の周囲に適当な安全水域を設定する」ことができるが、「人工島、施設及び構築物は、島の地位を有しない」と規定している。UNCLOS は「人工島」を明確に定義していないが、第 60 条が人工島、施設及び構築物を区別しているという事実から類推できる。施設と構築物には通常、非自然的な材料 (石油掘削リグのコンクリートや鋼材のようなもの) によって組み立てられた物体が含まれる。「人工島」を別の用語として使うことによって、UNCLOS では、これを、自然物 (すなわち砂) と人工物体 (すなわち鋼材) からなる、異なるタイプの造成地と見なしている。もし人工島が自然物だけで作られた造成地であるとしても、UNCLOS でいう島とは見なされないであろう。従って、「自然に形成された」というのは、島が形成される過程を示すというのが妥当な解釈である。この解釈は、UNCLOS の交渉過程から確認することができる。当初、人工的に形成された島も自然島と同じように扱われるべきだとする、一部の専門家もいたが、1958 年までに、彼らの考えはほとんど論破された。実際、アメリカは交渉課程で、人工島に対するほとんどの海洋権原を排除するために、最終的に UNCLOS 草案に、

「陸地」の前に「自然に形成された」との文言を特に付け加えた。それ以来、専門家は、人工的に形成された島に、海洋権原を付与すべきでないことに同意してきた。

- (4) しかしながら、中国の埋め立てが始まったのはいわゆる「基準日」の後であることから、仲裁裁判所はこうした解釈的な疑問を審議する必要すらないかもしれない。「基準日」とは、2つの当事国間（この場合、中国とフィリピン）で「紛争が明確化」した日のことである。例えば、カリブ海の島嶼を巡る、ニカラグアとコロンビアとの紛争では、「基準日」は両国が当該島嶼の主権を主張する口上書を交換した日となった。法廷では一般的に、この日より以前に存在した紛争の実態を審議するだけである。ハーグの仲裁裁判所が南沙諸島の紛争の基準日を確定できるのか、もしそうなら何を以てそうするのかは明確ではない。フィリピンがこれらの地勢に対する領土主権を主張しているわけではないことから、日付を指定することはできないかもしれない（フィリピンは 2013 年 1 月 22 日に仲裁裁判所に中国を提訴した）。しかしながら、仲裁裁判官が基準日を使用するとすれば、3つの選択肢がある。即ち、1947 年（当時の中国国民政府が初めて「9 段線」を承認した時）、1970 年代の何時か（この海域の地勢をフィリピンが初めて占拠した、と中国が主張した時）、そして 2011 年 4 月 14 日（「9 段線」に対して抗議するフィリピンの口上書に対して、中国が応答した時）である。前記のニカラグア・コロンビア紛争を前例とすれば、3 番目の日付が最も妥当だが、それぞれの日付の利点については多くの論議が予想される。しかしながら、中国が埋め立てを始めた 18 カ月前よりは、3つの選択肢はいずれも、それ以前の日付である。従って、対象地勢の現在の地理的特徴は、問題にはならないであろう。フィリピンの提出資料が公開されていないため、どのような論点を取り上げられているかは不明だが、3,000 頁を超える説明資料が提出されているため、UNCLOS の解釈と「基準日」を含めて、予想される全ての論点を取り上げられていると考えて間違いのないであろう。いずれにしても、UNCLOS の正攻法的解釈が優先されるべきである。土地造成によって環礁を島に変えることはできないし、それらに海洋権限を付与すべきでもない。

記事参照：What Makes an Island? Land Reclamation and the South China Sea Arbitration

<http://amti.csis.org/what-makes-an-island-land-reclamation-and-the-south-china-sea-arbitration/>

7 月 15 日「ハーグの仲裁裁判に対する台湾の対応—台湾人の視点から」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 15, 2015)

台湾の中央研究院歐美研究所の宋燕輝研究員は、米シンクタンク CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative の 7 月 15 日付のウェブサイトにて、“What Makes an Island? Land Reclamation and the South China Sea Arbitration” と題する論文を寄稿し、ハーグでの仲裁裁判に関する台湾の対応、特に台湾が実効支配する太平島に関して、フィリピンがその口上書で島ではなく岩と主張していることに対して、要旨以下のように述べている。

- (1) 在オランダ中国大使館は 2014 年 12 月 8 日、南シナ海の仲裁裁判に関する登記所である常設仲裁裁判所 (The Permanent Court of Arbitration: PCA) に口上書を提出した。PCA は、12 月 7 日付の中国政府の口上書、「フィリピン政府によって提起された、南シナ海の管轄権問題の仲裁申し立てに対する中国政府の立場に関する文書 (Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines)」*とその英語版を国連海洋法条約 (UNCLOS)

- 附属書Ⅶに基づいて設置された仲裁裁判所の 5 人のメンバーに提出した。
- (2) 中国政府の口上書は、仲裁裁判所には本件に対する管轄権がないと主張し、その事由として、以下の諸点を指摘している。
- a. 仲裁裁判所に提訴された問題の本質は、南シナ海の幾つかの地勢に対する領土主権であり、UNCLOS の対象外であり、従って、条約の解釈や適用に関わる問題ではない。
 - b. 中国とフィリピンは、2 国間の政府機関の協議や南シナ海に関する 2002 年の行動宣言に基づき、交渉を通じて関係紛争を解決することに同意している。フィリピンは、一方的に仲裁裁判を始めることによって、国際法の下における義務を怠っている。
 - c. 更に、仲裁裁判の主題が UNCLOS の解釈や適用に関わるものと仮定したとしても、この問題は 2 国間の海洋境界画定問題の不可分の一部であり、従って、中国が UNCLOS に従って 2006 年 8 月に提出した、領有権主張に関する問題を（UNCLOS 第 298 条に基づく）第三者による調停から除外する 2006 年宣言に該当する問題である。
- (3) 台湾は、南シナ海における領有権主張と海洋境界画定問題の当事国として、仲裁裁判の動向を注視している。台湾はハーグでの審理を傍聴する代表団の派遣を熱望していたが、台湾の要望は、センシティブな政治的、主権的問題の故に、仲裁裁判所によって拒否された。中比両国政府がそれぞれの政治的配慮から、特に「1つの中国」政策の堅持という両国政府の方針から、仲裁裁判所に対して台湾の要請を受け入れないように助言したことは、大いにあり得ることである。台湾の馬英九総統は、7月7日に台北で開催された対日戦勝利 70 周年記念を祝う国際会議で、台湾政府は南シナ海における（台湾が実効支配する）太平島の主権を国際法に則って「断固として護る」と言明した。更に、馬総統は、「将来、台湾政府は平和目的による太平島の開発を継続し、同島を南沙諸島における人道支援、環境保護そして科学研究のためのハブにする」と述べた。馬総統は太平島が国際法の下における島の定義に合致することを強調し、太平島の島としての法的地位を拒否する他国による如何なる試みも、同島の法的性格を損ねることはないであろう、と強調した。馬総統のこの発言は、明らかにハーグで進行中の仲裁裁判手続きを視野に入れたもので、特に台湾は、フィリピンが仲裁裁判で太平島を UNCLOS 第 121 条の規定に基づいて島ではなく岩と主張していることに懸念を抱いている。
- (4) 台湾外交部は 7 月 7 日、仲裁裁判が太平島の法的性格に対する否定的な結果となる可能性について台湾の懸念を表明するために、南シナ海に関する 8 項目の声明を発表した。同声明の第 3 項は、太平島が UNCLOS 第 121 条に基づく「島」としての「議論の余地のない資格を有している」と強調している。更に、台湾政府が「この事実を断固擁護する」と強調している。台湾該外交部は、「この事実を否定しようとする他国による如何なる主張も、また太平島の法的性格と UNCLOS に基づいて同島が有する諸権利を損なうことはないであろう」と強調している。同声明第 8 項は、「太平島、あるいは南シナ海の他の如何なる島嶼とその周辺海域に関する、台湾の参加と同意なしで成立した如何なる協定や取極めも、台湾に対する法的拘束力を持たず、台湾政府によって承認されることもない」と主張している。
- (5) 太平島は、1946 年 12 月から台湾政府が領有権を主張し、1956 年以降、台湾軍要員が駐留している。台北は、太平島は、フィリピンが仲裁裁判所への口上書で述べているように岩ではなく、UNCLOS の定義に基づく島であり、従って 200 カイリの EEZ と大陸棚の権利を有しているということを、仲裁裁判所の調停委員が理解することを希望している。南シナ海の中国による U 字ライン、即ち「9 段線」に関する限り、台湾は未だ、国際法に基づく法的性格を明確にする用

意がなく、従って、前記の 7 月 7 日の外交部声明においても言及しなかった。国際社会と仲裁裁判所に、太平島が 1956 年以降台湾の実効支配の下にあり、かつ UNCLOS 第 121 条に規定する岩でなく島であることを誇示するために、馬英九総統は 2015 年末までに太平島を訪問することになろう。更に、その際、馬総統が 5 月 26 日に台北で提唱した、「南シナ海平和イニシアティブ (The South China Sea Peace Initiative: (SCSPI))」を推進するためのロードマップを発表する可能性もある。中国の「9 段線」主張と歴史的権原主張が UNCLOS に違反するものであるとする、仲裁裁判におけるフィリピンの基本的な主張に関する限り、台湾は、引き延ばし戦略をとることになろう。馬英九総統が 2016 年に退任するまでに、台湾が U 字ラインの法的性格を明確にすることはないであろう。

記事参照 : Taiwan's Response to the Philippines-PRC South China Sea Arbitration

<http://amti.csis.org/taiwans-response-to-the-philippines-prc-south-china-sea-arbitration/>

備考* : Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, December 7, 2014

http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml

7 月 15 日「ハーグにおけるフィリピンの法律戦—フィリピン人専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, July 15, 2015)

フィリピン De La Salle University の Richard Javad Heydarian 准教授は、米シンクタンク、CSIS の Asia Maritime Transparency Initiative の 7 月 15 日付のウェブサイトに、“The Battle of The Hague: Philippines v. China in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、オランダのハーグにおけるフィリピンの中国に対する法律戦は重大な岐路に直面しているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンが中国に対する仲裁裁判を求めてから 2 年以上になるが、国連海洋法条約(UNCLOS)に基づく仲裁裁判所が南シナ海の領有権紛争に対して管轄権を行使する権限を有していることを証明するという重大な課題に直面している。この管轄権問題をクリアしない限り、南シナ海における中国の行動に変更を強いる有効な国際的法的レジームを構築するには至らないであろう。このことは、世界で最も重要な海上交通路における紛争の平和的な解決だけでなく、国家間紛争の仲裁者としての国際司法機関の信頼性が問われているのである。
- (2) フィリピンは、中国との領有権紛争を巡って、UNCLOS 第 287 条及び付属書 VII に基づいて仲裁裁判を求めた唯一の国である。フィリピンは、少なくとも 5 つの主要な論点を提起している。何よりも、フィリピンは、古地図に基づいた、南シナ海に対する中国の「歴史的権利」主張を疑問視している。この主張は、中国の悪名高い「9 段線」主張の根拠をなしている。フィリピンはまた、仲裁裁判に対して、UNCLOS 第 121 条(島の制度)に基づいて、南シナ海における紛争対象地勢の法的性格を明確にすることを要求している。北京は、これら地勢のほとんどを島と規定し、200 カイリの EEZ と大陸棚を有すると主張している。それに対してフィリピンは、これら地勢を、最大限 12 カイリの領海を主張できる岩か、あるいは「低潮高地」と見なしている。南沙諸島は中国の最南端沿岸(海南島)から 670 カイリも離れており、フィリピンは、中国との EEZ におけるいかなる重複も否定している。更に、フィリピンは、2012 年半ばのスカボロー礁に対す

る中国の強制的な実行支配に対する仲裁裁判を求めている。中国は、フィリピン漁民の操業を妨害するために、準軍事機関による哨戒活動と EEZ 内における軍事力の展開を継続しており、そしてこの海域での、特にリードバンクにおけるフィリピンの資源開発を妨害している。フィリピンはまた、中国の大規模な埋め立てによる土地造成活動と、南シナ海全域における海洋開発や漁業資源の容赦ない収奪による海洋環境への破壊的な影響も懸念している。

- (3) 一方、中国の主要な対抗戦略は、手続きの技術的な問題を提起し、法的課題を妨害することである。この方針は、中国が 2014 年 12 月に公表した、「ポジション・ペーパー」*にも記述されている。UNCLOS に基づく仲裁裁判所は、主権に関連する問題を管轄する権限を持たない。中国は、特に領有権主張に関する問題を（UNCLOS 第 298 条に基づく）第三者による調停から除外する 2006 年宣言を繰り返し主張している。中国はまた、東南アジア諸国が 2 国間交渉などの代替メカニズムを排除していないと見ており、フィリピンが性急に第三者による仲裁を求めたことを非難している。
- (4) 従って、フィリピンにとっての課題は、代替メカニズムが無効であり、仲裁裁判が正当なアプローチであるということを証明することである。これは容易ではないであろう。法律専門家の間では、フィリピンが管轄権の問題を完全に克服できるかどうかを巡って、意見が分かれている。もしフィリピンがこの点を克服できれば、UNCLOS が中国の海洋における拡張主義的行動を抑制する有効なツールであるかどうかを慎重に見極めようとしている、ベトナムなどの国から、今後、中国は、同じような提訴に直面させられることになる。域内の貿易とエネルギー資源の輸送ルートとしての南シナ海の重要性を考えれば、ほとんど全ての国が、航行と上空通過の自由を犠牲にする、この海域の一国支配を阻止することに関心を持っている。であるが故に、仲裁裁判所が「歴史的な権利、あるいは歴史的な海」という概念と、それに基づく「9 段線」主張の明確化を中国に求めることが極めて重要なのである。驚くべきことに、北京は未だに、南シナ海におけるその領有権主張を支える、正確な根拠や法的正当化を明確にしていないのである。
- (5) フィリピンは全ての領有権主張国が国際的な法的レジームに従うよう真剣に取り組んでいるが、中国との 2 国間交渉は戦略的に不可避である。仲裁裁判所が管轄権を断念する場合は、UNCLOS 附属書 V に基づいて「調停委員会」を設置し、南シナ海における領有権主張の性格とその有効性に関して第三者の助言を求めるといふ、別のオプションもある。例えフィリピンが管轄権のハードルを乗り越えたとしても、依然として中国と 2 国間交渉が必要となろう。結局のところ、仲裁裁判所は、中国に対する如何なる不利な判決をも執行するメカニズムを持っていない。フィリピンと中国は、益々緊張を高めている南沙諸島における偶発的な衝突とその軍事的エスカレーションを回避するために、少なくとも信頼醸成措置を確立するための対話を継続していくことが肝要である。アキノ政権は、ハーグでの公聴会を妨害し、拒否することに全力を尽くしているように思われる、強大な隣国との絶対に必要な 2 国間対話を犠牲にして、本質的に不確実な法律戦を余りに重視し過ぎてきたのかもしれない。

記事参照：The Battle of The Hague: Philippines v. China in the South China Sea

<http://amti.csis.org/the-battle-of-the-hague-philippines-v-china-in-the-south-china-sea/>

備考*：Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, December 7, 2014

http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml

7月20日「南シナ海への中国のADIZ設定の危険性—米専門家論評」(The Diplomat, July 20, 2015)

米国際弁護士、Roncevert Almond は、7月20日付の Web 誌、The Diplomat に、“Mandate of Heaven: An ADIZ in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、中国が「9 段線」を囲むように防空識別圏 (ADIZ) を設定した場合の危険性について、要旨以下のように述べている。(なお、Almond は、ADIZ に関する法的諸問題について、米議会の米中経済安全保障諮問委員会 (U.S.-China Economic and Security Review Commission) でも証言している。)

- (1) 米議会調査局 (U.S. Congressional Research Service) の報告書によれば、国連海洋法条約 (UNCLOS) 加盟の 167 カ国の内、12 カイリ領海以遠の EEZ における他国の軍事活動を規制できる、あるいは禁止できると主張する加盟国は 27 カ国であり、中国がこれに含まれる。これに対して、アメリカはこれまで、EEZ を規定し、慣習国際法を反映する UNCLOS は EEZ 内における経済的活動に関する主権的権利のみを成文化したもので、公海の自由、特に航行と上空飛行の自由を認めている、との立場に立ってきた。
- (2) 台頭する国家にとって 1 つの試金石は、自らの戦術的な行動と戦略的目的を正当化するために、国際法規を自国に有利なようにねじ曲げられる能力である。慣習国際法は、その段階的な進化と (国家の行動や多数意見に見られる) 「バンドワゴンの性向」から見て、こうしたアプローチを許容している。これに対して、現状維持勢力は、制度化された条約レジームに一層、依存するようになる。南シナ海問題に関して、中国は、剣と盾の如く、慣習を巧みに使い分け、一方、アメリカや太平洋の同盟諸国は、UNCLOS などの法に定められた条件や手続きに依拠しようとしている。この熱を帯びた法律戦は、フィリピン政府が 2013 年 1 月 22 日に、南シナ海におけるフィリピンの海洋管轄権を巡る中国との紛争について、UNCLOS の規定に従い仲裁裁判に訴えたことから、ハーグにある常設仲裁裁判所に場を移した。これに対して中国は、2014 年 12 月 7 日に「ポジション・ペーパー」*を公表し、UNCLOS の解釈または適用といった問題を越えた主権問題は仲裁手続の適用外だと主張している。中国のこういった主張は、仲裁手続を停止させるものではない。この間、中国は、南シナ海の南沙諸島で埋立て活動を行った。複数の国との領有権争いの対象であり、南シナ海的主要シーレーンや航空路に位置する、中国の実効支配地勢における埋立て活動による土地造成は、2,000 エーカー (809 ヘクタール) にも及ぶ。UNCLOS 第 60 条は人工島や施設及び構造物は島の地位を有せず、従って領海やその他の海洋諸権利を持たないと規定しているにもかかわらず、こうした土地造成が継続されている。前出の中国の「ポジション・ペーパー」は、「南シナ海における中国の活動は、2,000 年以上も前からのものである」と、慣習に基づいて反論している。
- (3) また、北京は最近になって、南シナ海への防空識別圏 (ADIZ) の設定によって空域に新たな現実を作為することを仄めかした。ADIZ の範囲によっては、中国の ADIZ は、既存の国際空域管制エリア (例えば、マニラ飛行情報区 (FIR) やホーチミン FIR) と重複したり、領有権紛争地勢や海洋領域にまで延伸されたり、更には中国が実効支配している地勢をカバーしたりする可能性がある。アメリカは、滑走路の建設を含む中国による埋立て活動の目的の 1 つが中国の南シナ海における持続的な航空作戦能力 (中国大陸沿岸から遠く離れた ADIZ を実効的に運用するためには不可欠の能力) の強化にある、と確信している。ADIZ の設定は、南シナ海における中国の新たな活動として考慮しなければならないであろう。一部の少数意見は別にして、ADIZ は、現在の慣習国際法の下では、領空の拡大を意味せず、新たな領有権主張の手段でもない。また、その法的根拠は UNCLOS の海洋管轄権からは派生しない。ADIZ は、領土や領空に

隣接してそれを越えた空域に設定され、国家安全保障のために航空機を識別し、追跡し、管制するための空域である。ADIZ は、慣習国際法と国連憲章第 51 条に基づく固有の自衛権にその法的根拠を持つ。従って、ADIZ の地理的範囲とその運用は、必然性と適切性の原則に見合ったものでなければならない。国際空域や EEZ に関連づけた漠然とした安全保障空域の設定は、これらの原則に合致せず、また上空通過の自由といった国際法の他の諸原則にも合致しない。

- (4) 中国は、前例を無視して、南シナ海に新たな「強制的管制空域 (Mandate of Heaven)」を設定することで、ADIZ に関する慣習国際法を変更しようとする目論んでいるのかもしれない。南シナ海における ADIZ 設定宣言は、南シナ海のほぼ全域に対する中国の「議論の余地のない主権」と「(それに伴う) 諸権利や管轄権」主張を実効化することに繋がりがかねない。例えば、最も極端なシナリオとして考えられるのは、ADIZ が北京の「9 段線」地図を完全に取り囲むように設定された場合で、その空域は中国本土の約 22% に相当し、南シナ海の大半の空域をカバーすることになる。北京は、「9 段線」主張を維持するために、あるいは少なくともそれと矛盾しないようにするために、「9 段線」地図と ADIZ とを無理やり結び付けようとするかもしれない。中国が「9 段線」地図を取り囲む形で南シナ海に ADIZ を設定し、中国の「議論の余地のない主権」主張と一致させた場合、ADIZ 内の空域は、領空のように管制され、防衛されることになる。そうなれば、「9 段線」地図に起因する戦略的な曖昧さは消え去り、係争相手国に対する行動の自由を持つことになる。
- (5) アメリカや ASEAN 諸国は、航行の自由と上空通過の自由を実践していくことで、これに対応していくことになる。北京は、南シナ海に設定された中国の ADIZ を横切るフィリピンの民間航空機や米海軍機の飛行を妨害したり、撃墜したりするであろうか。中国の「領空」を通過することになる外国航空会社は、中国への上空通過料の支払いを強要されるであろうか。もし中国が他国の民間機や軍用機に対して強制行動をとらなかった場合、そのことは、ADIZ が中国の主権が及ぶ領空ではないことを意味することになるのであろうか。いずれにしても、南シナ海における主権を強調するために ADIZ を利用することは、既存の慣習国際法から大きく逸脱することになるだけでなく、台頭する大国にとって危険なギャンブルともなる。

記事参照 : Mandate of Heaven: An ADIZ in the South China Sea

<http://thediplomat.com/2015/07/mandate-of-heaven-an-adiz-in-the-south-china-sea/>

備考* : Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, December 7, 2014

http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1217147.shtml

7 月 25 日「南シナ海の小さな環礁を巡る大きな問題—英誌論評」(The Economist, July 25, 2015)

英誌、The Economist (電子版) は、7 月 25 日付で“Small reefs, big problems”と題する長文の記事を寄稿し、

- (1) 北京でも、ワシントンでも、戦略家達は、アメリカと中国が「トゥキディデスの罠」に陥る運命にあるかどうかという難問に取り組んできた。故事では、アテネの増大する力に対するスパルタの恐怖は、戦争を不可避とした。現代の類似は、既存の大国 (アメリカ) が台頭する国 (中国) との衝突を運命付けられているということである。日本では見方が異なっていて、日本のある当

局者は、戦前の日本の大陸における誇大妄想的侵略行動と同じ間違いを、強大化した中国が海洋で行っている、と指摘している。今のところ、中国の行動は、外交や法律戦に加えて、海上における既成事実化のゲームである。このゲームは、非軍事アセット、即ち、浚渫船と舢舨、海洋調査船やその他の調査船、そして海警局巡視船が主体となっている。中国は、埋め立て工事による土地造成は公共財（例えば灯台、漁民のための台風避難所、気象観測所や捜索救難施設）を提供することを目的としている、と主張している。しかしながら、米国防当局者は、実際の目的が軍事的であることを確信している。Fiery Cross Reef（永暑礁）の長さ 3,000 メートルの新設滑走路は中国が保有する全ての軍用機が離着陸可能で、戦闘機の格納庫のような建造物も建設中である。別の埋め立て地勢では、火砲の設置が確認されている。アメリカの専門家は、こうした前哨拠点は動けない「空母」のように脆弱で、如何なる紛争でも早期に使用不能になろうと見ている。しかしながら、平時には、人工島は、中国の力を投影する前線拠点として役立つであろう。中国は、南シナ海のほとんどを取り込む輪郭が不明確な U 字形（「9 段線」）の領有権を主張しており、隣接諸国とその主張が重複している。アメリカは、領有権主張についてはいずれの国にも与しない立場をとっている。アメリカの最優先事項は、上空飛行の自由と航行の自由を維持することである。そのため、アメリカは、人工島周辺に定期的に軍の偵察機を派遣している。

- (2) 中国の南シナ海における高圧的行動は、一部の東南アジア諸国をアメリカに走らせ、アメリカの「アジアへの軸足移動」に口実を与えた。また、これら諸国は、軍備の増強に力を入れ始めた。日本は、フィリピンに 10 隻、ベトナム 6 隻の新造巡視船を供与する計画である。ベトナムは、ロシアからの武器購入を増やすとともに、アメリカとの関係を急速に強化している。フィリピンは、アメリカとの間で新しい防衛協定に調印し、これによってアメリカがスービック湾の以前の基地や他の基地を利用できるようになる。また、軍備を強化する計画である。フィリピンの購入品目リストには、新しい戦闘機、フリゲートそして海上哨戒機が含まれている。しかし、フィリピンの現状から、どれほどの予算が軍備に割けるかは疑問である。現在、多くの専門家は、「低潮高地」に造成された中国の人工島が国連海洋法条約（UNCLOS）の下で領海や EEZ といった海洋権限を有するかどうかについて、フィリピンが判断を求めた、ハーグでの仲裁裁判所での手続きを注意深く見守っている。仲裁裁判では、領有権自体について判断することはしないが、フィリピンは、中国の漠然とした大雑把な「9 段線」主張をなし崩しにする道義的勝利を望んでいる。中国は、仲裁裁判の過程に参加することを拒否したが、否応なしに法的議論に引き込まれつつある。
- (3) アジアの勢力均衡に容赦ない変化が見られる。軍事専門家は、概ね次のような見方をしている。即ち、台湾は、数年前に中国による台湾の侵攻を阻止する能力を失った。日本は、今後 10 年から 15 年程度は、遠隔の島嶼を防護することができるかもしれない。従って、長期的な問題は、日台いずれも、中国の攻撃を抑止できる程、強力な損害を中国に強いることができるか、そしてより重要な問題は、アメリカが依然、どの程度、形勢を一変させる用意があるのか、あるいはそれができるのか、ということである。20 年後に、中国が台湾の近傍にミサイルを打ち込む台湾海峡危機が再発した場合、アメリカは警告として再び台湾近海に「空母」を展開するであろうか。無条件に「はい」と答える者は殆どいまい。軍事的思考は著しく変化している。アメリカは、中国の増大する「近接阻止/領域拒否（A2/AD）」能力を打破するための新たな兵器を模索している。また、米海軍大学のトシ・ヨシハラは、日本は陸上基地対艦ミサイル、潜水艦、高速ミサイル艇による「海上のゲリラ戦」、そして機雷戦を重視すべきと考えている。アメリカ

は、類似の戦術を採用するよう、台湾を懲罰している。日本の防衛当局者は、台湾の安全保障が日本の安全保障にとって不可欠であることを個人的に認めている。米シンクタンク、The Centre for Strategic and Budgetary Assessments の Andrew Krepinevich は、彼の主張する「列島伝いの防衛網 (“archipelagic defense”）」*をフィリピンまで拡大するために、アメリカは支援すべきであると主張している。

- (4) こうした考えは、東シナ海と南シナ海が中国の湖になりつつあり、従ってなし得る最良の対策が中国をその中に閉じ込めておくことであることを認めた、窮余の一策と言えるかもしれない。今後の目標は、中国の高圧的な行動を抑止しながら、台頭する中国を近隣諸国との協調的關係に引き込むことでなければならない。中国が外圧に無関心であるということは信じがたい。北京の一部の専門家は、中国が最近海洋においてあまりにも高圧的であったと考えている。今のところ、アジアにおける抗争が武力紛争にエスカレートすることを防止できるかどうかは、中国の周辺海域を哨戒する軽武装の巡視船の乗組員が冷静さを保つことができるかどうかにかかっているかもしれない。

記事参照：Small reefs, big problems

<http://www.economist.com/news/asia/21659771-asian-coastguards-are-front-line-struggle-check-china-small-reefs-big-problems>

備考*：How to Deter China -the Case for Archipelagic Defense

<http://www.riabou.net/entry/2015/05/09/080000>

(抄訳は『海洋情報季報』第 9 号 2. 軍事動向参照)

7 月 27 日「インドネシアの南シナ海に対する 2 重戦略—インドネシア人専門家論評」(RSIS Commentaries, July 27, 2015)

インドネシアのシンクタンク、The Centre for Strategic and International Studies (CSIS) の研究員、Iis Gindarsah は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の 7 月 27 日付の RSIS Commentaries に、“Indonesia and the South China Sea: A Two-fold Strategy” と題する論説を寄稿し、インドネシアの南シナ海戦略について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海の領有権紛争に対するインドネシアの視点は、以下の 4 つの関心事から定義されている。
- a. 第 1 に、南シナ海紛争は、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づくインドネシアの群島国家としての位置づけに対する潜在的な挑戦となっていることである。中国の「9 段線」主張のある解釈では、北京の海洋管轄権の拡大はナトゥナ諸島周辺海域に対するジャカルタの管轄水域を包含している可能性を示唆している。ウィドド大統領は最近、インドネシアが 2010 年に国連事務総長宛に提出した外交書簡を例に挙げ、中国のこの悪名高い境界線が「国際法における法的根拠を欠いている」ことを改めて強調した。
 - b. 第 2 に、中国の領有権主張に対するインドネシアの懸念は、経済的利益を反映していることである。ナトゥナ諸島の海底には、豊富な海洋資源に加えて、相当量の天然ガスが埋蔵されていると考えられている。ジャカルタは、Natuna Block D-Alpha を含めた沖合のガス田を、エネルギー安全保障のための死活的な領域と指定している。インドネシアは南シナ海における中国の浚渫活動に対しては静観的な姿勢を維持しているが、海洋生態系を破壊する浚渫活動に対する懸念が国内で高まりつつある。
 - c. 第 3 に、南シナ海における海洋境界画定が未解決の状態であることは、インドネシアの国境

と海洋安全保障を不安定にしかねないということである。漁業海洋省によれば、ナトゥナ海域は違法操業に最も脆弱な海域であり、年間数十億ドルの損失となっている。

- d. 第 4 に、南シナ海での長引く緊張や武力衝突の可能性は、東アジアの地政学的な安定を求めるインドネシアの願望を損ねることになりかねないということである。ジャカルタは、この多国間の領有権紛争を、中国の台頭と北京との 2 国間の「包括的・戦略的パートナーシップ」にあって、「リトマス試験」と見なしている。インドネシアの核心的懸念は、海洋紛争が、地域的自立性と、進化する地域的アーキテクチャを管理する ASEAN の能力に及ぼす影響である。
- (2) 南シナ海の領有権紛争解決の見通しは、予測し得る将来にわたって依然低いままであろう。しかしながら、最近の出来事は、小さな一方的な行動が長期的な影響をもたらす可能性を示唆している。こうした行動には、他国が管轄権を主張する海域への中国船の頻繁な侵入、沖合での石油や天然ガスの探査、そして埋め立て活動などが含まれる。中国と ASEAN の紛争当事国との間の緊張激化に伴って、インドネシアの政策立案者は、南シナ海の紛争海域における「戦略的な衝撃事態」を想定した防衛措置を模索してきた。RSIS の客員研究員、Robert Haddick は、南シナ海における出来事は「ゆっくりとした小さな行動の蓄積が長期的には重大な戦略的变化をもたらす、『サラミスライジング』の過程を示している」可能性を指摘した。最近、中国は、南沙諸島の実効支配地勢において、海洋監視のための関連施設を建設する意図を持って、大型浚渫船で埋め立てを行っている。北京は、サンゴ礁の上に人工島を造成し、滑走路と海軍施設を建設している。進行中の土地造成活動は、南シナ海紛争に大きな影響を与えることになろう。新しい人工島で運用される滑走路、棧橋あるいは運用監視システムといった、戦略的インフラによって、北京は、南沙諸島全域において艦船や航空機の航行を管制することができるようになろう。要するに、中国の大規模な埋め立て活動は、係争海域におけるより大きな拠点の確保と、戦力投射能力の強化という狙いがあることを示唆している。3 年前のプノンペンとは違って、2015 年の ASEAN 首脳会談は、強力な声明を発表することができた。域内の指導者は、「南シナ海における信頼を損ねてきた」土地造成に「深刻な懸念」を表明した。しかしながら、声明は、外交的対立のエスカレーションを恐れ、地域の懸念の元凶である中国を名指しすることは控えた。
- (3) 南シナ海に幅広い利益を持つインドネシア政府は、国家安全保障と地域的安定の維持目的とした、2 重戦略を採用しているようである。
- a. 第 1 に、インドネシアは、南シナ海の領有権紛争当事国間の「信頼醸成」に関する地域的取り組みの最前線に立ってきたし、幾つかの成果を挙げてきた。いわゆる「3+1」対話もその 1 つであり、紛争海域における行動規範 (COC) の草案起草の基礎として、相互信頼の促進、紛争の防止と偶発的な事案の管理、そして建設的な環境の創出を訴えた。最近、ウィドド大統領は、南シナ海紛争に対するインドネシアの中立的立場を再確認した上で、紛争解決のための「誠実な仲介者」になることを申し出た。しかしながら、インドネシアの願望や役割における最大の課題は、南シナ海紛争に対する東南アジア諸国の多様な認識とアプローチである。ASEAN の合意形成外交を考えれば、基本的な相違を乗り越えて和平条件を実現することは、ジャカルタにとって不可能ではないとしても、困難な課題である。
- b. 第 2 に、中国と ASEAN の紛争当事国との間の緊張激化に伴って、インドネシアの政策立案者は、係争海域に近い自国の海洋境界内における南シナ海での「戦略的な衝撃事態」を想定した、防衛措置を熟考し始めた。中国の巡視船が不法操業者を逮捕しようとしたインドネシアの行為を妨害した、ナトゥナ諸島海域での過去の事例は、ジャカルタの政策立案者に警鐘を鳴らした。

Cuarteron Reef (華陽礁) と Fiery Cross Reef (永暑礁) で進行中の土地造成によって、インドネシア海軍は、漁船と巡視船との同様の遭遇事案が今後益々増えていくと認識している。インドネシアの軍当局はまた、望ましくないエスカレーションを回避するために、「低強度戦力の均衡化 (“low-intensity balancing”）」措置を再調整し始めた。既存の防衛計画には、軍事力の再配置と、ナトゥナ諸島周辺の「前進作戦拠点」の強化が含まれている。武器調達については、インドネシアの軍当局は、強襲揚陸艦、補給艦、空中早期警戒そして給油機の選択的な取得を通じて、軍事兵站能力を近代化しようとしている。こうした計画は、遠隔の紛争地点への迅速な軍事力の展開と、そこでの持続的な作戦遂行を可能にすることが狙いである。

- (4) しかしながら、この 2 重戦略は、南シナ海に対するインドネシアの戦略的思考の急激な 2 分化を意味するものではない。ナトゥナ諸島におけるインドネシアの前方海洋プレゼンスは、域内のパートナー諸国との様々な海軍間の協調的行動による、「防衛外交」のための貴重なアセットである。軍事力は、インドネシアの外交政策の大きな部分を占める重要な手段である。

記事参照 : Indonesia and the South China Sea: A Two-fold Strategy

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2015/07/CO15158.pdf>

7 月 29 日「中国の人工島造成とその軍事化の危険—CSIS 専門家論評」(The Interpreter, July 29, 2015)

米シンクタンク、The Center for Strategic and International Studies (CSIS) の Asia in the Freeman Chair in China Studies 上席顧問、Bonnie Glaser は、豪シンクタンク、Lowy Institute for International Policy の Web 誌、The Interpreter に、7 月 29 日付で、“The growing militarisation of the South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海における中国の人工島で増強される軍事的な能力は、弱小な近隣諸国に対する優位性を中国に提供し、この地域のアメリカの軍事活動に対する挑戦をもたらすだろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 7 月下旬に米コロラド州アスペンの安全保障フォーラムにおいて、ハリー・ハリス米太平洋軍司令官は、南シナ海で新しく造成された中国の人工島が中国軍の前進作戦拠点となる可能性がある」と説明した。北京は、人工島の軍事的拠点としての利用を否定し、搜索救難や自然災害対処などの公共施設として提供する計画を強調してきた。中国の人工島の軍事的使用の可能性とは、そしてそれがもたらす脅威とは何か。まず、南沙諸島の前進拠点には、中国の情報、監視、偵察及び海洋情勢識別能力を強化する、レーダーや電子盗聴機器が設置されることは間違いのないであろう。Fiery Cross Reef (永暑礁) に新しく建設された、3,000 メートルの滑走路は、中国軍が保有するあらゆる航空機が利用できるであろう。ハリス司令官によれば、B-52 爆撃機でも離着陸可能である。中国は、この滑走路に、海洋哨戒機、空中早期警戒管制機、無人機、輸送機、爆撃機そして戦闘機を配備することができよう。どのようなプラットフォームとシステムを配備するかにもよるが、中国は、この前哨拠点から 1 日 24 時間、年中無休で、南シナ海の全てではないが、そのほとんどの海域を監視する能力を持つ可能性がある。こうした新たに強化された能力によって、中国はより弱小な近隣諸国に対して優位に立つとともに、この地域のアメリカの軍事活動に対して新たな難題を突きつけることになるだろう。
- (2) 中国は、「9 段線」内の全てあるいはその一部を覆う防空識別圏 (ADIZ) を宣言するかもしれない。ADIZ を実効あらしめるためには、南シナ海の各所に何本かの滑走路が必要となる。中国は、西沙諸島にある Woody Island (永興島) の滑走路を約 2,400 メートルから 3,000 メートルに延伸

した。最近の衛星画像は、中国が南沙諸島の Subi Reef (渚碧礁) でも新たな滑走路の建設準備をしている可能性を示唆している。中国は 2013 年 11 月、東シナ海の係争海域に ADIZ を一方的に設定した。当時、中国人民解放軍の少将は、中国軍は東シナ海、黄海そして南シナ海を含む中国近海全域に ADIZ を設定するための長期計画を持っていることを、筆者 (Bonnie Glaser) に打ち明けた。更に、中国は、接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 領域を、南方と東方のフィリピン海とスルー海方向へ拡大するために、南沙諸島の前進拠点を利用する可能性がある。これらの滑走路によって、中国本土や海南島配備の中国軍の航空機の行動範囲は、南シナ海全域とそれ以遠の海域にまで及ぶことになろう。域内の米軍の行動に対する中国の監視能力と対応能力は、大幅に強化されるであろう。中国沿岸から遠く離れた前進拠点から米軍機や他国軍機を迎撃するために、これら拠点に中国軍機が配備されることになろう。更に、もしマラッカ海峡が封鎖されるような事態になれば、中国軍機と戦闘艦艇がマラッカ海峡に前進する所要時間は大幅に短縮されるであろう。ハリス司令官によれば、中国が人工島に対艦巡航ミサイルやその関連システムを配備したかどうかは現在のところ確認されていないが、こうしたミサイルシステムは近い将来、地対空ミサイルとともに配備される可能性がある。更に、Fiery Cross Reef (永暑礁) の港湾は、中国海軍が現在本拠地としている海南島の浅海域よりも潜水艦の配備に適している。Fiery Cross Reef から数キロ離れば、直ぐに水深 2,000 メートルの海域になるからである。

- (3) 軍事紛争が生起すれば、人工島はそこを拠点とする艦艇や航空機と同様に、攻撃に対して脆弱であろう。しかし、平時や紛争に至らない危機においては、人工島とその配備戦力は、現在の能力によるよりも更に遠距離にある米軍戦力を脅かすことになろう。このことは、台湾防衛に当たるアメリカの努力に重要な意味を持つ。アラビア湾やインド洋から台湾支援に向かう米空母打撃群は、南シナ海を航行して北上することになる。更に、戦時には、これら人工島とそこから活動する航空機や艦艇を攻撃する必要があり、従って、米軍の他の任務の遂行戦力から所要アセットを引き抜かなければならない。また、中国がこれらの前進拠点から他の領有権主張国の占拠拠点を奪取する決心をした場合、中国軍は現在以上の強力な能力を持つことになろう。ヘリコプター、両用上陸用艦艇そして移動式火砲は、近隣の他の領有権主張国の占拠拠点を攻撃するために使用されるであろう。あるいは、中国は、他の領有権主張国が自らの占拠拠点を放棄するよう圧力をかけることもできる。例えば、第 2 大戦当時の揚陸艦を座礁させた、フィリピンが占拠する Second Thomas Shoal (仁愛礁) のような孤立した拠点に対して、2014 年初めにやったように、補給活動を妨害することもあり得よう。
- (4) 中国に対する南沙諸島における人工島造成の中止要求は、無視されてきた。過去 1 年半の狂気じみた浚渫ペースから見て、可能な限り早く人工島の造成を完了させることは、明らかに北京の最優先課題である。しかしながら、中国や他の領有権主張国による占拠拠点の軍事化を阻止する可能性はある。これら領有権主張国による攻撃的な戦力投射能力の配備は、危険であり、不安定要因となるであろう。アメリカは、南シナ海の全ての領有権主張国に対して、自らの占拠拠点への戦力配備を防御能力のみに厳格に規制する協定を実現するよう支援すべきである。中国の人工島造成とその使用目的の不明確さから、ASEAN 諸国、あるいは少なくとも海洋安全保障に重大な利益を有する一部加盟国は、危機軽減措置と領有権紛争解決のメカニズムを盛り込んだ、行動規範 (COC) の起案に乗り出すべきである。中国は、一定の時間枠で COC について ASEAN と合意を目指すことには明らかに乗り気ではない。しかしながら、他の領有権主張国にとっては、COC を推進させる時である。中国と ASEAN 全体が COC を起草し、署名

する用意がないのであれば、まず有志連合がそれを実現させ、他の関係国に後からの参加を促すべきである。アメリカと、同じ考えを持つ諸国は、元々水面下の暗礁であった中国の人工島の周辺海域における航行の自由のための哨戒活動を行うべきであろう。国連海洋法条約の規定では、人工島は「島」の資格を有しない。何故なら、それらは水に囲まれ、高潮時においても水面上にある自然に形成された陸地ではないからである。従って、人工島は如何なる海洋権限も有しない。アメリカは 1979 年以來、世界中において海洋の権利を護るために、航行の自由作戦のプログラムを実行してきた。このような哨戒活動を南沙諸島で実行することは、領有権紛争が平和的に、そして国際法に従って管理されなければならないということ、中国とこの地域に示すことになろう。

記事参照：The growing militarisation of the South China Sea

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2015/07/29/The-growing-militarisation-of-the-South-China-Sea.aspx>

7 月 30 日「インド洋を『中国洋』に変質を目論む中国の海洋野心—インド人専門家警鐘」(South Asia Analysis Group, July 30, 2015)

インドのシンクタンク、South Asia Analysis Group の国際関係、戦略問題のコンサルタント、Dr. Subhash Kapila は、7 月 30 日付の South Asia Analysis Group のウェブサイトにて、“China’s Maritime Ambitions in The Indian Ocean: India’s Wake-Up call” と題する論説を寄稿し、インド洋を「中国洋」に変質させようとしている中国の海洋野心に「警鐘」を鳴らし、迅速なインドの対応を求めて、要旨以下のように述べている。

- (1) インド洋における中国の最優先の野心は、「インド洋」におけるインドの支配的地位に取って代わり、この広大な海原を「中国洋 (a ‘Chinese Ocean’)」に変質させることである。しかも現在、この試みは、2015 年に公表された最新の『中国の軍事戦略』によって、より明確で、予測可能な形でその輪郭を知ることができる。東シナ海と南シナ海における中国の瀬戸際政策と軍事的侵出は、中国の大戦略における重点を、陸中心戦略から海洋中心戦略に変えていく上での海洋における戦略的な動きとしては、「小さな変化」である。この戦略的重点変更の中核をなすものは、「インド洋」を「中国洋」に変質させていくという、中国の野心である。そこにおける含意は、インド海軍の野心を抑えるといった狭い目的だけでなく、主たる地政学的目的として、インドの「戦略的減退 (“Strategic Diminution”）」を目指す中国によるより大きなゲームでもある。インド洋はまた、中国が台頭する大国としてより大きなゲームを演じようとしている、チェスボードでもある。このゲームの初手が、「真珠数珠繋ぎ (“String of Pearls”）」戦略である。次の手が、国際海洋安全保障における穏健なステークホルダーという上辺のイメージを打ち出すために、ソマリア沖とアデン湾における海賊対処作戦に積極的に参加したことで、続いて海軍の拠点を確保するために、スリランカ、モルジブそしてセイシェルに言い寄り、そして現在では、いわゆる「海洋シルクロード」構想である。この構想は、招請された諸国による通商開発構想という穏健なラベルが貼られているが、南シナ海とインド洋に対する長年目指してきた海洋支配戦略以外の何もものでもない。
- (2) インド洋を「中国洋」に変質させようとする野望を追求していくに当たって、中国から主たる共謀者としての役割を付与されているのはパキスタンである。中国は、パキスタンに 2 つの主要な役割を割り当てている。まず、戦略的に重要な位置にある、ホルムズ海峡に近いグワダル

港を、現在は商業港だが、中国が実質的に中国海軍の独占的な施設として使用できるようにすることである。グワダル港は、2つの主要な理由—いずれも中国の主たる戦略的所要—から重要である。まず、グワダル港は、中国のインド洋への野望と関連する、中国海軍の水上戦闘艦や潜水艦にとって前進作戦拠点となる。現在、グワダル港は、グワダルと新疆ウイグル自治区の外縁にあるカシュガルを繋ぐ、総額 460 億ドルの中国・パキスタン経済回廊プロジェクトを通して、中国によるパキスタンの戦略的隷属化のための中核となる海運ターミナルである。この回廊によって、エネルギー安全保障のライフラインにおける「マラッカ・ジレンマ」を克服することが可能になる。中国がパキスタンに割り当てた 2 番目の役割は、パキスタン海軍の潜水艦戦力の増強によって、インド海軍西方艦隊によるアラビア海の制海を阻止することである。最近中国が締結した、8 隻の潜水艦をパキスタン海軍に供与する契約はその先兵である。そこにおける中国の意図は、インド海軍によるシーレーン遮断作戦からアラビア海における中国のエネルギー・ライフラインを護る有力な戦力として、パキスタン海軍を増強することにある。

- (3) インド洋を「中国洋」に変質させようとする中国の脅威はインドの政策立案者への「警鐘」であり、次々に展開される中国の海軍戦略はインドの迅速な対応を必要としている。インドは、海軍艦艇を 200 隻に増強する方針を明らかにしているが、方針の表明だけでは十分ではない。増強計画を即時実施するための予算措置や、無気力な国防省官僚と造船所を活動させるには強力な政治力が必要である。200 隻海軍への増強は、水上戦闘艦や潜水艦に限るべきで、兵站補給艦や哨戒艇で辻褄を合わせるべきでない。ベンガル湾とアラビア海の両方にある沖合の島嶼は、海洋攻撃航空戦力と監視能力を備えた、主要な海軍基地に格上げされることになっている。空母と、駆逐艦、フリゲート及び潜水艦で構成される強力な空母打撃群で構成される、南方艦隊の創設は喫緊の課題である。この艦隊は、スリランカ南方のインド洋地域における作戦任務に専念すべきである。また、南シナ海を含む、インド洋への東方からのアクセス海域における作戦任務に専念する、別個の海軍任務部隊の編成も喫緊の課題である。
- (4) アメリカ、日本、東南アジア諸国そしてヨーロッパ諸国は、インド洋の制海権が中国の手に渡らないようにすることで、インドと戦略的利益を共有している。このことはインドにとって大きな戦略的アセットだが、インドは、これら諸国の積極的な支援を活用できていない。インド洋におけるインド海軍の優位を妨害しようとする中国の企図を阻止するためのインド海軍の増強計画では、2つの要素が重要である。1つは、迅速なインド海軍の拡大による「攻撃精神 (an 'offensive spirit')」の発揚である。そしてもう 1 つは、インド洋が真に「インド洋」であり続けるためには、インドは、インド洋の安全保障に重要な利害関係を持ち、インド洋の海洋安全保障は管理されるべきだが、インドの手でそうされるべきであるとの戦略構想を伝統的に容認してきたヨーロッパや日本とともに、アメリカに対して、インド洋を「インド洋」たらしめる不可欠の要素である、インドの海軍戦略を支えるよう要請することであろう。

記事参照：China's Maritime Ambitions in The Indian Ocean: India's Wake-Up call

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1825>

8 月 11 日「南シナ海問題に対するアメリカの中立性への疑義—バレンシア論評」(The Strait Times, August 11, 2015)

中国の南海研究院の非常勤上級研究員、Mark J. Valencia は、8 月 11 日付のシンガポール紙、The Strait Times (電子版) に、“The issue of US ‘neutrality’ in South China Sea disputes” と題する論説を寄稿

し、南シナ海問題に対するアメリカの中立性について疑義を呈し、要旨以下のように述べている。

- (1) ラッセル米東アジア・太平洋問題担当国務次官補は 7 月 21 日、シンクタンク、戦略国際問題研究所 (CSIS) 主催の南シナ海に関する会議での基調講演後、中国南海研究院の呉士存院長からの、南シナ海紛争におけるアメリカの中立性に関する質問に答えて、「我々は、国際法の遵守に関しては中立ではない。我々は、ルールを守る側の立場を強く支持する。しかしながら、主権主張に対しては特定の立場に与しない。我々の関心は、関係国の行動にある」、「我々はまた、国益を護ったり、紛争における公正さや解決を求めたりする手段として、合法的な国際的メカニズムに訴える国家の権利について、強い関心を持っている」と述べた。このことはアメリカが以前から何度も言っていることだが、中国は、この発言を、南シナ海問題に対するアメリカの政策についてのこれまでの発言と行動との文脈の中で、検討するであろう。そうすることで、中国は、アメリカは不誠実であり偽善的であり、そして実際に南シナ海問題で中国と競合する他の領有権主張国を支援している、と結論付けるであろう。何故か。
- (2) アメリカは、国連海洋法条約 (UNCLOS) に加盟していないにも関わらず、中国に対して、その領有権主張は UNCLOS に準拠すべき、と主張している。このことは、中国の「9 段線」内における管轄権に対する中国の如何なる「歴史に基づく」主張も無効であるということを示唆している。この点については、中国と台湾以外のほとんどの国が同意するであろう。しかし、これは中立的な立場ではない。フィリピンやマレーシアの権利の主張も、中国の歴史的な「9 段線」主張と同様に、疑義のある根拠薄弱なものであるが、アメリカはそれらの主張には沈黙している。ベトナムとインドネシアも、UNCLOS 加盟国だが、自国領海内における事前許可のない外国軍艦による無害通航を認めていない。他方、マレーシアは、自国の EEZ 内における外国軍隊の軍事演習を認めていない。それでも、アメリカは、中国に対するように、これら諸国を公には非難していない。しかも、アメリカは、航行の自由計画の下で、マレーシア、ベトナムあるいは台湾ではなく、中国が主張すると見られる幾つかの「低潮高地」由来の領海に対して、異議を申し立てることを明らかにしている。
- (3) ラッセル国務次官補の発言は、中国に対して「中立」とは恐らく言えまい。中国は、この発言を、フィリピンが提訴した仲裁裁判の審議に中国も参加するべきだと仄めかしている、と受け止めるかもしれない。しかしアメリカも中国も承知のように、中国が審議に参加しないことは中国の権限内の行動であり、実際、大国が国際裁判の審議に参加しないのは初めてではない。ニカラグアは 1984 年に、国際司法裁判所 (ICJ) にアメリカを提訴した。アメリカは、ICJ が管轄権を持っていないとの主張が ICJ に拒否されたことから、審議への参加を拒否した。ICJ はその後、ニカラグアの反政府勢力に対するアメリカの支援を国際法違反とする判決を出した。アメリカは、国連安保理事会で判決の執行を阻止し、ニカラグア政府が補償を得ることを阻止した。また、中国は、ラッセル国務次官補の発言を、南シナ海における中国の人工島の造成とその「軍事化」に対する最近のアメリカの猛烈な非難と、一方で他の領有権主張国による類似の活動に対する沈黙という文脈において、アメリカの中立性を検討するであろう。
- (4) 要するに、中国は、南シナ海問題に対するアメリカの中立性について、不誠実で二枚舌であると見なす可能性が高い。アメリカは、一貫性を保ち、中国を政治的に追い詰めることを止める必要がある。さもないと、好ましくない結果になるかもしれない。実際、中国は、アメリカは中国を敵として見なしていると結論付け、そしてそれに基づいて計画し行動するかもしれないのである。

記事参照 : The issue of US 'neutrality' in South China Sea disputes

<http://www.straitstimes.com/opinion/the-issue-of-us-neutrality-in-south-china-sea-disputes>

【関連記事】

「バレンシア論評に対する反論—クラスカ米海大教授」(The Strait Times, August 14, 2015)

米海軍大学教授、James Kraska は、8月14日付の The Strait Times (電子版)に、“US ‘not neutral’ in South China Sea? A rebuttal” と題する論説を寄稿し、上記、Valencia の論説に対して、要旨以下のように反論している。

- (1) 南シナ海における漁業と沖合の石油探査に対する主権的権利と、航行に関する規則は、国連海洋法条約 (UNCLOS) に規定されているが、中国の「9 段線」主張は、UNCLOS に如何なる根拠もない。アメリカは、UNCLOS の加盟国ではないが、グローバルに受け入れられる合意枠組みに関して、ソ連、中国及びその他の多くの諸国と協力した、UNCLOS に関する主要交渉国の 1 国であった。アメリカは 1983 年以来、「UNCLOS のほとんどの条項が慣習国際法を反映しており、従ってアメリカを含む全ての国を法的に拘束している」と繰り返し表明してきた。アメリカは、少数の保守的な上院議員の妨害によって UNCLOS に加盟していないが、1994 年以来、歴代のどの大統領も、アメリカは加盟国になるべきだと強く主張してきた。アメリカは、加盟が実現するまで、UNCLOS を遵守し、他国にもそうするように慫慂し続けるであろう。
- (2) アメリカは、沿岸国の領海の外側の海域における、あらゆる国の船舶にとっての伝統的な海洋の自由を支持してきた。これらの自由には、船舶の航行と航空機の上空飛行、海底ケーブルとパイプラインを敷設し維持する権利、そして軍事活動を遂行する権利が含まれる。UNCLOS 加盟国として、中国も他の領有権主張国も条約を遵守する法的義務がある。中国が UNCLOS に加盟した時点で、他国の行動やその国が条約加盟国か否かにかかわらず、中国は条約に従う法的義務がある。Valencia は、「アメリカは、航行の自由を妨害する中国の過剰な海洋における権利主張に異議を唱えるが、中国と競合する他の領有権主張国の主張を無視している」と指摘している。実際には、公海の自由に挑戦するような違法な主権主張や海洋権限の主張に対して、アメリカは一貫して反対してきた。2014 年には、アメリカは、インドネシア、マレーシア及びベトナムによる過剰な海洋権限の主張に対して異議を申し立てた。アメリカは長年にわたり、フィリピンによる歴史的な水域主張の合法性に対して異議を唱えてきたが、フィリピンは 2009 年に、UNCLOS に適合するようにその主張を修正した。更に、アメリカは、中国だけでなく、カンボジア、タイ、ミャンマー、ベトナム、韓国そして日本による、内水域の主張に対して、UNCLOS に合致しないという理由から反対してきた。アメリカは、中国による「9 段線」地図の合法性に疑義を呈してきた。何故なら、「9 段線」主張は領土主権が及ぶ外側の海域における航海の自由にとって脅威となるからである。同様に、アメリカは、南シナ海における中国による人工島造成に対して、それが全ての国の公海における航行の自由の権利を脅かすことから、懸念を抱いている。
- (3) 最後に、Valencia は、ワシントンが国際司法裁判所 (ICJ) での 1984 年のニカラグアの訴訟に参加しなかったにも関わらず、フィリピンの仲裁裁判に参加するよう中国を慫慂していると、アメリカを批判している。この件に関する原則的な相違点は、ICJ の管轄権が関係当事国の同意を必要とするが、UNCLOS の下では、強制的な紛争解決過程は義務であるということである。アメリカは、

ニカラグアの訴訟の管轄権に関する審議には参加したが、その後の本案の段階で撤退した。仲裁裁判に関する重要な問題の 1 つは、仲裁裁判所がこの訴訟に関して管轄権を持つかどうかである。仲裁裁判は、中国の参加なしで判決が下されることになっている。平和と安定は、仲裁裁判の判決を全ての当関係当事国が受け入れることによって、最も良く実現することができる。

記事参照：US ‘not neutral’ in South China Sea? A rebuttal

<http://www.straitstimes.com/opinion/us-not-neutral-in-south-china-sea-a-rebuttal>

8 月 12 日「無視できない最近の東シナ海の動向—米専門家論評」(The National Interest, August 12, 2015)

米シンクタンク、Sasakawa Peace Foundation USA の研究員、Jeffrey W. Hornung は、8 月 12 日付けの米誌、The National Interest (電子版) に、“Get Ready: China-Japan Tensions Set to Flare over East China Sea” と題する論説を発表し、最近の東シナ海の動向が日中関係を悪化させ、引いてはアメリカを苦境に立たせかねないとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 尖閣諸島周辺海域における中国の軍や海警などの艦船や航空機の活動が活発化しており、現在では、これらの活動は常態化している。換言すれば、新たな緊張状態が常態化したわけだが、この緊張状態は以下の 3 つの出来事によって益々強まってきている。
 - a. 第 1 に、中国が 2 隻の大型巡視船を建造したことである。報道によれば、2 隻の高性能大型巡視船は、排水量 1 万トン (満載排水量約 1 万 5,000 トン) で、世界最大級の巡視船といわれる。これまで最大の巡視船は日本の海上保安庁の排水量 6,500 トン (満載排水量約 9,000 トン) の「しきしま級」であった。中国の新造大型巡視船で注目すべきは、これまでの多くの非武装巡視船と異なり、76 ミリ砲や 30 ミリ機関銃という重火器が装備され、またヘリコプター 2 機の運用が可能なことである。既に 1 隻は「中国海警 2901」として完成しており、2 隻目も完成間近である。
 - b. 第 2 に、中国が尖閣諸島の近傍に 2 カ所の基地建設を計画しているといわれていることである。日本の読売新聞によれば、中国海警局は、尖閣諸島の警戒監視を強化するため温州市の沿岸地域に大規模な作戦基地を建設する予定という。それによれば、建設予定地は、尖閣諸島から 350 キロ離れた場所で、広さは 50 万平方メートル、航空機やヘリコプター用の大規模な格納庫を備え、訓練施設や、「海警 2901」を含む 6 隻の巡視船が停泊可能な長さ 1.2 キロの栈橋も建設される。また、中国は、尖閣諸島から 300 キロ離れた南麂列島に大規模な新基地を建設しているとの報道もある。航空写真には、風力タービン、大規模なレーダー施設、海軍や中国海警局のヘリコプターが運用可能なヘリパッドなどが写っている。滑走路は建設されていないが、中国軍は既に尖閣諸島から約 380 キロの場所にある浙江省台州市に空軍基地を有している。
 - c. 第 3 に、もし前述した大型巡視船の建造や新基地の建設でも不十分だとしても、尖閣諸島のわずか北東 180 キロには石油・天然ガス田が存在している。中国は現在、東シナ海の 16 カ所で石油・天然ガスの採掘を行っているが、その内の 12 カ所は 2012 年以降に建設されたものである。北京と東京は 2008 年に、東シナ海の海底資源に関する共同開発に合意したが、現在東京は、中国側の一方的な採掘活動を合意違反として抗議している。しかし北京はこれに依拠していない。日本側の懸念は、中国の採掘活動が日中中間線の極めて近くで行われていることから、日本側の海底資源を吸い上げているのではないかという点にある。この件に関し、

日本政府は、中国の採掘活動に関する航空写真や詳細な位置関係を示した地図を公開し、中国側に活動の中止を求めた。これに対して中国は、採掘活動は既に 2 年前から行われており、日本のやり方は東シナ海問題の管理において建設的ではないと批判した。

- (2) これら 3 つの出来事は、日中関係の力学を変える可能性がある。大型巡視船の導入は中国海警局の能力を強化し、遠海での「海洋権益擁護」活動や小型船舶を追い払うのに効果的である。中国海警局が他国の船舶に対してよりアグレッシブに対応するようになれば、日本の海上保安庁は苦境に立たされることになる。海上保安庁の巡視船が「海警 2901」と対峙した場合、海保の巡視船は、同船を避けたり、あるいは立ち向かってエスカレーションのリスクを冒したりするであろうか。避ければ日本にとってネガティブな先例となり、他方リスクが増大すれば、日本と同盟関係にあるために、アメリカを巻き込む紛争になりかねない。同様に、新たな基地建設によって、尖閣諸島に対する継続的な監視活動が可能になる。基地建設地は、尖閣諸島から 400 キロに位置する日米両国が基地を有する沖縄からよりも、尖閣諸島に近い。北京は、自国の軍や海警局を利用して、尖閣諸島に対する日本の管理能力を試すことができよう。もし日本が増大する中国のプレゼンスに対抗しようとするれば、偶発的な衝突や紛争生起の可能性が増大する。日本が現在のレベルの活動を維持しようとするれば、中国に譲歩した印象を与えよう。いずれにせよ、日本の尖閣諸島に対する管理能力が脅かされることになろう。最後の点については、東シナ海の中国の石油・天然ガス施設は、尖閣諸島の領有権が焦点であった日中間の海洋紛争に新たな次元をもたらした。もし中国が日中中間線を見捨て、自国の EEZ を沖縄トラフまで延長しようとするれば、事態は一挙に不安定化しよう。南シナ海と同様に、東シナ海が「中国の湖」となってしまうことを、日本は決して容認しないであろう。
- (3) これらは全て地域の安全保障にとって悪い兆候であり、更に悪いことに、アメリカを苦境に立たせることになろう。これらのシナリオが現実となった場合、ワシントンは非常に難しい局面に立たされる。即ち、ワシントンは、一握りの無人島を護るために軍事力を行使し、そうすることで中国との大規模戦争というリスクを冒すのか。それとも、日本との同盟関係を犠牲にし、それによって中国との紛争を回避するために世界におけるアメリカのコミットメントの信憑性を疑問視させるのか。こうした問いに安易な答えはない。しかし、この問題は非常に重要な点を浮かび上がらせている。即ち、世界中が南シナ海での出来事に釘付けになっているが、東シナ海における動向はいずれ注目を集めることになろうということである。不幸にも、その時には、新しい常態は過去のものになってしまっているかもしれないのである。

記事参照：Get Ready: China-Japan Tensions Set to Flare over East China Sea

<http://nationalinterest.org/feature/get-ready-china-japan-tensions-set-flare-over-east-china-sea-13557>

8 月 13 日「戦後の南シナ海の歴史に見る領有権問題の解決案—BBC 記者論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, August 13, 2015)

英 BBC の記者で、*The South China Sea: the Struggle for Power in Asia* (2014) 著者、Bill Hayton は、米シンクタンク、CSIS の 8 月 13 日付の Asia Maritime Transparency Initiative に、“Calm and Storm: the South China Sea after the Second World War” と題する長文の論説を発表し、戦後の南シナ海の地勢を巡る歴史を概観し、要旨以下のように述べている。

- (1) 日本が敗戦後、何時の時点で Itu Aba Island (太平島) を放棄したかは正確には分からないが、

多分、1945 年 11 月 21 日に米偵察任務部隊が上陸する前であったと見られる。同様に、日本が西沙諸島の Woody Island (永興島) と Pattle Island (珊瑚島) から何時撤退したかも正確には不明である。米軍機は 1945 年 3 月と 4 月にこれらの島を空爆している。1947 年の中華民国の新聞報道によれば、1945 年 12 月 12 日に台湾省気象学局の 2 人のスタッフ (そのうち 1 人は日本人) が Woody Island を短期間訪問し、同島に石碑を設置したという。アメリカは、これら島嶼の所属は国連によって決定されることを望んでいた。1943 年 11 月のカイロ宣言では、日本が占領していた「満州、台湾と澎湖諸島」は中華民国に返還するとされたが、「日本が占領した他の全ての領域」については、その帰属は曖昧なままにされ、結果的にフランスと中華民国の取り合いに任せた。1945 年後半から 1946 年後半までのほぼ 1 年間、南シナ海は平穏であった。どの地勢も、どの政府にも占拠されていなかった。フランスはインドシナの支配を取り戻すことに忙しく、フィリピンはまだアメリカの植民地であった。そして米英両国は環礁と岩を海上輸送の障害に過ぎないと見なしていた。中華民国海軍 (それ以前の清朝海軍も) は、沖合から数カイリ以上離れて行動する能力がなかった。

- (2) しかし、平穏は長くは続かなかった。1946 年 5 月に、フランスの艦船が西沙諸島を調査し、5 月 26 日に Pattle Island に上陸し、同島に対するフランスの戦前の所有権を再び主張した。その後、フィリピンは、アメリカから正式に独立した直後の 7 月 23 日に、南沙諸島の領有権を主張する宣言を出した。これに対応して、中華民国政府は、自らの領有権を主張するために具体的な措置を取り始めた。1946 年に中華国内務省が『南海諸島位置略圖』を作成した。作成された地図は、8 つの段線で南シナ海を取り囲み、最南端の段線はボルネオ沖合の James Shoal (曾母暗沙) まで伸びていた。当時、中華民国は、この環礁を島と見ていたようである。地図製作者が間違いに気づき、Shoal に相当する「暗沙」という言葉を当てたのは 1947 年 12 月になってからである。中華民国は、外交、防衛、内務及び海軍本部の代表による 1946 年 9 月 26 日の会議で、中華民国の地図に示された南シナ海における領有権主張を確認し、広東省政府が実質的に島嶼占拠活動を担当することとした。これに対して、フランスは、インドシナの植民地総統府に中華民国より先に上陸するように要請した。フランスの掃海艇、FR *Chevreuil* が 1946 年 10 月 5 日に Itu Aba Island に到達した。上陸部隊は、フランスが最初にこの島 (と他の 5 つの島嶼) を併合したという、1933 年 7 月 25 日に最初に設置した石碑を新しい石碑に換えたが、中華民国からの異議の申し立てはなかった。しかしながら、フランスのインドシナ高等弁務官は西沙諸島にあまり関心が無く、ホーチミンとの戦いに兵力を振り向ける方を選択した。
- (3) 中華民国海軍は 1946 年 11 月当時、41 隻の老朽化艦艇に加え、アメリカから移管された 82 隻と英国から移管された 9 隻の艦艇を保有していた。その圧倒的多数は小型巡視艇と上陸用舟艇であったが、数隻は群島海域にまで航行可能な大きさであった。中華民国海軍の小艦隊は、西沙諸島の Woody Island に 11 月 24 日に到着した。別の小艦隊は、12 月 12 日に Itu Aba Island に到着した。中国の政府当局者が南沙諸島の 1 つに上陸したのは、これが記録された歴史上初めてであった。フランスは、Itu Aba Island には最初に到着したが、Woody Island には 2 番目の到着であった。中華民国政府は 1947 年 1 月 8 日に上陸を発表し、その 2 日後、フランスは確認のために航空機を派遣した。中華民国による占拠を確認したフランスは、中国に退去を迫るために軍艦を派遣した。フランスは、退去させることに失敗し、Pattle Island に引き上げた。フランスと、その後のベトナムの守備隊は、1974 年に中華人民共和国に侵攻されるまで同島に留まった。共産主義者が海南省を占領した後の 1950 年 5 月に、中華民国守備隊は Woody Island から撤退したが、

人民解放軍が同島に上陸したのは 1955 年であった。フランスは、Itu Aba Island に対しては、1933 年の併合（中華民国は反対しなかった）と 1946 年の軍艦派遣によって、領有権主張では中華民国より強固であったが、それを護ることに失敗した。中華民国も 1950 年には Itu Aba Island から撤退したが、台湾軍が 1956 年に戻ってきて、今日まで同島に留まっている。ここに大なる皮肉がある。まず第 1 に、現在の Itu Aba Island の中国名、「太平島」と Woody Island の中国名、「永興島」は、元々米海軍の軍艦の名前に由来する。そして第 2 に、アメリカがこれらの軍艦を中華民国に供与しなかったら、西沙諸島における中国の領有権主張は現在より大きく後退したものであったろうし、南沙諸島では領有権主張はできなかつたであろう。

- (4) この複雑な歴史は、南シナ海の地勢に対する各国の領有権主張に法的にはどのような意味を持つのか。フランスは、中華民国やその他のどの国（英国については考慮しない）よりも先に、南沙諸島の 6 つの地勢を併合し、占拠したことは明らかである。しかしながら、フランスがベトナムに独立を付与してから数十年間、ベトナムは、その領有権主張を維持するためにほとんど何もしなかった。もしフランス（そして英国）の存在を無視すれば、「中国」が Itu Aba Island に対して最も強い領有権を主張していたことが分かるであろう。（しかしながら、同島が台湾によって占拠されていることを考えれば、それがどちらの「中国」なのかという別の議論が出てくる。）しかし、Itu Aba Island の占拠は、他の南沙諸島の地勢に対する領有権も「中国」に与えることになるのか。Itu Aba Island は、Tizard Bank（鄭和群礁）にある幾つかの地勢の中で最も大きい。しかし、1970 年代初めから、ベトナムは、この群礁の Namyit Island（鴻麻島）を占拠している。Itu Aba Island に対する「中国」の正当な領有権は、この群礁の他の地勢に対しても「中国」に優先的領有権を与えることになるのであろうか。それとも、この群礁のそれぞれの地勢は、個別に扱われるべきなのか。
- (5) 南沙諸島の他の地勢について見れば、問題は一層複雑になる。全ての地勢は、Tizard Bank（鄭和群礁）とは別に存在し、しかもそのほとんどは相互に深海で隔てられている。Itu Aba Island に対する領有権は、その他の地勢にも及ぶのであろうか。中国の政府当局が南沙諸島の島嶼、環礁そして岩の大部分を占領し、管理し、あるいは上陸さえしたことがないことから、国際法廷が「中国」の主張を他の領有権主張国のそれに優先すると見なすことはなさそうである。
- (6) 以上の考察から、南シナ海の領有権問題の可能な解決案が浮上してくる。ほとんどあらゆるケースにおいて、南沙諸島のそれぞれの岩や環礁に対する現在の占拠国は、第 2 次世界大戦後の数十年間に、それぞれの地勢に軍隊を最初に上陸させた国と同じ国である。これら各国は、それ以来連続的に当該地勢を占拠してきたことを、容易に証明することができる。マレーシア、フィリピン及びベトナムは、他国の占拠地勢に物理的に挑戦しないということを暗黙裏に合意している。同じ合意を中国にまで及ぼすことができるのではないか。

記事参照：Calm and Storm: the South China Sea after the Second World War

<http://amti.csis.org/calm-and-storm-the-south-china-sea-after-the-second-world-war/>

8 月 24 日「南シナ海問題、軍事化と国際化へのうねり」(The East West Institute, August 24, 2015)

米シンクタンク、The East West Institute の研究部長、Piin-Fen Kok は、同シンクタンクの Web 上に、8 月 24 日付で、“The South China Sea problem has been militarized and internationalized: what now?” と題する論説を掲載し、南シナ海問題が軍事化し、国際問題化していると指摘し、信頼醸成措置の必要性を強調して、要旨以下のように述べている。

- (1) 南沙諸島における中国の人工島造成に対する非難の応酬の中で、アメリカは南シナ海を軍事化していると非難し、中国は ASEAN 加盟国以外の国の介入による南シナ海問題の国際化を回避する方針を堅持してきた。しかしながら、今や、南シナ海問題は、これまで以上に軍事化するとともに、国際問題化してきた。関係当事国が自らの立場を一層強めているように見られることから、事態は直ぐには変わりそうにもない。中国は南沙諸島の係争地勢での人工島の造成を中止したとしているが、これら人工島の一部では軍事施設の建設が進んでいる。中国が実施してきた大規模な埋め立て活動（そして埋め立て地勢からの戦力投射しようとしていること）を警戒して、アメリカ、フィリピン、ベトナム、インドネシア及びその他の諸国は相次いで海上哨戒活動や統合訓練を行った。一方、中国海軍も最近、大規模な海空演習を実施した。また、東南アジア諸国は、この地域における軍事支出増強の中で、海洋軍事力を強化しつつある。
- (2) 南シナ海における緊張を管理し、封じ込める努力は、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア及びブルネイといった領有権主張の当事国を越えて、他の国をも巻き込みつつある。アメリカは数年前からこの問題に関与しており、当時のクリントン国務長官は 2010 年 7 月のハノイでの ASEAN 地域フォーラムにおいて、アメリカは航海の自由を「国益」としており、南シナ海問題に関する多国間枠組みの対話を促進するつもりである、と声明している。東シナ海で中国と対立する日本は、ベトナムとフィリピンに対する政治的支援を表明し、ベトナムに巡視船を提供し、フィリピンにも提供することになる。オーストラリア、インド、そしてごく最近では英国も南シナ海情勢について懸念を表明し始めた。5 兆ドルの海上貿易が南シナ海を通過しており、この重要な海上交通路の通行が妨げられる可能性を考えれば、国際社会の注目は驚くことではない。しかしながら、「航海の自由」に関する様々な定義、特に EEZ 内において認められる（軍事）活動が論議の中心になっており、中国は、ASEAN 諸国との会議などで「航海の自由」を規制する自国の立場をしばしば明言するようになってきている。航海の自由に関する米中間の見解の相違は、過去に海上あるいは P-8 哨戒機と殲 11 戦闘機の異常接近などのような危険な事故を引き起こしてきた。
- (3) 外部の領有権問題非当事国がその懸念を声高に表明するようになってきているが、これら外部の非当事国は、状況を管理することにおける利益と、領有権主張国のいずれかに与することとを、区別してきている。ラッセル米国防務次官補は、アメリカは主権主張の当否については中立を維持するが、国際法に準拠した紛争の解決が追求される場合は「中立ではない」と表明し、両者を区別した。しかし、ラッセル国防務次官補は、以前に中国の「9 段線」主張の法的有効性について疑念を表明しており、そのバランス維持が如何に微妙なものであるかを示している。
- (4) 南シナ海におけるより大きな潜在的紛争要因は、今や全ての関係当事国が南シナ海における自国の利益を護るために、軍事的抑止に舵を切る傾向が強まっていると見られることである。それぞれの当事国が相手の行動の賭け金をつり上げるものと見なしている限り、こうした傾向を元に戻すことは困難であろう。このことは、海上における信頼醸成措置（CBM）の実施を一層重要なものにしてきている。最も重要な CBM は、ASEAN と中国との間における法的拘束力を持つ行動規範であろう。この交渉はゆっくりと進展している。報道によれば、ASEAN と中国は、南シナ海における緊急事態に対処するためのホットラインの構築についても協議している。米中間では、2014 年 11 月に合意した 2 つの軍事 CBM—主要な軍事活動の事前通報と、海空での遭遇事案における行動規範について、交渉が進展している。域内全体に及ぶより広範な CBM として、米中両国とその他の諸国の海軍は、統合演習や通常の軍事行動において、「洋上で不慮の

遭遇をした場合の行動基準（CUES）」を実行し始めている。

- (5) しかし、もし不履行の姿勢が危険性のある行動を引き起こす可能性があるのであれば、CBM だけでは不十分である。そのような危険性のある行動は、艦艇乗組員の無謀な行動や攻撃的な行動の形で現れる可能性がある。その場合、当事国の行動が、相手に対する疑念や戦略的意図の透明性の欠如に基づく脅威評価に基づくものであれば、緊張はエスカレートする可能性がある。要するに、海上における衝突のリスクの回避、あるいはその軽減を追求する CBM は、紛争への発展を抑制する環境を醸成する努力を伴わなければならない。こうした努力には、扇動的なレトリックの応酬の連鎖を断ち切ること、建設的な行動を後押しすること、少なくとも相手を刺激するような行動を思い止まらせる（あるいは自制する）こと、そして開かれた意思疎通のチャンネルを維持することなどが含まれる。

記事参照：The South China Sea problem has been militarized and internationalized: what now?
<http://www.eastwest.ngo/idea/south-china-sea-problem-has-been-militarized-and-internationalized-what-now>

8 月 24 日「アメリカは南シナ海で中国を抑止する戦略を打ち出すべき—米専門家論評」(The National Interest, August 24, 2015)

米シンクタンク、The Woodrow Wilson Center の上席研究員、Marvin C. Ott は、8 月 24 日付の米誌、The National Interest のブログに、“Time for a U.S. Military Strategy to Stop China in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海における中国の更なる拡張を効果的に阻止することを狙いとした、アメリカの軍事戦略が必要であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海は、激動する、益々危険な戦略抗争の場となっている。南シナ海のほぼ全域を「議論の余地のない」管轄海域であるとする、中国の主張は、急激な海洋戦力の増強と、一連の大胆な行動によって裏打ちされている。就中、最も劇的な行動が複数の人工島の造成である。これら人工島の軍事利用は明々白々で、例えば、Fiery Cross Reef（永暑礁）では、レーダー施設を併設した、軍用の長い滑走路が建設されている。南シナ海における東南アジアの領有権主張国の反応は、警戒、恐怖、怒り、挑戦そして諦めに至るまで、様々であった。北京が、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ブルネイそしてフィリピンの各国を、短期的、中期的な中国の野望に対する深刻な障害と見なしていることを窺わせる、如何なる兆候もない。
- (2) 中国を強く抑制し得る唯一の国はアメリカである。しかしながら、北京の観点からすれば、アメリカは、自国沿岸から遠く離れた地域において干渉する権利を持たず、この地域におけるアメリカの利益は、中国のそれと比べれば二義的なものである。北京にとって、南シナ海における軍事プレゼンスを維持するというワシントンの主張は、挑発的で、情勢を不安定化させ、しかも正当性がない。中国の南シナ海における行動は、アメリカに困難な選択肢を迫った。即ち、南シナ海における中国の優越を黙認し、米中関係の調和を維持するか、あるいは潜在的に巨大なリスクとコストを賭けて北京の野心に挑戦するかである。オバマ政権の「アジアへの軸足移動」と「再均衡化」は、その意味合いを完全に認識しているかどうかはともかく、後者を選んだことになる。中国の南シナ海に対する領有権主張に法的根拠がないという事実は、地政学的にはそれほど重要ではない。中国の指導者たちは、南シナ海は自分たちのものと「確信している」のである。アメリカの対抗戦略が成功の見通しを持つには、国家の全ての能力とアセットを投入しなければならないであろう。そして差し迫った課題は軍事である。もし中国の軍事力

増強や人工島の造成が容認されるとすれば、アメリカを含む域内の各国は、変更不能な既成事実と直面することになる。

- (3) 従って、「アジアへの軸足移動」と「再均衡化」が明白な軍事的特色を備えていることは、適切であり（そして必要なこと）である。「再均衡化」を現実化する責任は国防省、そして特に太平洋軍にある。これまで措置—新型沿岸戦闘艦（LCS）のシンガポールへのローテーション配備、ダーウィンへの海兵隊のローテーション配備、そして海軍艦艇の大部分を太平洋に配備する方針は、重要ではあるが、控え目なものであった。新しい作戦構想、Air-Sea Battle（現在は、JAM-GC に名称変更）は、再検討中であるが、依然、大部分は秘密のベールに包まれている。必要なのは、南シナ海における中国の更なる拡張を効果的に阻止することを狙いとした、アメリカの軍事戦略である。このような戦略は、南シナ海におけるアメリカの利益—即ち、南シナ海はどの国からも冒されることのないグローバル・コモンズでなければならないということ—を、まず宣明することから着手しなければならない。この戦略には、以下の措置が含まれるべきである。
- a. 米太平洋軍は、南シナ海に 1 年 365 日、1 週 7 日、1 日 24 時間の常続的なプレゼンスを維持すべきである。そして、中国の人工島に対する主権主張を無視し、リスクはあるが、少なくともこれら地勢の 1 つの周辺 12 カイリ以内に、航空機と軍艦を航行させるべきである。
 - b. アメリカとフィリピンは、南シナ海の居住者のいる前哨拠点への補給活動を行うフィリピン船舶を米海軍艦艇が護衛するために協定を検討すべきである。これらの護衛活動は、フィリピンの領有権主張を支持するためではなく、如何なる威嚇行動も認めないという原則を堅持するために実施される。
 - c. 同盟国及び安全保障パートナーとの南シナ海全域における海空軍部隊による合同哨戒活動を提案する。
 - d. 南シナ海に面したフィリピンのパラワン島における米海空軍施設の建設の可能性について、マニラと協議する。
 - e. 米海軍（と空軍）のベトナムのカムラン湾施設への訪問の規模と頻度の増大について、ハノイと協議する。
 - f. 南シナ海の特定の前哨拠点（例えば、マレーシアのスワロー礁（弾丸礁））への米海軍部隊の表敬訪問について、マレーシアとベトナムと協議する。
 - g. 最近始まったアメリカ・ASEAN 諸国国防相会議の一環として、南シナ海に関する ASEAN 諸国とアメリカによる常設作業部会を設立する。
 - h. 南シナ海における海洋情勢認識と沿岸警備隊／海洋警察のプレゼンスを維持する、東南アジア諸国の能力を改善するために、多国間（アメリカ、日本、オーストラリアそして恐らく韓国）によるプログラムを制度化する。

これら全ての措置は、共通の目的—即ち、中国に対して、南シナ海を軍事力拡大の舞台ではなく、外交的、法的課題であると認識させるために、十分なハードパワーによる抑止力を確立すること—を追求するものである。

記事参照：Time for a U.S. Military Strategy to Stop China in the South China Sea

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/time-us-military-strategy-stop-china-the-south-china-sea-13674>

8 月 28 日「南シナ海を巡る仲裁裁判と中国の態度—ベトナム人専門家の見方」(The Diplomat, August 28, 2015)

ベトナムの The Center for International Studies (The University of Social Sciences and Humanities) 所長、Dr. Truong-Minh Vu は、Web 誌、The Diplomat に、8 月 28 日付けで、“Who Will ‘Win’ in the Philippines’ South China Sea Case Against China?” と題する論説を寄稿し、ベトナム人の視点から、フィリピンが提訴したハーグにおける仲裁裁判と、これに対する中国の態度について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の軍事力、経済力そして文化の波及力は、大国に相応しい十分な力を持っている。しかしながら、これらの資産は、中国が自国の政治的、戦略的目標を強引に追求できるほどには十分なものではない。軍事的には、依然アメリカに遅れているし、経済的には、近隣諸国を始めとする他国に大きく依存している。従って、中国のパラドックスは、その増大する国力が既存のルールに代わるものを追求する機会を与えるように見えるかもしれないが、広くアジアの近隣諸国が受け入れられるような新しいルールを確立するには、その世評と信頼感が不十分であるということにある。中国の南シナ海における法の支配に対するアプローチ、特にフィリピンによって提訴された仲裁裁判のケースは、その典型的な事例の 1 つである。
- (2) 中国は 2013 年、南シナ海を巡る常設仲裁裁判所 (PCA) へのフィリピンの提訴に対して、無関心を表明した。フィリピンは、南シナ海における中国の領有権主張に対抗するため、国連海洋法条約 (UNCLOS) 附属書 VII に基づく仲裁裁判による解決を選択した。中国は、仲裁裁判への参加を拒否し、フィリピンのアプローチが両国関係に損傷を与えると警告した。中国の拒否にも関わらず、仲裁裁判は継続している。両国の国力に差があるが故に、フィリピンは、自国に損害を与えることになるかもしれない、危険なゲームを始めたようである。しかしながら、この裁判は、南シナ海を巡る紛争に対する国際社会の認識に変化をもたらす可能性がある。この場合、敗者はフィリピンではなく、中国ということになる。
- (3) 島嶼に対する主権と海洋境界画定に関する問題が解決されない限り、南シナ海における紛争は解決されないという、論議がある。これは正しくない。実際には、南シナ海の紛争は、異なる法的性格を有する幾つかのグループに類別でき、その場合、個別に解決が可能である。南シナ海紛争における最大の論点は、海洋地勢に関するものである。これに関する紛争は、対象となる地勢の主権とその法的性格を巡って展開される。地勢の主権問題は UNCLOS 第 15 部の強制解決手続きの対象範囲であるのに対して、その法的性格については、紛争当事国のいずれかが適切な裁判所あるいは仲裁裁判に合法的に持ち込むことが可能である。第 2 の紛争は、海洋境界の画定に関するものである。中国は、この問題に関して、いかなる司法管轄権をも排除する唯一の国である。第 3 の紛争は、海洋環境の保護と航海の自由という、UNCLOS に明記されている問題と関連している。これらはまた、特に中国に関連した、いわゆる「9 段線」主張と「歴史的権原」の合法性を巡る問題でもある。
- (4) フィリピンと中国との仲裁裁判がこれらの紛争の全てを解決することはできないし、またフィリピンも PCA にそうすることを求めているわけではない。仲裁裁判は、裁判管轄権を有すると判定すれば、南シナ海の「9 段線」地図と中国の歴史的権原に関する国際法の下における法的根拠、海洋地勢の法的性格、そして中国の活動が南シナ海における海洋環境に損害を及ぼしたかどうか、といった問題を取り上げることになる。これらの問題は南シナ海問題の核心的要素だが、曖昧さを有する故に、紛争海域における緊張を増大させてきた。「島」と「岩」の法的定

義に関する UNCLOS 第 121 条の解釈は、このような曖昧さの一例である。南シナ海紛争を巡る仲裁裁判は、当事国がこの問題の判定を求めて国際法廷に直接提訴した初めての事例である。PCA の判決は、単に南シナ海紛争の複雑さを潜在的に軽減することになるだけでなく、恐らく結果的にこの地域の緊張を緩和することに繋がろう。また、それは、国際法の発展にも寄与するであろう。従って、この裁判の法的重要性を過少評価するのは誤りである。

- (5) 更に、フィリピンの仲裁裁判への提訴は、様々な方法で南シナ海紛争に対する独自の解決策を追求してきた他の ASEAN 諸国にも、幾つかの利点を及ぼすことになる。
- a. 第 1 に、この裁判は、中国とフィリピンに対して、UNCLOS に関するそれぞれの解釈とその適用についての説明を要求することになる。中国は、仲裁裁判への参加を拒否しているが、「9 段線」主張を明確にしなければならない。中国の解釈を理解することは、中国との領有権紛争当事国にとって、北京の主張に対する法的論争を展開する上で大きな利点となる。また、フィリピンも、UNCLOS 第 121 条の 3 項目、即ち「島の制度」に関する自国の立場を明確にするとともに、それを南沙諸島にどのように適用するかについて説明しなければならない。
- b. 第 2 に、PCA が中国の「9 段線」地図を国際法に照らして何らの法的根拠も有しないと判定した場合、北京は、例えば人工島の造成といった、南シナ海における極めて論議の多い活動を正当化する論拠の 1 つを失うことになる。更に、PCA がフィリピン提出の書類に明記された海洋地勢が 200 カイリの主権的管轄権や大陸棚を有するものではないと判定した場合、南シナ海における紛争海域は大幅に削減されることになる。この判決は、間違いなく当該地域の海洋境界確定問題の解決を容易にするであろう。
- c. 第 3 に、中国は、出廷義務はないものの、この裁判の一方の当事国であるという事実から逃れることはできない。このことは、裁判所の判定が最終的には全面的に中国を拘束することを意味する。実際、UNCLOS への中国の署名と批准は、仲裁裁判やその他の裁判機関による管轄権の行使に対して、「事前」の同意を与えたことを意味する。換言すれば、中国は既に、UNCLOS 第 15 部に規定された強制解決手続きに従って、他国が一方的に領有権紛争を裁判に持ち込むことができるという事実を、受け入れているのである。従って、中国が国家の同意の原則に基づいて、仲裁裁判やその他の裁判機関による管轄権に挑戦することは正当化できない。法的メカニズムは、中国がアジアと世界における合法的な権利や利益を護る上で最も安全で賢明な手段である。このような観点からすれば、仲裁裁判における中国の失敗は、南シナ海問題だけでなく、他の領域にも負の影響を及ぼすことになる。将来、今回の裁判に倣って、他の国が中国を提訴することもあり得る。
- (6) 中国指導部は、近隣諸国との関係対処における過去数千年の知恵に鑑み、この地域の小国との非対称的な関係を上手く管理できると考えている。しかしながら、南シナ海は、このようなアプローチの限界を示してきた。アジアと世界の国々は北京に対する経済依存を益々高めているが、国際法への軽視などに見られる中国の強まる高圧的主張は、中国に対する国際社会の疑念を助長している。中国が現在の態度を続けることになれば、短期的な利益を達成することはできるが、結局のところ、既にアジアの戦略環境における中国の立場を悪化させつつある傾向を加速させるだけである。南シナ海を巡る仲裁裁判は、国際法が台頭する国家の選択を如何に左右し、制約するかということを鮮明に提示するものになるかもしれない。

記事参照 : Who Will 'Win' in the Philippines' South China Sea Case Against China?

<http://thediplomat.com/2015/08/who-will-win-in-the-philippines-south-china-sea-case-against-china/>

9月「南シナ海における『現状』とは何を意味するか—在台湾専門家論評」(South China Sea Think Tank, Issue Briefings, September, 2015)

台湾の国立政治大学講師兼博士研究員、Dr. Jonathan Spangler は、台湾のシンクタンク、South China Sea Think Tank (南海智库) の9月の Issue Briefings に、“Let's Get Real about the South China Sea 'Status Quo'” と題する長文の論説を掲載し、南シナ海における「現状」とは何かについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海問題の議論において、「現状 (“status quo”）」という用語が多用されているが、それが実際には何を意味しているかについては、ほとんどの関係国の指導者や専門家は真剣に考えていない。近年、特に北京は、多くのコメンテーターからの「現状を一方的に変更している」との非難の矢面に立たされている。しかし、このような非難は「現状」とは何かということについての客観的な分析に基づいておらず、ましてや「現状」についての合意された定義に基づくものでもない。
- (2) 南シナ海における紛争島嶼や海洋地勢 (sea features) における中国の急速な埋め立て活動は、こうした非難を一層加速させている。こうした非難の最前線に政治指導者達がいる。例えば、2015年6月中旬、南シナ海でのフィリピンとの合同演習実施を前に、日本の菅官房長官は、中国の埋め立て活動を非難して、「我々は現状変更を狙いとする一方的な行為に対して、重大な懸念を持っている。それは緊張を激化させる」と述べた。日本の公式な立場は、ベトナムのグエン・タン・ズン首相との共同記者会見で安倍晋三首相が、両国は「現状を変更しようとする一方的な試みに対して重大な懸念を共有する」と述べ、繰り返された。ワシントンも、もちろん同じである。プリンケン国務副長官は、日本とベトナムの論法を拡大し、「東部ウクライナと南シナ海の両方で、我々は、現状の一方的で、強引な変更を目撃している。アメリカと我々の同盟国は、これを阻止するために団結すべきである」と強調した。しかしながら、ここでも、「現状の一方的な変更」と非難するとき、では「現状」とは何かについて、明確に定義されているわけではない。同様に、北京も「現状」についてレトリックを駆使している。CNNとのインタビューで、駐ワシントンの中国大使は、「『現状』は、長い時間をかけて、他国によって変更されてきた。従って、我々が今行っていることは、『現状』を元のあるべき姿に回復しているのである」と主張した。実際、中国の大規模かつ急速な埋め立て活動が注目を集めたが、埋め立て活動自体は中国が最初に始めたわけではない。その意味で、埋め立て活動自体と「現状」の一方的変更とは大きな隔たりがあると言える。
- (3) 南シナ海の領有権紛争は、主権と国際法の解釈についてのコンセンサスがないことによって増幅されている。関係当事国は領有権問題の現在の実態について合意に達することができないので、国際的なコンセンサスを形成するような形で「現状」を定義することは不可能である。それにもかかわらず、この用語は合意された定義のないまま、政府当局者や政治評論家によって頻繁に使用されてきた。現実には、多くの異なった「現状」がこの地域について語られている。しかしながら、漫然とした包括的な「現状」という概念を、それを構成する要素に分解してみれば、わずかながらも幅広い合意への前進となるかもしれない。この方法では、「現状」は2つのカテゴリー、即ち、「事実上の現状 (the status quo de facto)」と「法律上の現状 (the status

quo de jure)」とに分けられる。

- (4) 南シナ海における「事実上の現状」あるいは「問題の実態 (“actual state (s) of affairs”）」には、非常に多くの多様な問題が含まれている。これらには、(1) 島嶼と海洋地勢の占有、(2) それらの地積、(3) それらに建設されたインフラ施設、(4) 海洋領土 (maritime territory) におけるプレゼンス、(5) 海洋領土に対する支配、そして (6) 海洋領土における活動が含まれる。
- a. 占有に関して言えば、島嶼と海洋地勢の「現状」は比較的単純で、特定の領有権主張国によって占有されているか、されていないかである。従って、この場合の「現状」の変更は、単に占有国の変更、新たな占有、あるいは占有の放棄ということになるだろう。これらのシナリオは、過去にしばしば生じたが、しかし近年ではほとんどない。
 - b. 地積とインフラ施設に関しては、「現状」の変更を判断する最も直接的な方法は、地積の増加と構造物の数の増加で判断することである。この定義に従えば、恐らくブルネイを例外として、他の全ての領有権主張国は、「現状」を一方的に変更していることで有罪である。代替案としては、「許容できる現状の変更の割合」を決めることである。例えば、埋め立てによって 1 年に地積 (干潮時の露頂面積) を 20% 以上拡張するか、あるいは 1 年に各種構造物の数を 20% 以上増加させるかを基準とする。領有権主張国がこの基準を破った場合、「現状」が変更されたと客観的に判断できるであろう。しかし地積は比較的単純な問題だが、インフラ施設の変更を数値化することは、各々の構造物の大きさと機能が異なっていて難しい。
 - c. 海洋領土に関する現状変更を判断することは、もっと難しい。そこに常駐し、支配し、そして活動していることが 3 つの判断要件だが、「現状」は、特定された地理的空間における海軍艦艇の隻数、サイズ、艦種、動向及び活動 (資源採取や軍事的哨戒) を総合したものに基づいて定義されなければならないであろう。最近の衛星利用による艦船追跡技術の進展にもかかわらず、このような観測を大規模に実施することは、既存の技術能力を超えている。従って、海洋領土の「現状」変更を確認する理論的な可能性は、その技術的境界によって制約されている。
- (5) 南シナ海の「法律上の現状」あるいは「問題の法実態 (“legal state (s) of affairs”）」は、国内法に関連するものと、国際法に関連するものとに分けることができる。
- a. 国際法では、島嶼、海洋地勢及び領土主権に関する定義については、2 つの重要な論点が存在する。今日、島嶼と海洋地勢の定義に関する「現状」は、(1) 国際法が島嶼と海洋地勢について定義している、(2) これらの定義は曖昧である、という 2 つの論点である。領土主権と国際法に関しては、その「現状」は、(1) 島嶼と海洋領土主権に関する国際法は存在する、(2) しかしながら島嶼と海洋地勢に関する国際法の定義が曖昧なため、国際法は、南シナ海における島嶼と海洋地勢の大部分に対する合法的な主権を決められない、(3) 国際法は海洋領土主権については明確だが、その必要条件として島嶼と海洋地勢に対する主権問題が解決されていなければならない、というものである。
 - b. 南シナ海問題は国内法にも関係しており、国内法は域内の相互関係にとって潜在的に重要な意味を持つ。最も顕著なものとしては、例えば、係争海域での資源採取、航行の自由と上空飛行の自由に関連する国内法である。国内法の観点から「現状」を定義するためには、特定の日付を決め、この日以降発効する南シナ海に関連する如何なる国内法も「現状」の一方的な変更を意味すると宣言することである。
- (6) 興味深いことに、地域の「現状」に対する多様な見解が存在するために、「現状」から誰が利益を得ているかについて、非常に異なった結論が導き出される。例えば、6 月 29 日付の米ブルッキン

グス研究所のブログでは、「中国当局は、『現状』に概ね満足であるが、米政府はそうではない。南シナ海における埋め立て活動、サイバー攻撃そして中国の市場へのアクセスに関して、米側は進展がないことに失望しているが、中国側はむしろ現在の状況を安定的で妥当であると見ている」と指摘している。これに対して他の分析では、中国が何故、南シナ海の現状をそれ程好ましいものとは見ていないかについて、以下の指摘をしている。「中国の観点からすれば、台湾が占有する太平島を除いて、現在南シナ海の全ての『中国の』島と数多い中国領の海洋地勢が他国に占有されている。中国が最後に占有状態の現状に変更を試みたのはミステーフ環礁を占拠した 1995 年で、その時から 1999 年にかけて、マレーシアとフィリピンは新たに海洋地勢を占拠した。」以上の 2 つの異なった見方は、「現状」に対する異なった定義は異なる結論に至るという適例である。現時点では、南シナ海の「現状」という概念が問題を理解し、あるいは国家間の相互作用に実際的な意味を持つまでには、まだまだ長い道程が必要であることだけは確かである。

記事参照：Let's Get Real about the South China Sea “Status Quo”

<http://scstt.org/issue-briefings/lets-get-real-about-the-south-china-sea-status-quo/>

9 月 17 日「南シナ海、9 つの皮肉—米海大教授論評」(The Diplomat, September 17, 2015)

米海軍大学の James Kraska 教授は、9 月 17 日付の Web 誌、The Diplomat に、“The Nine Ironies of the South China Sea Mess” と題する長文の論説を寄稿し、中国の行動によって南シナ海を巡って 9 つの皮肉 (irony) が見られるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 第 1 の皮肉は、国連海洋法条約 (UNCLOS) の交渉過程で、発展途上国が、沖合資源の排他的権利のために、海峡と EEZ 内での航行の自由を不本意ながら受け入れたことである。特にマレーシアとインドネシアは、マラッカ海峡とスダダ海峡など、自国を横切る海峡を自由に通航することに反対であった。しかしながら、200 カイリの EEZ を最大の利点とする包括案のメリットが、自由な航行に対するこれら諸国のこだわりを捨てさせた。EEZ は、世界の漁業資源の 90% が沿岸から 200 カイリの海域にあることから、発展途上国の食糧安全保障を確保するために設けられた。中国が隣接諸国の EEZ を侵食することで、海洋に依存している東南アジアの海洋国は、航行に関する規定を受け入れてまで手にした、合法的な見返りを失う可能性に直面している。
- (2) 第 2 の皮肉は、中国が、沿岸国の沖合漁業と資源開発の権限強化を求める、発展途上諸国のリーダーであったことである。現在、中国は、自ら一流の大国として、その立場を撤回している。アメリカ、日本及びロシアは EEZ を認めることと引き替えに、航行に自由を保護する諸規定に同意し、遠洋における漁業権を放棄した。その後、UNCLOS 調印から数十年を経て、海洋大国は、発展途上国の EEZ で漁労する、機械化された工場のような外洋漁船を再び派遣し始めた。当初 EEZ の設定に反対したアメリカは、UNCLOS 加盟国ではないが、他の国の EEZ の諸権利を尊重している。EEZ の主導国であった中国は、UNCLOS 加盟国だが、近隣諸国の EEZ の権利を尊重していない。
- (3) 第 3 の皮肉は、中国と近隣諸国間の紛争は、海洋資源に対する中国の旺盛な欲望というよりは、むしろ東アジアにおいて北京がその力と戦略的覇権を強化しようとしていることに、その要因があることである。ここでの皮肉は、南シナ海には取るべき資源がほとんどないということである。南シナ海に膨大な石油・天然ガス資源があると主張しているのは中国国営の CNOOC (中国海洋石油公司) だけで、またかつて豊かだった南シナ海の漁業資源も近年著しく減少してしまった。特に中国はその責任を咎められるべきである。資源という視点は、大胆で戦略的な動

きを覆い隠す中国の虚言である。

- (4) 第 4 の皮肉は、中国は、中国以外のどの国からも支持も得られていない、自国の南シナ海政策を正当化するために、国際法に関して、独特な「解釈」を主張し続けていることである。北京は、陸上の境界線紛争に対しては国際法への洗練された忍耐強い遵守ぶりを示して、中国の 14 の隣国の内、13 カ国との間で公平でバランスのとれた条約に調印した。中国外務部にはまるで 2 セットの法律家がいるようで、一方は国際法の諸原則に精通し、その規範を受け入れているが、もう一方は海洋法の歴史、規範、慣習という最も基本的な規則を疑っているように見える。しかし、皮肉にも、中国が自国の利益になると判断したときは、実際には海洋法を理解しているように思われる。中国は、ベトナムと韓国との間でトンキン湾と黄海に関して、それぞれ衡平に漁場を分け合うとともに、緊張を緩和する合同哨戒を実施する、友好的で公正な合意を実現した。これらの海域での協力は強く永続的で、中国がこれらの海域では海洋法の規範を理解していることは疑問の余地がない。しかしながら、南シナ海ではそれを理解していないようである。
- (5) 第 5 の皮肉は、中国は、UNCLOS で得た権利を手中にしたが、その責任を回避したことである。中国は、沿岸域を囲い込むリーダー国として、領海を 3 カイリから 12 カイリに拡大し、200 カイリ EEZ を設定するために、アジア、アフリカ及び中南米の一群の国々のリーダーとなった。その見返りとして、中国とその他の諸国は、新たに創出された権利とともに、条約上の義務を果たす法的義務を有する。中国は、自国の領海と EEZ 内で行動する他国に対する義務を遵守しなかった。例えば、中国は、領海内における無害通航と EEZ 内における航行の自由の権利に対して、UNCLOS に規定がないばかりか、海洋法会議で国際社会が拒否した、条件を付加している。中国は、自国の EEZ における外国の艦船と航空機に対する義務を受け入れようとしないで、他国の EEZ における UNCLOS の権利と航行の自由については、これを享受しているのである。
- (6) 第 6 の皮肉は、例え中国の主張に有利なように国際法を最大限寛大に適用したとしても、北京は、この地域において一握りの小さな海域以上のものは得られないということである。また中国が「9 段線」主張の意味を明確化していないが、法的に最も弁護可能な意味づけとしても、それは南シナ海における岩と島嶼に対する領有権主張を区分する線に過ぎない。しかしながら、多数の環礁、低潮高地そして暗礁は、法的資格を有するものではなく、それらが存在する大陸棚の領有国に属する。中国が歴史的な発見を根拠に岩と島嶼に対する領有権を主張しているが、このような無謀な主張を支持する、「一応成立する有利な事例 (a prima facie case)」はこれまでなかった。「一応成立する有利な事例」とは、反証がない限り、請求者に有利な判決が下されるような、具体的な事実や関連法規を主張する事件である。中国の言う歴史的発見を事実として受け入れたとしても、中国は合法的な権利を主張できない。アメリカが 1928 年のパルマス島の領有権を巡る仲裁裁判で学んだように、単なる発見自体は領土取得の合法的根拠にはならないのである。パルマス島は、インドネシアとフィリピンの間であり、当時両国を植民地としていたオランダとアメリカが 1906 年から領有権を巡って争った事例で、アメリカが歴史的な発見の権利を主張したが、1928 年、常設仲裁裁判所は、長期間の継続した実効的支配を伴わない単なる発見は法的効力がないとして、島の領有権をオランダのものとした。パルマス島の事例は、単なる歴史的な発見は無効であるという法的原則を維持する最も重要な事例である。
- (7) 第 7 の皮肉は、中国は「一応成立する有利な事例」を形成してはいないが、中国が南シナ海における全ての岩や島嶼の法的領有権を取得したと仮定しても、この場合、現行法の下では、中国は、これら岩や島嶼周辺の小さな海域にのみ領有権が認められるだけということである。満

潮時に海面下にある低潮高地は如何なる海洋権限も付与されない。岩は領海のみが認められる。領海と EEZ が認められるのは、人間が居住し、経済生活を維持できる島嶼のみである。もちろん、これらの海域が他国のそれと重複する場合には、調整されなければならない、現に南シナ海では主張が重複している。

- (8) 第 8 の皮肉は、南シナ海における新しい人工島の造成とその占拠という中国の非常に骨の折れる努力も、法的には全く無価値であるということである。中国は、7つの環礁を巨大な人工島に造成した。如何なる広大な人工島も造成することは可能だが、自然状態に追加された部分に対して、新たな法的権利を得ることはできない。中国の南シナ海における法的立場は、強化されるよりも、むしろ実態的には弱体化している。何故か。当該地勢が如何なる海洋権限も付与されない低潮高地ではなく、12カイリの領海を有する自然の岩であることを証明する責任が、主張国にあるからである。しかしながら、中国が修復不可能なほどに手を加えたことから、当該人工島の原初の自然状態を推測することは事実上不可能である。
- (9) 南シナ海の 9 番目のそして最後の皮肉は、法の支配から恩恵を受ける立場にある主たる沿岸諸国は、こうした皮肉を十分理解せず、これまでのところ、彼らの権利を維持するために一致団結した取り組みを組織化できなかったことである。問題の鍵はこれら沿岸諸国自身にある。ブルネイとインドネシアは、南シナ海における如何なる地勢に対しても領有権を主張していない。ベトナム、マレーシア及びフィリピンは、領有権主張国である。これら最前線の 3 カ国は、中国の海洋覇権に自国の EEZ を奪われる差し迫った脅威に直面していることを認識しなければならないが、如何にすれば UNCLOS から得られる自国の道義的、法的既得権を確実にすることができるか。まず、ベトナム、マレーシア及びフィリピンは、近隣の大陸本土や、ボルネオ、ミンダナオ、パラワンといった大きな島の海岸線を基点として自然に発生する EEZ 内にある、如何なる地勢に対する自国の領有権主張をも放棄すべきである。発展途上国にとって、EEZ は UNCLOS が保証する権利の王冠であり、隣国の EEZ に対する非現実的な領有権主張は全てを失うだけである。これら 3 国が団結しない限り、これら諸国は、UNCLOS が発展途上国に与えた主たる既得権である EEZ を、徐々に、しかし確実に失うことになる。もしこれら 3 国が隣国の EEZ 内にある地勢に対する領有権主張を放棄できれば、これら諸国は、中国に対して統一戦線を形成できる。隣国の EEZ 内における法的に支援できない権利を放棄することによって、これら最前線の 3 国は、UNCLOS における自国の既得権を確実に享受できるのである。

記事参照：The Nine Ironies of the South China Sea Mess

<http://thediplomat.com/2015/09/the-nine-ironies-of-the-south-china-sea-mess/>

9 月 29 日「南シナ海を巡る 5 つの『神話』」(The National Interest, September 29, 2015)

米海軍大学准教授、Lyle J. Goldstein は、9 月 29 日付の米誌、The National Interest (電子版) に、“The South China Sea Showdown: 5 Dangerous Myths” と題する論説を寄稿し、ワシントンでは、南シナ海とそれに関連する米中間の戦略的相互作用に関する幾つかの「神話 (Myth)」が囁かれてきたとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 「神話 1」：オバマ政権は 2012 年春のスカボロー礁 (黄岩島) 事案において重大な過ちを犯し、中国の更なる「侵略」を促すことになった。

政府批判者によれば、このスカボロー礁事案は、北京にフィリピンなどの海洋権限主張国に強く圧力をかけても良いとの「青信号」を与えた、米政権の最も重大な誤りの 1 つである。実

際、中国の戦略家達は、この事案を研究し、いわゆる「黄岩模式（スカボロー礁モデル）」として、中国の海洋戦略に対する包括的な結論を導き出そうと試みてきたことは事実である。これは、アメリカの安全保障政策にとって打撃となるであろうか。アイゼンハワー大統領は、ベルリン危機の際にアメリカを戦争に導かないと言明した。アメリカの指導者はそのような重大な決心をしなければならない。オバマ大統領は、2012年のスカボロー礁危機の間、あるいはその他の危機の場合にも、アイゼンハワーと同じようなジレンマに直面したに違いない。アイゼンハワーと同様に、オバマも、漁業や採掘権といった些細な問題で他の大国との戦争にアメリカを巻き込んではいないと結論づけたに違いない。この賢明な決断は、南シナ海の冒険主義者、就中マニラの冒険主義者に対して、アメリカには関与しなければならないはるかに多くの緊急事案があることを伝えるメッセージであった。

- (2) 「神話 2」：南沙諸島における中国の埋め立て活動は、「基地」に等しいものであり、地域の勢力均衡を変えるに十分なものである。

賢明な軍事戦略家は、こうした想定を非常に馬鹿げたものと見なすであろう。精密攻撃の時代に、ほとんど全ての固定目標は、例え二流の軍事力でも容易に破壊できる。埋め立て活動によって、北京は、新しく建設した滑走路から哨戒機、対潜機、あるいは戦闘機までも運用する新たな機会を得ることができた。そして恐らく、中国は、小型フリゲート、高速攻撃艇、あるいは潜水艦さえもこれらの新しい基地施設に展開するかもしれない。しかし、この推測には無理がある。サンゴ礁の上に戦略的に十分な燃料、弾薬を貯蔵することはほとんど不可能であることはもちろんだが、これら艦艇は敵の砲火に晒されるので、戦闘時における戦力的価値はほとんどないか、役に立たないであろう。言い換えれば、ファイアリークロス礁（永暑礁）の「基地」を発進した、Su-27 戦闘機は、南シナ海での紛争が始まって数時間の内に撃墜されているであろう。武力紛争において有用な作戦上の役割を果たすことが期待できる場合に、これら施設は「基地」と呼ばれる。この定義に従えば、これら施設は基地ではない。むしろ単なる象徴的な前哨拠点に過ぎない。

- (3) 「神話 3」：アメリカは、南シナ海問題で、同盟国とパートナー諸国と協調しなければならない。

アメリカの国益は帰るところ同盟国とパートナー諸国の利益を合わせたものである、との考えがある。北京がしばしば非難するように、全ての懸案を満足させ、鎮静化させるというワシントンの熱意は、様々な対立において、同盟国やパートナー諸国にアンクルサムが背後にいてくれるという望みを抱かせ、これら諸国を過激な対応に押しやる誤った誘因を生み出してきた。リスクと報償とのマトリックスの中で、一部のフィリピンのナショナリストは、リード・バンク（礼楽灘）の掘削権を護るためには、マニラは第 3 次世界大戦の危険を冒しても価値があるとの無理な結論を導き出す可能性がある。フィリピンは、そのような紛争になれば甚大な危害を被るであろう。そして、同じような結論を導き出すアメリカ人はほとんどいないであろう。実際、この事例が示すように、フィリピンとアメリカの利益は論理的には全く異なる方向に向いている。アメリカの同盟国、フィリピンに対する防衛上のコミットメントは、防衛的なものでなければならず、ルソン、パラワンなど主要な島を対象としたものでなければならぬ。「グレーゾーン」におけるフィリピンの主張を対象にしてはならない。

- (4) 「神話 4」：ダイナミックな東アジアの経済は、南シナ海をアメリカの安全保障利益の「核心」としている。

南シナ海に関して、最も一般的で、しかし最も馬鹿げた考えの 1 つは、この地域の経済的活

力は、この海域においてアメリカが他からの挑戦を受けることのない卓越した軍事力を維持しなければならないことを必要とする、ということである。極端な立場を取れば、この論法は、世界の貿易体系全体が南シナ海における中国の行動によって大きな脅威を受けているという主張に繋がる。この見解に同意する信用できるエコノミストあるいはウォールストリートの分析者を発見できれば幸運である。もし中国が南シナ海において更なる影響力を獲得すれば、海上経路の貿易（引いては世界経済）が崩壊するという論議は、19世紀的な時代錯誤である。

- (5) 「神話 5」：最終的に戦うことになれば、アメリカは「中国を打ちのめすであろう」。これは最も危険な「神話」である。

この「神話」を疑う理由は多くある。中国は、アメリカの軍事力に対抗し得る、対艦弾道ミサイル、大量の新型超音速巡航ミサイル、多くの攻撃航空機、水上艦艇、潜水艦、機雷、そして抗堪化された基地などを保有している。しかし、軍事戦略における最も基本的な現実には、「敵地での戦い」よりも「自陣での戦い」の方が非常に簡単であるということである。中国海軍の非公式なスポークスマンである尹卓元少将は、この点について「将来、もし米中の中で戦争が起これば、それは中国の門前で戦われるであろう。はっきりと言えば、門前で戦うのであれば何も恐れることはない」と述べている。仮に米中戦争があったとしても、その中核となる極めて濃密な海空作戦では、例えば対テロ作戦の戦闘経験などにおけるアメリカの優位は役立たない。これは敗北主義ではない。むしろ、米中戦争は全く容易なことではなく、その紛争がどのようにして終わるか、確かなことは誰も知らないということを明確に理解しておかなければならない。

記事参照：The South China Sea Showdown: 5 Dangerous Myths

<http://nationalinterest.org/feature/the-south-china-sea-showdown-5-dangerous-myths-13970>

3. 国際関係

7月6日「パキスタン、『アメリカの最前線国家』から『中国の最前線国家』へ—インド人専門家論評」(South Asia Analysis Group, July 6, 2015)

インドのシンクタンク、South Asia Analysis Group のコンサルタント、Dr. Subhash Kapila は、同シンクタンクの Web 上に、“Pakistan’s Switch from ‘United States Frontline State’ to ‘China’s Front Line State’” と題する論説を寄稿し、パキスタンが「アメリカの最前線国家」から「中国の最前線国家」に転換したことによる、インドへの戦略的意味について、要旨以下のように述べている。

- (1) パキスタンは 2015 年、「アメリカの最前線国家（‘United States Frontline State’）」から「中国の最前線国（‘China’s Frontline State’）」に顕著な戦略的転換を行なった。この転換は、インド亜大陸におけるアメリカの進出基盤にとって、そしてインドに対する中国・パキスタン連合による軍事脅威という意味で、インドの安全保障にとっても、深刻な懸念をもたらす。パキスタンと、アメリカ、中国、インドそしてアフガニスタンに対するパキスタンの外交政策形成を掌握するパキスタン軍は、自らの利益のためにパキスタン軍に対して戦略的共犯者としての代償を支払う用意がある如何なる国家に対しても、進んで自国をレンタルさせる「レンタル国家

- (a 'rental state')」との悪評を得ている。
- (2) 2015年には、中国が、自らの戦略的利益のためにパキスタン軍とパキスタンをレンタルするために、アメリカとサウジアラビアを上回る高値を付けたと見られる。中国は以前から、パキスタンを、アメリカとの軍事的連合から引き離し、インド亜大陸とインド洋における中国の野心のための明確な軍事アセットとする機会を窺っていた。2015年になって、パキスタンは、米軍のアフガニスタンからの撤退後、アフガニスタンに戦略的空白が生まれると見、米軍撤退の数カ月前から、パキスタン軍と中国は、この戦略的空白を中国によって埋めるべく動いてきた。奇妙なことに、アメリカも、中国がアフガニスタンにおける中心的なステークホルダーとしての地歩を固める状況を受け入れる—こうした曖昧な黙認が及ぼす地域的な影響を考えず—用意があるように思われた。パキスタンの方は中国と同様に、アメリカのインドへの接近を懸念するようになった。パキスタンはまた、サウジアラビアとの戦略的連携を打ち切り、イエメンにおけるサウジアラビアの軍事介入を支援するための、イエメンへの部隊派遣をパキスタン軍が拒否した。専門家の指摘するところでは、パキスタンは、中国の保証と支援に力付けられて、サウジアラビアの要請を拒否することができたという。
- (3) 「アメリカの最前線国家」から「中国の最前線国家」へのパキスタンの確信的で明白な転換は、アメリカとインドの戦略的、軍事的連携の深化が進んでいるにもかかわらず、インド亜大陸におけるアメリカの進出基盤に対して深刻な懸念をもたらす。アメリカは、パキスタンを完全には信頼できないが、イランの東側側面に対する米軍の可能な軍事的オプションの跳躍台として役立つと見ていた。こうしたアメリカの軍事的オプションは、もはや利用できない。一時期、アメリカと中国は、パキスタンを介してインドとのバランスを図ることで戦略的利益が一致していたが、現在のアメリカの戦略は、アメリカの利益を損なう狙いから、中国がパキスタンを戦略的により密接に取り込むことを阻止することであったかもしれない。この戦略もまた、拒否された。
- (4) パキスタンが「中国の最前線国家」となったことに加えて、中国・パキスタン経済回廊 (the China-Pakistan Economic Corridor) を通じて、中国がパキスタンを戦略的に強固に抱え込んだことは、インドに対する中国・パキスタン連合による軍事的脅威を強化することになる。この経済回廊は、穏やかな名称とは裏腹に、実際はインドの安全保障を大きく脅かす、軍事的手段である。この経済回廊は、カシミールのパキスタン占領地帯における中国の軍事プレゼンスを容認しており、このことはインドに対する現実の脅威となるとともに、この地域に対するインドの予想される軍事介入に対する抑止力ともなる。この経済回廊はまた、インドとパキスタンの武力紛争生起の場合における、中国による軍事的補給支援を可能にするとともに、インドと中国の軍事紛争が生起した場合には、中国・パキスタン連合軍事脅威戦略 (the China-Pakistan Dual Military Threat strategy) の一環として、中国がパキスタンと共謀してインドの側面に対する第 3 戦線を開くことが可能になる。インドの軍事計画担当者は、こうした脅威に対処する戦略を検討しなければならないであろう。その場合、インドは、こうした二重の脅威に対処するために、新たな軍事部隊の編成を余儀なくさせられよう。
- (5) こうした新たな戦力的状況に対処するに当たって、最後に検討しなければならない疑問は、パキスタンは、「最前線国家」としての役割をアメリカのためから中国のために転換したことによって、戦略的に後戻りできない程、中国に接近していったのがどうか、ということである。パキスタンは、アメリカに対しては最小限のヘッジ戦略的効果しか期待できないが、インドに対しては、中国・パキスタン連合軍事脅威戦略を効果的に強化する中国の取り込みによって拡大

された戦略的空間を最大限に利用できるであろう。

記事参照 : Pakistan's Switch from 'United States Frontline State' to 'China's Front Line State'

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1811>

7月6日『米中グランドバーゲン』の可能性とインドの安全保障—インド人専門家論評』(National Maritime Foundation, July 6, 2015)

インドのシンクタンク、National Maritime Foundation (NMF) の客員研究員、Rana Divyank Chaudhary が、7月6日付の NMF の Web サイトに、“China-US ‘Grand Bargain’: India's Future Stakes in Great Power Peace” と題する長文の論説を寄稿し、「米中グランドバーゲン」が実現した場合における、インドの安全保障への影響について、要旨以下のように論じている。

- (1) 東アジアにおける戦略的に不安定な状況は、域内諸国を巻き込んだ、米中間の対立によって悪化しつつあるように見られる。中国の大国としての再登場とその対外的行動は、東アジアにおける大国の平和—それは同時に、現状を維持する現超大国であるアメリカの利益でもある—に対する歴史的な挑戦となっている。このような環境下で、「米中グランドバーゲン (China-US ‘Grand Bargain’)」なる考え方が、実現可能な戦略として議題に上ってきている。しかし、東アジアの不安定さを増す安全保障環境下で、しかも現実的に妥協可能な課題が不明確なままで、このようなバーゲンが可能かどうかについては、根強い疑念がある。それでも、米中関係の将来動向に関する議論の新たな地平が拓かれてきた。この議論はまた、インドのような利害関係国にとって、「米中グランドバーゲン」がもたらす影響についても、検討されなければならない。
- (2) インドの戦略的利益は、東アジア地域秩序の変化に密接に関わっている。中国は、最大の隣国であり、第 2 の貿易相手国であり、そして長期的な競争相手である。インドは、全ての主要な東アジア諸国との 2 国間関係を強化しており、また地域的な国際機構の当事国でもある。南アジアにおいては、インドは、中国を、域内の国家間関係と地域協力の規範形成におけるインドのリーダーシップに対する長期的な競争相手と見、またインド・パキスタン紛争に対する不安定要因とも見ている。更に、中国の野心的な経済外交と海軍のインド洋地域への進出は、インドの海洋分野における利益と影響に対する新たに出現しつつある挑戦と見なされている。インドとアメリカの関心が一致する重要な分野の 1 つは、中国有利にパワー分布が変化してきたことであり、そして国際システムにおいて増大する力を背景に中国がどのように行動するかについて不確実であることであった。「米中グランドバーゲン」の成立は、大国関係の新たな時代を開くであろうが、それはまた、インドと米中両国との関係に、そしてインドと近隣諸国との関係に、潜在的に革命的なインパクトを及ぼすであろう。更に、それは、インドの外交政策、国家安全保障そして国家戦略に重大な挑戦を投げ掛けるものとなる。
- (3) 簡単に言えば、「米中グランドバーゲン」の支持者は、米中両国が、自らの安全保障、国益、国際的コミットメントそして長期的な経済目的を取り返しがつかない程危険に晒すことなく、相互に譲歩し合うことができる、領土紛争や防衛協定を含む、一定の領域があるかもしれない、と主張する。一部の専門家は、「グランドバーゲン」の実現が可能な問題として、台湾問題と、東シナ海と南シナ海における島嶼を巡る紛争を挙げている。中国本土との台湾の完全な政治的統合は、中国にとって優先的課題である。同時に、アメリカは、台湾関係法 (1979 年) の維持を公約している。アメリカが台湾への武器売却を規制するとともに、将来的に兩岸関係が改良されれば、中国の不安の主たる原因を取り除き、国内の政治的圧力が解消されることになる、

と論じられてきた。見返りに、中国は、南シナ海と東シナ海における近隣諸国との全ての海洋紛争を平和的に解決するか、あるいは最終的に衡平な解決を実現するための紛争予防と共同協力の枠組構築に合意しなければならない。

- (4) 戦後に出現した国際システムにおけるインドの利益とその位置づけは、国際システムの構造における動向や大国政治の変化と密接に関連してきた。このことは、非同盟外交政策、旧ソ連への戦略的な接近、そして冷戦後におけるアメリカとの関係復活への取り組み、といったインドの選択に反映されてきた。同様に、ニューデリーの中国との関係にも、より広範な国際関係の動向の影響を見て取れる。こうした歴史的な文脈から、米中戦略関係の進化は、幾つかの重要な分野で、インドの安全保障環境と対中関係を形作ってきた。1970年代の米中国交正常化がインドの利益に及ぼした影響を概観することは、ニューデリーの将来の方向性を占う上で有益である。米中和解は、2国間関係の正常化に至る長期的で高度に秘密主義的な外交の成果であった。冷戦期における中ソ対立と、中国がアメリカの対ソ連封じ込め戦略と連携したことは、非同盟第3世界というインドの立場にとって直接的で象徴的な不利益となった。同時に、主権国家としての台湾の承認を取り消して、中国は、国連で代表権を承認され、国連安保理事会の常任理事国メンバーとなった。パキスタンは、米中和解のバックチャンネルの役割を果たした。これによって、パキスタンは、中国との安全保障関係に対するアメリカの是認を得ただけではなく、この地域におけるアメリカの戦略的計算におけるイスラマバードの立場を強固なものにした。更に、インドの安全保障に複雑な影響を及ぼしたのは、アメリカによる継続的なパキスタンへの兵器売却と、中国によるイスラマバードへの核兵器技術の拡散に反対することをアメリカの最高レベルが躊躇したことであった。こうした出来事は、インドの政治と社会に今日でも根強く残るアメリカの外交政策に対する批判を一層強め、インドとアメリカの外交関係における不信と疎遠感を高めることになった。
- (5) 米中の和解とその結果としての南アジアにおける中国の行動というプリズムを通じて、今日に至るインドの対外安全保障問題の起源について見てきたが、では、近い将来に米中間のバーゲンが見られれば、ニューデリーはどのような影響を受けるか。近い将来、インドの利益に影響を及ぼす核心的な分野は、① 東アジア秩序における中国の新しい位置づけ、② インド洋地域における中国の将来のプレゼンスと役割、③ 南アジアにおける中国、特に対パキスタン、アフガニスタンとの関係、④ 東アジアにおけるインドの戦略的パートナーシップの将来と、米印関係とアジア太平洋地域に対する合同ビジョンにおける重点の変化と抑制要因、⑤ 既存の規範、法的原則そして国際機構に対するインパクト、であろう。
- a. 第1に、インドから見れば、米中間のバーゲンは、アメリカの譲歩によって実現する可能性はるかに高い。米中間のバーゲンが直ちにアメリカの同盟国を脅かすことがないとしても、軍事、経済面における中国の台頭を阻止することはできない。従ってインドが自ら台頭することは、長期的に中国の競争者としてインドを位置づけることになり、そしてそれに伴うインドの外交政策にとっての課題は緩和されそうにもない。
- b. 第2に、和解の態様は、沿岸域から遠く離れた国際水域における中国海軍の活動に対する、アメリカの寛容な態度に表れるであろう。それは米中両国海軍のインド洋地域における海洋協力の形になる可能性があるが、それはまた、両洋を跨ぐプレゼンスを維持する能力を持つ海洋大国として復興するという、中国の長期的計画を後押しすることになろう。安全保障の重要問題に関する印中両国間の信頼の欠如を考えれば、両国海軍間の抗争関係が強まることになろう。

- c. 第 3 に、インド洋におけるプレゼンスの増大によって、パキスタンに対する中国の軍事援助やその他の援助は、継続されることになろう。パキスタンが外国からの支援を国内の経済的課題の解消や生活環境の改善に使用するか、あるいはそうするようにイスラマバードに対する国際的な圧力がない限り、インドの西部戦域における問題は改善されないであろう。更に、将来、アメリカと NATO 同盟国がアフガニスタンから完全に撤退した場合、同国における中国とパキスタンのプレゼンスが増大することが予想される。そうなれば、アフガニスタンの安定という、インドの国益にとって古くて新しい課題が浮上しよう。
- d. 第 4 に、米中関係における根源的な変化は、韓国、日本、ベトナム及びオーストラリアなどの諸国とのインドの戦略的關係に関して、新たな考慮を促すことになろう。一部のアメリカの同盟国は現状の変化を歓迎しない可能性があり、従ってこれら諸国とのニューデリーの關係は、中国の対外目標と行動に関する認識の共有の度合いによって強化されることになるかもしれない。しかし、一方で、こうした変化を好ましい永続的なものと認識する諸国との關係は制約されることになるかもしれない。中国とのバーゲン、アメリカ国内にそれを追求するための強固な政治的信条がなければ実現しないであろうことから、米印戦略的パートナーシップにおける実質的な変化があるかもしれない。インドの安全保障を強化するとともに、アジアにおける勢力均衡を維持するための、アメリカによる同時並行的な努力がない限り、中国とのバーゲンは、米印間の相互信頼を損ない、パートナーシップの存在価値を弱めることになろう。
- e. 第 5 に、「米中グランドバーゲン」は、国際法的原則に基づく地域安全保障の規範を書き換え、国際及び地域機構に影響を及ぼす可能性がある。アジアの安全保障は、バーゲン後のシナリオにおける中国の意図と行動によって大きく左右されよう。中国による紛争解決にインドとの国境紛争を解決する措置が含まれていなければ、インドは、より強固な安全保障を実現できないであろう。
- (6) 結論的に言えば、「米中グランドバーゲン」は、インドにとって望ましいものではない。何よりも、それは、インドの積年の諸問題の解決にほとんど効果がないばかりか、それらを悪化させる恐れさえあるからである。言うまでもなく、インドは、大国間の平和、就中、より安定した国家間關係をもたらし、域内における大規模紛争を阻止する、大国間の平和に当然の利益を有している。従って、「米中グランドバーゲン」に対する）インドの公式的な反応は好意的なものになるかもしれない。しかしながら、何よりもインドの安全保障の強化が重視されなければならないし、新しい大国の平和から浮上してくる新たな課題に取り組むことができる外交政策を準備しておかなければならない。

記事参照 : China-US 'Grand Bargain': India's Future Stakes in Great Power Peace

<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/635717321365260185.pdf>

7 月 28 日「インド、日本、オーストラリアによる新たな連携構想と中国の台頭—インド人専門家論評」(The Diplomat, July 28, 2015)

英ロンドン大学キングス・カレッジの Harsh V. Pant 教授は、7 月 28 日付の Web 誌、The Diplomat に、“Asia's New Geopolitics Takes Shape Around India, Japan, and Australia” と題する論説を寄稿し、最近強化されつつあるインド、日本及びオーストラリアの 3 カ国枠組みはアジア太平洋地域において中国に対抗し得る存在になるであろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アジアの新しい地政学的枠組みが急速に姿を現しつつある。インドの外務次官が 6 月に日豪両

国の外務次官と会談した際、インド、日本そしてオーストラリアの 3 国間協力の新たな動きが見られた。日本は、今後実施される、米印合同軍事演習、**Malabar** に参加する。地政学的にも重要なインド洋海域で行われる合同演習への日本の参加は、今回が 2 度目となる。急速に変化するアジア地域の形勢を管理する最良の方法は、インド太平洋地域という戦略的枠組みであるとの見方が強まっている。最初に日本が提案し、オーストラリアのアボット政権が支持を決めたこの枠組みは、その価値を高めており、今ではアメリカもその必要性を認めている。中国はこの枠組みを疑惑の目で見ているが、多くの中国人有識者は、インド太平洋地域がインドにとって極めて重要な戦略空間になってきており、従って中国はインド洋地域と太平洋を跨ぐインドの政策に対応する必要があることを認識している。

- (2) 中国の外交的、経済的影響力の増大は、中国国内のナショナリズムの高揚と相まって、軍事力の増強やより大胆かつ挑発的な外交政策をもたらした。最近の南シナ海の南沙諸島における埋め立て活動による土地造成は、地域の現状を自らに有利な方向に変更したいという北京の願望を示す好例である。こうした中国の政策が、地域バランスが中国優位に変わりつつあるとの懸念を生んだ。アメリカの関心事が終わりの見えない中東での紛争に向いていることもあり、インド、日本そしてオーストラリアといった地域大国は、こうした事態に対して、これまで以上に積極的に対応するようになってきた。アジアに出現しつつある新たな 3 国体制は、これまでの合同軍事演習の枠を超えた取組みを見せている。2013 年 12 月には、日本の海上自衛隊がインド洋海域では初めてとなるインド海軍との合同軍事演習を実施した。日印両国の戦略的な結び付きが強まる中で、2014 年にインドは、太平洋海域での米印合同軍事演習、**Malabar** に海上自衛隊を招待した。インドと日本は、2011 年にアメリカを加えた 3 国間戦略対話を立ち上げた。アジア太平洋地域における均衡維持や、インド太平洋海域における海洋安全保障問題は、この戦略対話の重要なテーマである。同様の対話の枠組みが、アメリカ、日本及びオーストラリアとの間にもある。そして現在、新たにインド、日本そしてオーストラリアという 3 国間枠組みが加わり、将来的にはインド太平洋地域における 4 カ国の民主主義国家の枠組みに発展する可能性がある。この 4 カ国枠組みのルーツは、インド洋大津波に際して、アメリカ、インド、日本及びオーストラリアの各国海軍が合同救援活動を実施した、2004 年後半にまで遡ることができる。
- (3) 日本は、このような取組みを早くから提唱していた。2007 年の第 1 期政権当時から、安倍首相は、アジアの民主主義国家に対して 4 カ国協力体制を呼びかけていた。アメリカは、こうした構想を積極的に支持した。こうした構想は、2007 年 9 月には、5 カ国間の海軍によるベンガル湾での合同軍事演習の実現に結びついた。しかしながら、中国が、こうしたアジアの民主主義国による団結を懸念して、こうした構想を頓挫させるべくニューデリーとキャンベラに外交攻勢をかけ、それ以降、オーストラリアとインドは中国を刺激することは得策ではないと感じ始めた。しかし、中国が域内でより高圧的な行動を取り始めるにつれて、インドとオーストラリアは再び、この構想を復活させようとし始めた。域内における中国のパワーとその意志の不確実性は、アジアにおける均衡維持に対するアメリカのコミットメントの将来動向と相まって、域内諸国の戦略思考に大きな影響を与えている。アジア地域に現れつつある地政学上の急激な変化は、インド、日本そしてオーストラリアといったアジアのミドルパワーに対して、中国に対抗するための戦略的工夫の考案を強いている。アメリカとの安全保障パートナーシップを維持しながらも、これらミドルパワーは、アメリカが台頭する中国との均衡維持ができない場合に備えて、積極的にヘッジを追求している。アジアの地政学的空間領域は、変貌しつつある。

中国の台頭は依然最大の変貌だが、その他の国も変貌しつつあり、これら諸国の影響力は、アジア太平洋地域におけるグローバルな政治環境の形成において、中国を上回ることはないとしても、それに等しいものになるであろう。

記事参照：Asia's New Geopolitics Takes Shape Around India, Japan, and Australia

<http://thediplomat.com/2015/07/asias-new-geopolitics-takes-shape-around-india-japan-and-australia/>

9月9日「インドネシアの不法操業対策が中国に及ぼすインパクト—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, September 9, 2015)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院の研究者、Zhang Hongzhou は、9月9日付の RSIS Commentaries に、“Indonesia’s War on Illegal Fishing: Impact on China” と題する論説を寄稿し、インドネシアのウィドド政権の不法操業対策が中国との関係に及ぼすインパクトについて、要旨以下のように述べている。

- (1) インドネシアのウィドド大統領が 2014 年 10 月に就任して以降、インドネシア政府は、政策の核心として「世界の海洋の要 (Global Maritime Fulcrum)」戦略を掲げた。「海洋の要」における重要な要素の 1 つは、国内漁業の活性化である。この方針は、インドネシア水域での外国漁船に対する取り締まりから始まった。インドネシア政府は、管轄海域における「違法、無報告、無規制 (IUU)」漁業によって年間最大 200 億ドルの収入を失っている、と主張している。外国漁船に対するインドネシアの弾圧的な取り締まりは中国にも計り知れないインパクトを及ぼし、それは中国の水産業のみならず、中国が推進する「21 世紀海上シルクロード (MSR)」構想にも及んでいる。また、こうした取り締まりは、インドネシアの「世界の海洋の要」戦略という野望にも間接的なインパクトを及ぼしている。
- (2) インドネシアは 2014 年 10 月以来、84 隻の外国漁船を撃沈した。これらの漁船のほとんどは東南アジアの近隣諸国のものであったが、インドネシアは、中国に対しても益々強硬な姿勢を示している。ジャカルタは、2015 年 1 月に不法操業の疑いで拿捕した 9 隻以上の中国関係漁船を没収し、2015 年 5 月には中国の漁船 1 隻を撃沈した。インドネシアは、中国漁民がインドネシア国内法に違反し、インドネシア水域において不当な利益を得ていることを理由に、2013 年に中国と締結した 2 国間漁業協力協定を一方向的に破棄した。この漁業協力協定の下で、中国漁民は、インドネシアの企業と合弁会社を設立し、株式の 49%以上を保有しないことを条件に、インドネシア水域での操業を許可されていた。この協定は、中国の漁船がインドネシアに船籍登録し、インドネシア国旗を掲げることも規定していた。
- (3) 中国の公式データによれば、2014 年 10 月までに、インドネシアに投資する中国の漁業会社は 17 社、そしてインドネシア水域、主としてアラフラ海で操業する中国漁船は約 400 隻であった。更に、この数年間、中国の漁業会社は、インドネシアの漁業環境とインドネシアの漁業規制に適応した、11 カ所の漁業基地と多くの漁船を建造した。それらは主にトロール漁船や巻き網漁船で、これらの総投資額は 6 億 2,000 万ドルであった。しかしながら、インドネシアが新漁業法を導入して以後、これらの漁船のほとんどがインドネシア水域で操業できなくなり、関連陸上施設も不必要になった。これは中国の漁業会社にとっては巨大な経済的損失で、中国遠洋漁業協会の調査によれば、2014 年 11 月から 2015 年 3 月までの間、中国の漁業会社が被った直接的な経済的損失は、中国への輸送が不可能になった 5,000 万ドル相当の 2 万 4,000 トンの漁獲

を含め、1 億 3,000 万ドルと推定されている。その上、インドネシアの新たな漁業政策は、中国の遠洋漁業部門の発展計画にとって障害となった。海洋汚染や乱獲によって国内の漁業資源が急速に枯渇してきたために、中国は、遠洋漁業の拡大を、漁業部門を再構築するための重要なアプローチと考えてきた。インドネシアは、中国の遠洋漁業計画において重要な役割を担っている。2014 年には、インドネシア水域での中国の遠洋漁獲量は 5 億ドル近い 33 万トンで、2014 年の国内総漁獲量の 24%、遠洋漁業部分の 34%を占めていた。

- (4) 中国は MSR の推進に注力しており、インドネシアは、MSR の成功に大きな役割が期待されている。それは、単にインドネシアが東南アジアで最大かつ最も人口の多い国であるだけでなく、MSR とインドネシアの「世界の海洋の要」戦略とが相互補完的な関係にあり、両国間の海洋協力強化の可能性が大きいからでもある。2015 年 3 月のウィドド大統領の訪中時、両国は、海上インフラの接続性の強化や、「海洋パートナーシップ」の発展のための実質的な協力強化などに合意した。しかしながら、現在のところ、インドネシアに対する中国の投資は依然かなり低い状態にある。最新のデータによれば、中国はインドネシアへの投資国の中で 10 番目に位置している。インドネシアの国内的要因に加えて、中国漁民や漁業会社に対するインドネシアの最近の行動も、中国の投資家の投資意欲を低下させる要因となっている。莫大な損失をもたらしている IUU 漁業の根絶に取り組むインドネシアの行動は理解できるが、特にインドネシアの「世界の海洋の要」戦略の成功には海外からの投資が不可欠という事実を考えれば、外国人投資家の正当な利益を保護することも必要である。一方、漁業部門に関する限り、中国は、漁業部門の海外への進出から、持続可能な養殖や水産加工業を重視していく方向にシフトする必要がある。それはまた、MSR の枠組みの下でのインドネシアとの海洋協力を推進する上で、鍵となる重要な分野の 1 つになるであろう。

記事参照 : Indonesia's War on Illegal Fishing: Impact on China

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2015/09/CO15192.pdf>

9 月 9 日「中国が目指す中国版『ハブ・アンド・スポーク・システム』の課題—韓国人専門家論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 9, 2015)

韓国のシンクタンク The Asian Institute for Policy Studies の研究員、Lee Jaehyon は、米シンクタンク、CSIS Pacific Forum の Web 誌、PacNet に 9 月 9 日付で、“China recreating the American “hub-and-spoke” system” と題する論説を寄稿し、中国が提唱する「新しいアジア安全保障アーキテクチャ」を通じて、中国スタイルの「ハブ・アンド・スポーク・システム」の構築を目指そうとしているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 5 月 25 日～26 日に北京で開催された、The Non-Governmental Forum of the Conference on Interaction and Confidence Building Measures in Asia (CICA) の第 1 回会議で、アフガニスタンのカルザイ元大統領、イスラエルのバラック元首相、トルコのヤキシュ元外相など、出席者の多くは、「一帯一路」構想やアジアインフラ投資銀行 (AIIB) について、中国への称賛と期待に満ちたスピーチを行った。この会議の主な参加国は、中央アジア、中東及び南西アジア諸国で、アジアの金融の将来、開発と安全保障、戦後の国際秩序、中国の「一帯一路」構想、エネルギー安全保障、テロ対策などについて論議した。
- (2) 2014 年の CICA 首脳会談で、習近平主席は、冷戦の遺物としてのアジアにおけるアメリカの同盟体制を非難し、「このような同盟は、少数の国のために他の国の安全保障を犠牲にしている」

と警告した。その上で、習主席は、アジア諸国が自ら戦後のアメリカ主導の安全保障秩序を書き換えることによって、アジア安全保障問題を解決すべきことを強調し、「新しいアジアの安全保障アーキテクチャ」を提唱した。習主席は、この新しい構想において、「コモン」、「包括的」、「協力的」、「持続可能な安全保障」といったキーワードに言及した。アメリカの軍事同盟体制と結びついた、そして習主席が批判した、この戦後秩序は、「ハブ・アンド・スポーク・システム」と称される。このシステムの下で、アジア諸国が「スポーク」の形でアメリカとの軍事関係を持ち、一方アメリカは「ハブ」として機能していた。このシステムは、アメリカの軍事力によって保証された安全保障システムである。今回の CICA フォーラムでは、アメリカを批判した中国がアメリカのシステムをモデルに、参加国を巻き込んだ中国スタイルの「ハブ・アンド・スポーク・システム」を創設しようとしているとの印象を残した。中国代表団のどの発言も、中国が他のどの参加国とも対等の立場で参加し、同等の権利を持つという、真の多国間協力精神に言及しなかった。他方、参加国のほとんどは、物資やその他の形での中国からの支援を期待している発展途上国である。

- (3) 中国の「西進」政策が勢いを増すにつれ、アジアの政治、安全保障そして経済システムは再編されつつあり、中国スタイルの「ハブ・アンド・スポーク・システム」が姿を現しつつある。中国は、その巨大な経済力と軍事力によって、他を圧した「ハブ」となりつつある。他の参加国は中国との協力関係に言及しているが、これら諸国は、単なる「スポーク国家」になりつつある。従って、中国が「ハブ」となった「ハブ・アンド・スポーク・システム」が発展しつつあり、西方の中央アジア、中東及び南西アジアの諸国は、中国との 2 国間関係を通じて、このシステムに結び付けられつつある。もちろん、このシステムは、アメリカのそれとは異なっている。アメリカのシステムは冷戦期の軍事同盟体制としての性格を残しているが、中国のそれは、非伝統的安全保障問題、経済協力そして社会、文化交流といった、各種の問題を触媒として結びついた、冷戦後の時代を反映したものである。中国スタイルのシステムでは、AIIB が胴元である。AIIB の設立は、CICA 参加の発展途上国にとって歓迎すべきことであり、これら参加国は、自国のインフラ開発支援への期待感を表明した。「一帯一路」構想は、中国から構想されている路線を通じて「スポーク国家」を結び付けるもので、中国システムを流れる「血液」はアメリカのそれとは異なっているかもしれないが、その機能に相違はない。
- (4) 中国は、アジアでアメリカ中心の「ハブ・アンド・スポーク・システム」を再現しようとしているが、以下の 2 点を留意しておかなければならないであろう。
 - a. 第 1 に、「多国間主義」とアジア諸国によるアジアの安全保障概念に基づいた、「新しいアジア安全保障アーキテクチャ」を追求するに当たって、北京は、特定の 1 カ国が「ハブ」になるような不規則な「多国間主義」を避けなければならない。アーキテクチャの枠組みは、全てのアジア諸国が対等の立場で参加する、真の多国間主義でなければならない。
 - b. 第 2 に、もし中国がアジアで自らの「ハブ・アンド・スポーク・システム」を構築しようとするなら、中国は、期待される役割に全面的に応えられなければならない。この役割は、「スポーク国」への経済資源の提供に止まらず、より大きな責任が含まれる。中国は、他の「スポーク国家」に認められるような、正当性を担保する適切な基準を維持しなければならない。
- (5) 要するに、中国スタイルの「ハブ・アンド・スポーク・システム」は、中国がアジアにおいて「公共財」を提供する限り、支持を得られるであろう。しかしながら、経済大国であっても、「ハブ」となって「スポーク」を維持していくためには、単なる財政面での資金提供以上のことが

求められることに留意しておかなければならない。

記事参照：China recreating the American “hub-and-spoke” system

<http://csis.org/files/publication/Pac1557.pdf>

9月17日「中国の『グレーゾーン』における行動に対する対応の必要性—米専門家論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 17, 2015)

ハワイのシンクタンク、The East-West Centerの上席研究員、Denny Royは、Pacific Forum (CSIS)の9月17日付のPacNetに、“China wins the gray zone by default”と題する論説を寄稿し、中国は「グレーゾーン」においてアメリカを負かしつつあるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 「グレーゾーン」とは、ある国家が、侵略的だが、通常軍事力による報復を誘発するレベルを下回るような戦術的行動によって、戦略的な競争国に邪魔立てさせないで成果を得ようとする試みる領域である。現在の状況は、アイゼンハワー政権下の1950年代におけるアメリカの戦略を幾分彷彿させるものがある。当時、ワシントンは、「大量報復戦略」でソ連を抑止しようとしていた。この戦略は、全面核戦争の脅威によって、ソ連のあらゆる侵略的行動を抑止しようとするものであった。ここでの問題は、その信憑性にあった。ワシントンは比較的小規模で周辺的な軍事紛争に対しても核戦争に踏み切る用意があると、もし敵が確信していなければ、大量報復戦略への過度の依存は、敵の（小規模な侵略行為を積み重ねていく）サラミ・スライミング政策によって、アメリカが次第に脆弱な立場に追い込まれることになる。このため、ケネディ政権は1961年に、「柔軟反応戦略」に転換した。この戦略は、核戦争に至らない、あらゆる潜在的紛争レベルにおけるアメリカの優位を確立しようとするものであった。今日、同じような戦略調整が必要と思われる。アメリカの軍事態勢は、大規模戦争に対しては明らかに世界最強である。しかしながら、北京が、戦争に踏み切るレベルではないが、中国の戦略目的を促進する、（その一方でアメリカの利益を侵食する）方策を駆使するようになるにつれ、このアメリカの軍事態勢は、その威力を発揮できなくなっている。「孫子の兵法」を生んだ中国人は、賢明な戦略が強大な敵に対して勝利を得るという教えを奉じている。
- (2) 南シナ海問題は、中国の「グレーゾーン」における手法について、格好の事例を提示している。中国は2012年に、それまで占拠していなかった、Scarborough Shoal（黄岩島）に恒久的なプレゼンスを確立した。Scarborough Shoalはアメリカの同盟国であるフィリピンのEEZ内にあるが、北京は、外交的抗議以上の対応に直面しなかった。中国は、南シナ海では非武装の公船を活用してきた。2014年のベトナム沖合での中国の石油掘削リグの設置でも、多数の中国の巡視船がリグを護衛した。アメリカによる海洋監視活動を妨害するために、中国は、費用対効果に優れた手法を使った。2009年に米海軍の高性能だが非武装の調査船、USS *Impeccable*は衝突覚悟の中国漁船の妨害行動に前進を阻まれた。同様の手法は2013年にも見られた。この時は、米海軍巡洋艦、USS *Cowpens*は、公海で中国の揚陸艦に妨害され、新配備の空母を含む中国海軍の演習監視活動を断念させられた。USS *Cowpens*の船価約10億ドルに比べて、中国揚陸艦の船価は恐らく2億ドル程度であった。2015年初めからの南沙諸島における中国の急速な人工島の造成は、南シナ海の「グレーゾーン」における北京の最大の成果である。国際海運航路の真只中に軍事基地になり得る人工島を造成する、中国の大胆な振る舞いは域内に衝撃を与えたが、ワシントンは中国に即時中止を要求する以上の対応を示さなかった。中国が「グレーゾーン」における機会主義的な戦術によって手にする成果は、覇権戦争の勝利に匹敵するものでは

ないが、相当なものである。北京は、中国が占拠する新たな人工島や、外国産業から先進的な技術データの取得など、具体的な成果を手に入れている。また、中国は、中国の力が増大する一方で、アメリカの力が衰退しつつあるとの印象を強めている。このことは、アジア太平洋地域の諸国がアメリカのリーダーシップと保護に頼ることを止め、北京に擦り寄るようになることを意味する。アメリカとは対照的に、東京は、中国との自国の「グレーゾーン」問題に正面から取り組んだ。中国は 2012 年 7 月に、尖閣列島周辺の領海や接続水域に中国公船を継続的に侵入させ始めた。東京は、リスク覚悟の中国の振る舞いから身を引く代わりに、周辺海域における哨戒活動を強化し、尖閣諸島が攻撃されれば、日米安保条約が適用されるとの言質をアメリカから引き出した。

- (3) 多くの専門家は、中国のサラミ・スライシング政策に対するアメリカの直接的、間接的アプローチを勧告してきた。アメリカの直接のアプローチには、人工島上空の飛行、他の南シナ海領有権主張国に対する武器供与、域内海域におけるアメリカとパートナー諸国海軍による哨戒活動、サイバー攻撃に関与した中国組織に対する制裁、そして中国の目標に対する報復的なアメリカのサイバー攻撃などが考えられる。間接的なアプローチには、中国の指導者が弱点や脆弱な部分と見なすものへの圧力の強化が考えられる。こうした圧力の強化には、これが中国の「グレーゾーン」における侵略的行動に対する対応であり、もし北京が協調的態になるなら、こうした対応を止めるという、中国政府に対する非公開のメッセージが伝達されていなければならない。いずれにせよ、喫緊の課題は、「グレーゾーン」において中国に対抗するために、アメリカは、知能的かつ具体的な手段を講じることである。アメリカは、自国の優れた能力とアメリカのリーダーシップに対する地域の支持を当てにすることができる。問題は、アメリカの戦略家が必要な戦略的狡猾さと機敏さを発揮できるかどうかである。

記事参照：China wins the gray zone by default

<http://csis.org/files/publication/Pac1560.pdf>

9月21日「中国が望む世界秩序と米中関係—米シンクタンク研究員論評」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 21, 2015)

米シンクタンク、The Stimson Center の上席研究員、Yun Sun は、Pacific Forum (CSIS) の 9 月 21 日付の PacNet に、“China’s Preferred World Order: What Does China Want?” と題する論説を寄稿し、中国の新しい世界秩序のビジョンは、アメリカやアジア太平洋諸国と共有されておらず、その認識の差異は最も大きな不安定要因となり得るとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、その経済力、政治力そして軍事力が増大するにつれて、この地域においてより大きな場を占めるに値すると考えている。この意味で、中国の政策路線には修正主義的性質が目立つ。習近平政権下において、この修正主義的傾向が一層加速されてきた。「中華民族の偉大なる復興」という旗印の下、鄧小平の有名な政策である「韜光養晦」は、習近平の外交政策からほぼ完全に消えた。中国の外交官や学者は、中国が新しい高圧的なスタイルの政策を展開するにつれ、近隣諸国や世界のその他の地域は「新しい常態」として受け入れるであろうと確信している。中国の外交政策コミュニティでは、覇権国家への中国の台頭は、最早議論の対象ではない。アメリカが依然唯一の世界的超大国であることを疑問視する者はあまりいないが、中国がいずれアメリカを凌駕する運命にあることを疑う者は更に少ない。唯一の疑問は何時かということである。従って、「新型の大国関係」を構築するという提案と、「ツキディデスの罠」(米中覇権戦

- 争不可避論)を如何に回避するかを巡る過熱した論議は、中国の見方では、力の移行の結果とはほとんど無関係である。むしろ、中国人は、力の移行のプロセスを如何に管理するか、言い換えれば、平和裏に、そして最小限の混乱で如何にアメリカに取って代わるかを重視している。
- (2) 習近平の治世下(2012年から2022年)では、中国はアメリカに取って代わるという目標を恐らく達成できないであろうことは広く認識されているが、多くの者は、現実的な可能性として、中国はまずアジアにおける優越を達成するであろう、と見ている。このため、中国の学者は、アジアにおけるアメリカの役割を無視する独創的な論議を展開してきた。例えば、一部の学者は、「アジアのパワー」というアメリカのアイデンティティに異議を唱え、アメリカはアジア太平洋パワーであるが、アジアの国ではなく、従ってアジアにおいて果たすべき固有の役割を持たない、と主張している。他の学者は、太平洋は「アメリカと中国をともに受け入れるだけの十分な広さ」があり、従って、アメリカは太平洋の東半分で満足し、西半分において中国に干渉することは止めるべきである、と主張する。中国の学者たちは、アメリカの同盟システムを、アジアにおける新しい力の平衡関係にとって「時代遅れ」で、「不安定」なものと決め付け、アメリカは、その同盟システムを解消するか、あるいは少なくとも中国に優越の座を空けるために、それを調整するべきである、と主張する。
- (3) 本質的に、中国が望む最終目標は、短期的にはアジアにおける中国支配の安全保障構造の構築であり、長期的には中国主導の世界の権力構造の実現である。中国は、協調的な国に対しては、経済繁栄、公共財の提供そして実利的な利益を以て報いる意志があるが、その見返りとして、敬意、協力、あるいは中国が重要だと考える問題に対して少なくとも黙認することを要求する。このビジョンは、域内諸国に敬意と特別待遇を求める「繁栄し寛容な」覇権国としての中国による、東アジアにおける中国の古代朝貢システムを彷彿とさせる。中国への敬意と引き替えに、これら諸国は、高度な文化と技術とともに、経済的報酬を受け取る。このような枠組みにおいては、これら諸国を従わせる上で、中国の圧倒的な強さとその寛容な姿勢が、必要かつ十分条件である。「一帯一路」構想は、中国中心の階層秩序に組み込まれたものである。
- (4) 習近平の世界観は、中国の新しい野望を育み、実現していく上で、不可欠の役割を果たしている。習近平は、パワー・ポリティクスと世界のリーダーとしての中国の運命を信じる、リアリストといわれる。更に、国内政治基盤の確立によって、習近平は、指導体制内からの重大な抵抗を受けることなく、自らの外交政策を追求できるようになった。一部の学者は、「一帯一路」構想などの経済的実行可能性と政治的リスクを不安視しており、依然唯一の超大国であるアメリカに対する挑戦を時期尚早と見ている。それにもかかわらず、全てのプロパガンダは、習近平を支持するたった1つの意見を喧伝するために動員されており、中国政府は、批判を拒否するが、習近平の計画における問題点を解決するための「建設的」アドバイスはこれを歓迎している。従って、中国のアナリストや学者にとって、習近平の「高圧的な姿勢」を支持することが、政治的にも、経済的にも自己利益に繋がるのである。
- (5) しかしながら、力、尊敬そして覇権を目指すという本能的な野望を超えて、中国はまず、より基本的な問題を自らに問わなければならない。要するに、中国の指導部は、賄賂や強制なしで如何にすれば他者に受け入れてもらえるかということである。彼らは、尊敬を要求することはできず、また畏怖は尊敬と同じではないということ理解しなければならない。今までのところ、中国は、リーダーになるということは、狭い国益を超えた、そして時には短期的な利益を犠牲にしてでも、地域や世界から正しいと見られる行動をとるというビジョンが必要であるという

ことを、理解できていない。リーダーシップを発揮するためには、中国は、政治的な勇気を示すとともに、共通の価値観と国際的規範を完全に受け入れなければならない。この点に関して、中国はまだまだ前途遼遠である。中国の自信過剰は、多くの理由から懸念される。新しい世界秩序を目指す中国のビジョンは、アメリカやアジア太平洋地域の多くの国と共有されていない。アメリカと中国の双方の理想的な世界秩序へのビジョンはそれぞれ長所もあれば、弱点もあるが、双方の世界秩序に対するビジョンが大きく異なっていることは、イデオロギー的、実際的な抗争を生起させることになろう。この意味で、自らの誤算や相手に対する誤解は、今後数年間の米中関係において、最も大きな不安定要因となるであろう。

記事参照：China's Preferred World Order: What Does China Want?

<http://csis.org/files/publication/Pac1562.pdf>

9月23日「米中関係に新たなリアリズムを—米専門家論説」(The National Interest, September 23, 2015)

米シンクタンク、American Enterprise Institute (AEI) の Michael Auslin 研究員は、9月23日付けの米誌、The National Interest (電子版) に、“Time For Realism In U.S.-China Relations” と題する論説を発表し、アメリカは中国との経済関係に拘泥して彼らの平和を乱すような振る舞いを見逃すようなことをしてはならず、今こそ、中国との間に新たなリアリズムに基づいた関係を構築すべきであるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) アジア・ウォッチャーの誰もが、米中間の衝突を予測したり望んだりしていない。しかしながら、現在の中国は、アメリカとの関係の未来に深刻な疑念を生じさせている。第1に、中国の近隣諸国で、今日の北京が極めて平和的であると感じている国はほとんどない。東シナ海と南シナ海における海洋領土を巡る紛争に対する中国の高圧的態度は依然続いており、加えて、中国は紛争海域に人工島を造成し、その軍事化を進めている。9月初めの軍事パレードで誇示したように、中国の軍事力は自らの強さを示す明確なメッセージであり、中国に対抗する勢力に対する警告なのである。そして第2に、長年中国を観察してきた専門家は最近、中国の政権の安定性に対して益々懸念を強めていることである。習近平国家主席は、社会の安全性に対する懸念を払拭するために、社会的な弾圧を強化している。米ジョージワシントン大学の David Shambaugh 教授のような高名な学者も、中国共産党政権は終盤を迎えつつあると言い始めている。アメリカは、できるだけ長い間、中国が金の卵を抱いたガチョウであることを願い、こうした中国の破綻という見方を見過ごそうとしている。しかし、最近の経済の停滞は、中国の繁栄を当然視できないことを示した。幾つかの経済指標は、工業生産が低下し、輸入も縮小していることを示している。そのような景気減退は、中国の新興ミドル層にダメージを与え、社会の安定性がより危険に晒されることになろう。経済の停滞と国内問題を抱える中国が、「国際社会における責任あるプレーヤー」には成り得ない。実際、それは既に不可能である。
- (2) 問題は、アメリカは何ができるかということである。アメリカは、どのようにして最大の貿易相手国であり、世界第2位の経済大国に対して効果的な圧力を加えることができるか。今こそ、米中関係に新たなリアリズムが必要な秋である。このリアリズムは、北京が選択しつつある、中国との抗争にアメリカが拘束されるということ、まず公式に受け入れることからスタートする。アメリカの経済は中国との相互依存を益々高めていくかもしれないが、最早、米政府当局は、貿易関係への悪影響を恐れて中国の挑発を見逃すことはできないのである。今や、かつ

てオバマ政権が好意的に捉えていた、米中ハイレベル対話をリセットすべき時である。グローバルな行動規範に反し続ける国家は、アメリカの指導者に丁重に迎えられないべきではない。更に、中国が領有権を主張する地域の安定のために、アメリカが保証人として振る舞うことは既に過去のものとなった。中国の領有権主張という挑戦に対して何もしないということは、アメリカが基本的にその挑戦を黙認することになるし、アジアの同盟国に対して政治的な弱腰姿勢という誤ったメッセージを送ることになってしまう。アメリカが南シナ海において強力な軍事力を行使してくるかもしれないということを中国が理解すれば、中国は国際的な行動規範を今以上に弱体化させようという企みに対して慎重になるであろう。

記事参照：Time For Realism In U.S.-China Relations

<http://nationalinterest.org/feature/time-realism-us-china-relations-13915>

9月24日「東シナ海と南シナ海で異なる中国のナショナリズム—米専門家論評」(The National Interest, September 24, 2015)

米コーネル大学准教授、Allen R. Carlson は、9月24日付の米誌、The National Interest (電子版) に、“Why Chinese Nationalism Could Impact the East and South China Seas VERY Differently” と題する論説を寄稿し、中国のナショナリズムの作用は、東シナ海と南シナ海では異なるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 東シナ海と南シナ海のいずれにおいても、紛争の主たる推進力がナショナリズムの高揚、特に中国のそれであることは広く認識されている。しかしながら、このような見方は不完全なものであり、誤解を招く結果となる。中国のナショナリズムは特異な存在ではない。アジアの近隣諸国に対して、中国のナショナリズムが噴出する形態は著しく異なっている。このような差異は重要だが、北京が海洋紛争に対処する上でそれがどのような意味を持つか、そして海洋紛争の激しさにそれがどの程度影響を及ぼしているかについては、ほとんど見落とされている。日本に対する中国のナショナリズムは、東シナ海に対する中国のアプローチを強固なものにする程激しい。対照的に、南シナ海においては、中国のナショナリストにとってはそれ程熱狂的ではないが、状況はより流動的で、潜在的に危険である。
- (2) 東シナ海では、ナショナリズムは紛争の抑止力になり得るか。
 - a. 日本に反対することは、現代中国のナショナリズムにとって基礎的な支えであり、中国における日本に対する敵愾心の深さを過小に評価できない。このような日本に対する態度は、東シナ海の釣魚／尖閣諸島を巡る紛争を益々揮発性の高いものにすると思われるかもしれない。こうした態度は 2012 年の日中対立を煽ったが、当時、中国の指導者は、日本との直接的な軍事衝突に至らない段階で情勢を沈静化させた。何故なら、戦場での死がもたらす国内への波及的影響は計り知れず、制御不能になったかもしれないからである。言い換えれば、日本に対する中国のナショナリストの感情は、東京との紛争を無限に煽ることは余りに危険過ぎると、北京が理解している程度の毒薬であるということである。
 - b. 以後の冷やかな関係ながら、東アジアの 2 国間の緊張緩和は、このような動きの自然な流れである。東シナ海においては、北京は、中国における深い反日感情によってかえって抑制されている。このような反日感情は、釣魚／尖閣諸島を巡る平和の見通しを非常に遠いものにしてしまうが、紛争それ自体を凍結させる効果を持つ。現状で凍結されれば、解決の見込みもないが、武力衝突に至る可能性もない。従って、図らずも、中国のナショナリズムは、

少なくとも東シナ海の場合は、この地域における安定要因に似たものであると言える。

- (3) 南シナ海ではどうか。中国のナショナリストは、南シナ海にも狙いを定め、係争領域を取り戻そうとしている。しかしながら、中国のここでのナショナリズムは、東シナ海における程爆発的なものでなく、目立っていない。ここでもベトナムとフィリピンによる中国主権の侵害に対して、中国には恨みがあるが、日本と比較すれば、中国のナショナリズムの高揚の中では、ベトナムとフィリピンは小さなプレーヤーである。ベトナムあるいはフィリピンのいずれによっても、南シナ海における中国人の死は中国のナショナリストの憤怒を高めるであろう。しかしながら、日本との間でのそれと同じ程、中国のナショナリストの感情は燃え上がらないであろう。結果として、中国の指導者は、国内的に大きなリスクを冒すことなく、より大きな圧力をハノイとマニラにかけることで、国内のナショナリストの信用を得ることができよう。
- (4) 南シナ海における軍事衝突の危険性は大きい。何故なら、中国の指導者は、この海域における他の領有権主張国に対する中国の国内感情にそれ程囚われなくてもよいからである。従って、東シナ海の場合に予想される国内の反響と違って、北京は、ベトナムやフィリピンに対する高圧的な政策を展開できる。このことは、習近平が、中国の南方海洋においてはより冒険的な政策を展開できる余地があることを意味する。アメリカは、日中の領土紛争から身を引くべきではなく、また、南シナ海におけるこうした微妙な状況にも関心を向けるべきである。アメリカは依然、戦争の瀬戸際からこの地域を引き戻す役割を演じることができるからである。

記事参照 : Why Chinese Nationalism Could Impact the East and South China Seas VERY Differently
<http://nationalinterest.org/feature/why-chinese-nationalism-could-impact-the-east-south-china-13922>

4. その他

8月15日「中国、グワダル港の40年間運営権獲得」(Tribune.com, August 15, 2015)

パキスタンの Tribune 紙(電子版)が8月15日に報じたところによれば、中国はこのほど、パキスタンのグワダル港の40年間の運営権を獲得した。グワダル港湾局長によれば、関連インフラがほぼ完成したことから、同港は2015年中には全面的に稼働するという。中国は、同港から中国北西部のカシュガルまでの3,000キロの陸上ルートを開設するため、同港の建設を財政的に支援してきた。中国は、石油と天然ガスを輸送する、グワダル港と中国の新疆ウイグル自治区を道路、鉄道そしてパイプラインの建設を計画している。また中国は、同港の更なる開発のために16億2,000万ドルを投資する計画で、今後3年から5年以内に、防波堤や国際空港などを完成させる計画である。

記事参照 : China gets 40-year management rights on Pak's Gwadar port, and access to Arabian Sea
<http://tribune.com.pk/story/870183/china-gets-40-year-management-rights-on-gwadar-port-access-to-arabian-sea/>

5. 北極海関連事象

5-1 主要事象

7月5日「ロシアの北極アセット」(Business Insider.com, July 5, 2015)

ロシアは現在、6隻の原子力砕氷船を運航しており、加えて少なくとも10隻余の通常型砕氷船を保有している。2017年には、新型の原子力砕氷船が就役する予定である。ロシアはまた、北極圏における軍事的優位を確立するために、北極圏に一連の各種施設を建設してきた。ロシアは、北極海沿岸域に沿って、10カ所の捜索救難ステーション、16カ所の深水港、13カ所の飛行場、及び10カ所の防空レーダ・ステーションを建設している。

記事参照：US Coast Guard chief: We are 'not even in the same league as Russia' in the Arctic

<http://www.businessinsider.com/us-not-even-in-the-same-league-as-russia-in-arctic-2015-7>

Map 1: Russia Fortifying Bases in Arctic region

Map 2: Arctic open for commerce

<http://www.businessinsider.com/us-not-even-in-the-same-league-as-russia-in-arctic-2015-7>

7月12日「ロシア、北方航路通航量の大幅拡大を計画」(The Moscow Times.com, July 12, 2015)

7月12日付のThe Moscow Times(電子版)は、ロシアの北方航路の将来計画について、要旨以下のように報じている。

- (1) 北方航路(NSR)をスエズ運河経由ルートに匹敵する航路にするという、ロシアで久しく論議されてきた計画が始動した。ロシアのメドベージェフ首相は6月、2030年までにNSRの通航貨物量を現在の20倍、年間8,000万トンにするという計画に署名した。NSRに関するメドベージェフ計画の詳細は公表されていないが、政府筋によれば、この計画は、航行水路調査、港湾の建設、海洋装備やシステムの開発を促進することになる。海運専門家によれば、ロシア政府が改めてNSRへの関心を高めた理由は、北極沿岸警備隊の整備が強化されたことと密接に関連している。ロシアは2013年にNSRの増大する通航量を見込んで、NSR管理庁を創設したが、通航量の増大は実現しなかった。2014年のNSR完航船舶はわずか41隻で、そのほとんどがロシア籍船であった。これは2013年のNSR完航船舶数、71隻(この年もほとんどロシア籍船)に比して、大幅減となった。一方、スエズ運河の通行船舶は1日平均49隻であるが、距離的には、NSRの方がロッテルダム・上海間で約2,000キロ短い。燃料費は輸送コストにおいて重要な要素だが、低迷する石油価格がNSRの経済的利点を吹き飛ばした。
- (2) 北極沿岸警備隊を増強する計画は2011年から始まっており、この年、沿岸警備隊と国境警備隊を管轄する、ロシア連邦保安庁(FSB)が6隻の外洋型巡視船建造計画の1番船の建造を発注した。この外洋型巡視船の排水量は2,700トンで小型だが、北極海仕様になっている。1番船、"Polyarnaya Zvezda"(北極星)は完成しており、サンクトペテルブルグ近くで就役に向けての最終海上公試段階にある。他に2隻が建造中で、2019年までに就役する計画である。モスクワのThe Center for the Analysis of Strategies and Technologies(CAST)の専門家によれば、

排水量 6,000~7,000 トン級のより大型の巡視船の建造も計画されているという。沿岸警備隊はまた、北極海沿岸域のインフラ整備も進めており、10 カ所の沿岸警備隊ステーションを建設中である。これらのステーションは、海難時における捜索救難作戦発動のハブとなる。

記事参照 : [Russia Makes Bid for Arctic Shipping Lane Even as Oil Prices Slip](http://www.themoscowtimes.com/business/article/russia-makes-bid-for-arctic-shipping-lane-even-as-oil-prices-slip/525465.html)

<http://www.themoscowtimes.com/business/article/russia-makes-bid-for-arctic-shipping-lane-even-as-oil-prices-slip/525465.html>

7 月 16 日「米ロ等、北極海禁漁協定調印」(Climate Central, Reuters, July 16, 2015)

アメリカ、ロシア及びその他の北極圏諸国は 7 月 16 日、北極点周辺の解氷海域から漁船団を締め出す協定に調印した。オスロで行われた協定調印には、カナダ、ノルウェー及びデンマークも参加した。ウクライナを巡る緊張のため、協定調印は 1 年以上遅れた。北極海中央部の解氷海域は地中海とほぼ同じ面積で、現在のところ商業漁業が行われていない。バルトン米 국무省海洋・漁業担当次官補代理によれば、この協定は、問題発生を先行的に阻止するためのものである。北極圏諸国は、中国、ベトナム、韓国及び他の全ての EU 諸国などの漁業大国もこの協定に参加することを望んでいる。この協定は、北極海の海洋資源調査も規定している。

記事参照 : [Russia, U.S. Sign Fishing Ban in Arctic as Sea Ice Melts](http://www.climatecentral.org/news/russia-us-sign-arctic-fishing-ban-19247)

<http://www.climatecentral.org/news/russia-us-sign-arctic-fishing-ban-19247>

8 月 7 日「ロシア、北極圏の軍事化促進」(Business Insider.com, August 7, 2015)

北極圏の温暖化の進展に伴って、ロシアは、この資源豊かで戦略的に重要な地域における支配的プレイヤーとしての地歩を固めつつある。モスクワは、自国の北極海沿岸域と北極海島嶼群における軍事力を精力的に強化しつつある。捜索救難ステーション、港湾と空港、そして軍事司令部を含む、一連の新たな基地網は、ロシアの北極海沿岸域に広範な軍事拠点を整備しつつあることを示している(地図参照)。これらの軍事基地網を支援するために、モスクワは、北方艦隊を増強しつつある。北方艦隊の増強は 2015 年に始まり、2020 年まで続けられるが、現在、The Russian Joint Strategic Command North (JSCN) と称される新たな組織に改編中である。JSCN の司令部は、ムルマンスク地区のスヴェロモルスクに置かれることになっている。モスクワは現在、北極圏に 10 カ所の捜索救難ステーション、16 カ所の深水港、13 カ所の飛行場、及び 10 カ所の防空レーダーステーションの建設を計画している。

記事参照 : [This map shows Russia's dominant militarization of the Arctic](http://www.businessinsider.com/chart-of-russias-militarization-of-arctic-2015-8)

<http://www.businessinsider.com/chart-of-russias-militarization-of-arctic-2015-8>

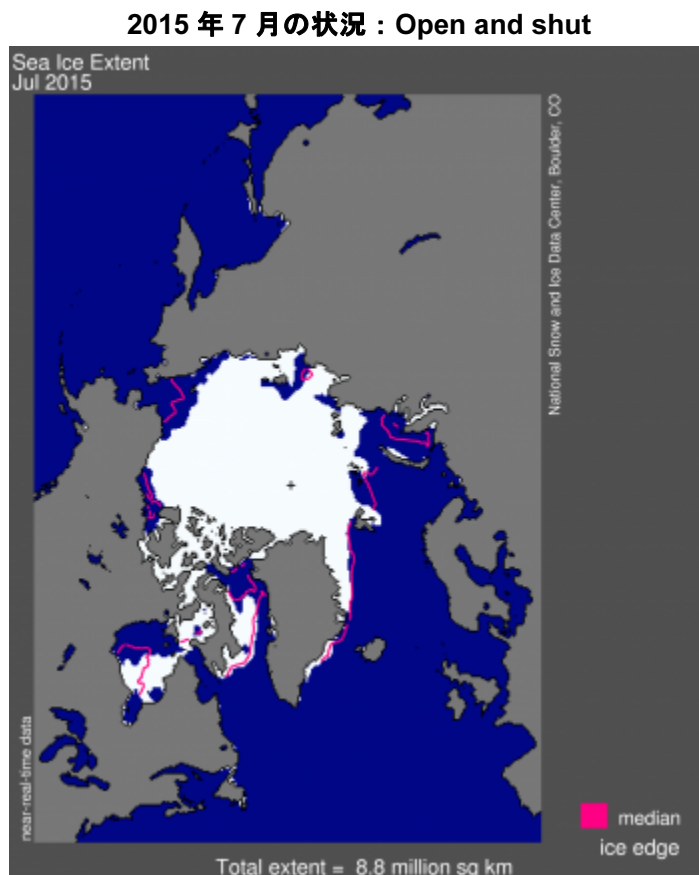
Map: Russia's Militarization of the Arctic

<http://www.businessinsider.com/chart-of-russias-militarization-of-arctic-2015-8>

5-2 海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

7月の海氷状況



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2015/08/open-and-shut/>

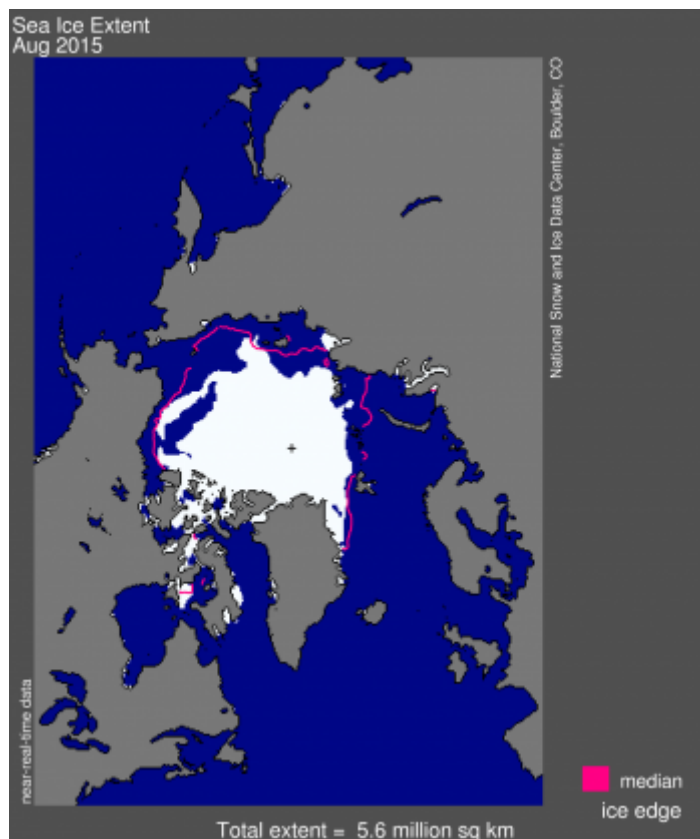
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における7月の平均的な海氷域を示す。+は北極点を示す。

7月の海氷面積の月間平均値は877万平方キロで、1981年～2010年の期間における7月の平均値を92万平方キロ下回り、衛星観測史上、8番目に小さかった。海氷面積は、カラ海、バレンツ海、チュクチ海、東シベリア海及びラプテフ海では平均値を下回ったが、ボーフォート海と東グリーンランド海では平均値に近かった。これは、主としてベーリング海とオホーツク海における海氷面の拡大が平均値を下回ったことによる。大西洋側では、バレンツ海の家氷面積は平均値に近かった。バフィン湾とハドソン湾の家氷面積は平均値を上回った。北方航路は、タイムイル半島沿いの狭い海域を除いて、ほとんどが解氷面となった。北西航路は依然、海氷面に閉ざされている。

7月の海氷面の縮小ペースは6月よりも早く、1日当たりの縮小面積は10万1,800平方キロで、これは、2012年の9万7,400平方キロ、1981年～2010年の期間における平均値、8万6,900平方キロより大きかった。この急速な縮小ペースは、1つには北極海のほぼ全域での大気温度が比較的高かったことによる。925hPa レベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、グリーンランド北部で平均値より摂氏6度高く、東シベリア海では平均値より最大摂氏5度高かった。対照的に、バレンツ海では平均値より最大摂氏5度も低かった。

8月の海水状況

2015年8月の状況 : Steady decline, seasonal minimum approaching



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2015/09/steady-decline-summer-minimum-approaching/>

※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における8月の平均的な海氷域を示す。

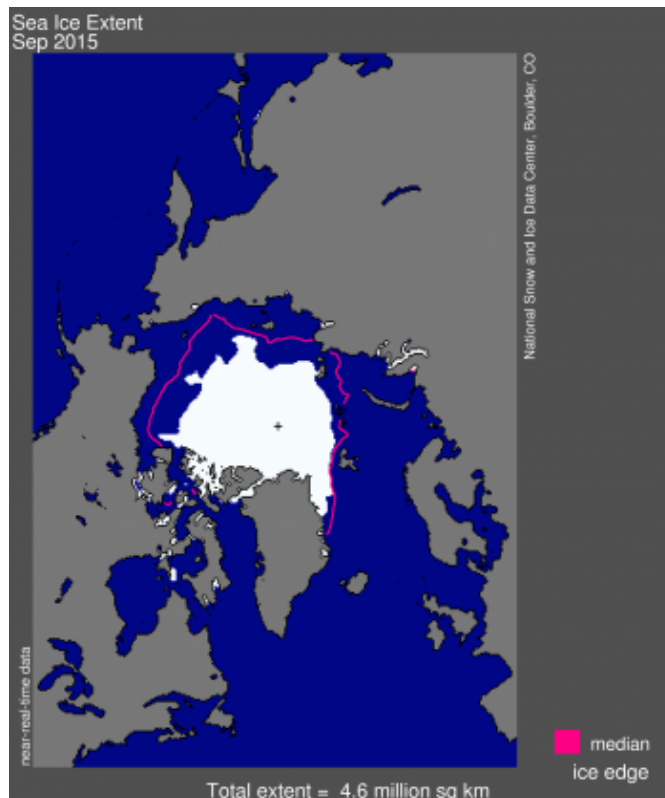
8月の海氷面積の月間平均値は561万平方キロで、1981年～2010年の期間における8月の平均値を161万平方キロ下回った。8月の海氷面積としては、2012年8月の最小記録よりは90万平方キロ上回ったが、衛星観測史上、4番目に小さかった。北極海の海氷は沿岸域の1部に海氷が残るバフィン湾とハドソン湾を除いて、ほぼ全ての海域における海氷面積は平均値を下回った。2015年の海氷溶解シーズンの際立った特徴は、ボーフォート海における薄い海氷面 (通常のアイスカバーの70%以下) の大きな広がりが見られることで、中央部に解氷面で囲まれた多年氷の海域が幾つか残っている。

8月の海氷面の1日当たりの縮小面積は7万5,100平方キロで、これは、1981年～2010年の期間における平均値、5万7,300平方キロよりは大きかったが、2012年の8万9,500平方キロよりは小さかった。北極海の925hPaレベル (海面上ほぼ3,000フィート) での大気温度は、東シベリア海、チュクチ海、ボーフォート海西部では平均値より摂氏1.5～2.5度低かったが、ノルウェー海から北極点にかけての広大な海域では、平均値より摂氏1.5～2.5度高かった。

北西航路の南側のルート、プリンスオブウェールズ島とヴィクトリア島南側を通って、バンクス島の南側からボーフォート海に入るルートは、アイスフリーになった。衛星画像では、薄い層の海氷がわずかに残っていることが分かる。しかしながら、ランカスター海峡からマクルアー海峡に抜ける広く水深の深いルートは依然、海氷に阻まれている。

9月の海水状況

2015年9月の状況：2015 melt season in review



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2015/10/2015-melt-season-in-review/>

※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における9月の平均的な海氷域を示す。

北極海は9月11日、海氷面積が441万平方キロとなり、今夏の最小面積となった。これは、衛星観測史上、4番目に小さかった。この日以降、海氷面積は増え始め、9月の月間平均値は463万平方キロで、1981年～2010年の期間における9月の平均値を187万平方キロ下回ったが、2012年9月の最小記録よりは101万平方キロ上回り、衛星観測史上、4番目に小さかった。

9月11日に最小面積を記録してから2週間、北極海の925hPaレベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、チュクチ海とボーフォート海では平均値より摂氏2～4度高かく、このことがこの海域の海氷面積の縮小を促進した。北極海のどの海域でも、大気温度が平均値をわずかに上回った。北方航路と、北西航路のアムンゼン湾ルートは9月末まで、アイスフリーであったと見られるが、北西航路のより北方のマクラアール海峡、バロー海峡そしてランカスター海峡に至るルートは完全には開放状態にならなかった。海氷面積のノルウェー海から北極点にかけての広大な海域では、平均値より摂氏1.5～2.5度高かった。

II. 解説

1. ロシアによる新たな大陸棚延長申請について

前海上保安大学校 基礎教育講座 講師（ロシア語） 丹下博也

はじめに

ロシア連邦（以下、「ロシア」という）が、北極海における自国の大陸棚の外側の限界を確保するため国連大陸棚限界委員会（以下、「大陸棚限界委員会」という）に対し大陸棚延長の申請を 2001 年に行ったものの同委員会により却下されたことは周知の事実である。また、報道資料によるならば、同国は今年の 8 月 4 日に再申請を行ったとのことであったが¹、今回、その申請の内容のレジュメを国連のサイトより入手した²。従って、本稿では、これまでの申請（以下、「旧申請」という）と新たな申請（正式名称は「北極海におけるロシア連邦大陸棚に関する大陸棚限界委員会へのロシア連邦の部分的再検討の申請書」（ЧАСТИЧНОЕ ПЕРЕСМОТРЕННОЕ ПРЕДСТАВЛЕНИЕ РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ В КОМИССИЮ ПО ГРАНИЦАМ КОНТИНЕНТАЛЬНОГО ШЕЛЬФА В ОТНОШЕНИИ КОНТИНЕНТАЛЬНОГО ШЕЛЬФА РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ В СЕВЕРНОМ ЛЕДОВИТОМ ОКЕАНЕ）であるが、以下、「新申請」という）を比較し、ロシアの大陸棚延長申請がどのような変化を遂げたのかを把握したうえで、同申請が有する特徴は何であるのか、また、同申請に関連した今後はどのようなものになるのかを考えてみたい。なお、本稿における議論は筆者個人の見解であり、筆者が所属する組織、つまりは海上保安庁の見解とは一切関係ないことを注記しておく。

1. 旧申請と新申請を比較して

本章では、旧申請と新申請、その双方の区域図を比較し、その主な相違点と類似点を列挙のうえ、それらが如何にして生じたのかに言及する。対象となる二つの図は、次のとおりである。

1 参照：<http://www.mk.ru/politics/2015/08/04/rossiya-vnov-podala-v-oon-zayavku-na-kontinentalnyy-shelf-v-afrike.html>（アクセス日，2015年8月18日）。

2 参照：http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01_rev15/2015_08_03_Exec_Summary_Russian.pdf（アクセス日，2015年10月24日）。

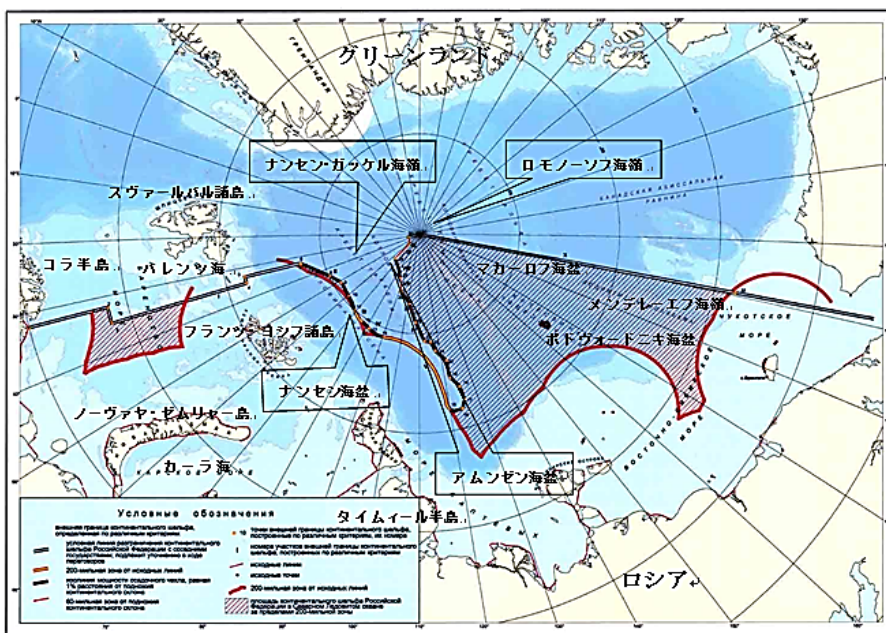


図 1 旧申請におけるロシアの大陸棚の区域（200 海里以遠の斜線部）

(出典：http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/rus01/RUS_CLCS_01_2001_LOS_2.jpg)

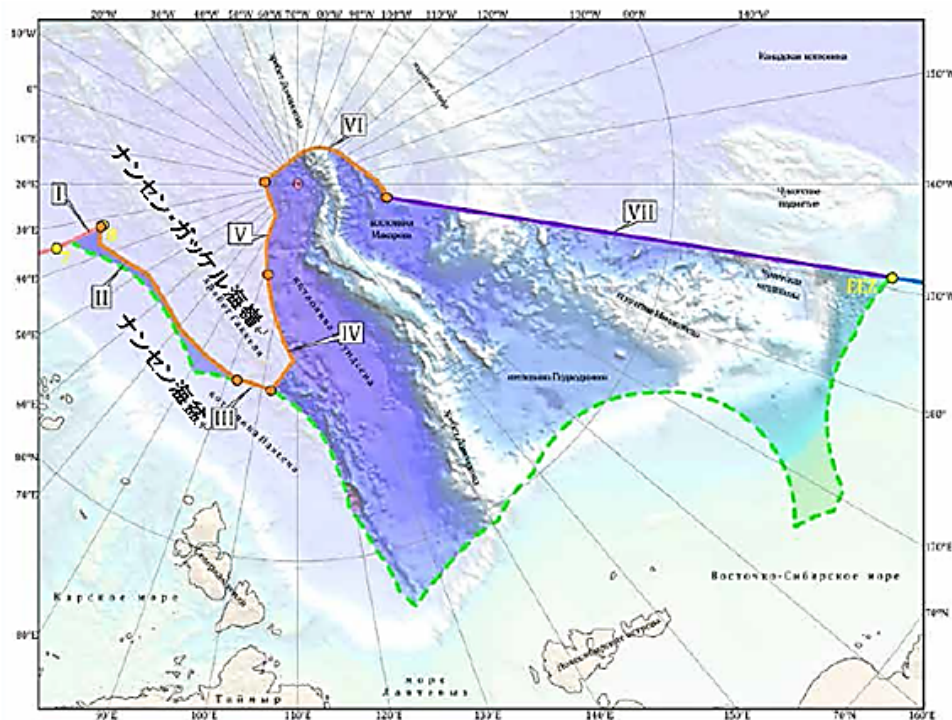


図 2 新申請におけるロシアの大陸棚の区域（200 海里以遠の部分）

(出典は新申請の図 1 による³)

3 前掲注 2, 7 頁.

これら二つの図を概観するならば、旧申請に比較して、新申請ではまず、バレンツ海に存在した区域がなくなったことが分かる。また、その他の区域については、ナンセン海盆付近に存在する区域にあまり変化が認められないものの、ナンセン・ガッセル海嶺以東のものについては、西側に 200 海里（破線）の限界までに達することとなる区域の拡大、北極点付近における区域の拡大が認められる。申請する区域の東側の限界が、ほぼ西経 169° の線となっていることに変化は認められないと考えてよいであろう。

では次に、今まで述べた相違点と類似点が如何にして生じたのかを、新申請の内容に基づき見てゆくこととする。

バレンツ海に存在した区域がなくなったことについては、新申請における区間 I（図 2 参照。ただし、この図において同区間は部分的なものとなっており、本来区間 I の線は、コラ半島に達するまでバレンツ海に存在する線である）に関する記述に記されていることにより分かる⁴。つまりは、2010 年 9 月に「バレンツ海及び北極海における海洋境界画定及び協力に関するロシア連邦とノルウェー王国の間の条約」（Договор между Российской Федерацией и Королевством Норвегия о разграничении морских пространств и сотрудничестве в Баренцевом море и Северном Ледовитом океане）が、この両国により署名され、海洋境界が画定されたことにより、旧申請において申請の対象となっていた区域が係争の対象ではなくなったということなのであろう。

ナンセン・ガッセル海嶺以東の区域について、西側に 200 海里的の限界までに達することとなる区域の拡大が認められることに関しては、新申請の図 6 によるならば⁵、ロシアがこの区域について、自国の大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びていることを証明するに足る地質学的データを得たと判断したためと考える。また、同区域において北極点付近における区域の拡大が認められる件については、新申請における区間 VI（図 2 参照）に関する記述によるならば、国連海洋法条約第 76 条第 4 項の (a) の (ii) と同条第 5 項に基づくものであることが分かる⁶。

最後に、申請する区域の東側の限界が、ほぼ西経 169° の線となっていることについては、新申請における区間 VII（図 2 参照）に関する記述によるならば、この線が、国内法令に関しては 1979 年 2 月 1 日付けソ連邦最高会議幹部会令第 8908 号、国際条約に関しては 1990 年に署名された「海洋境界画定線に関するソ連邦と米国との間の条約」（Договор между СССР и США о линии разграничения морских пространств. 以下、「1990 年の条約」という。しかし、本来この公的文書は「協定」（Соглашение）であり、このような表現となった経緯については不明である）に基づくものとのことであり⁷、これら二つの公的文書の時期を考慮することにより、旧申請も、新申請と同じ線を採用していたものと考えられるのである。

ちなみに、ロシア側の資料によるならば、旧申請において申請された区域は約 150 万平方キロメートルであったとの解釈が可能であり⁸、新申請において申請された区域は 119 万 1347 平方キロメートルと小さくなったものの⁹、双方の申請において、北極点に至るまで自国の大陸棚は延長しているとすロシアの主張に変化はないものと判断してよいであろう。

4 前掲注 2, 28 頁.

5 前掲注 2, 21 頁.

6 前掲注 2, 30 頁.

7 前掲注 2, 31 頁.

8 Агафонов Г.Д., ПРАВОВЫЕ АСПЕКТЫ ПРОБЛЕМ МОРЕПОЛЬЗОВАНИЯ В АТР И ИХ ВЛИЯНИЕ НА МОРСКУЮ ДЕЯТЕЛЬНОСТЬ РОССИИ, Институт Дальнего Востока, 2004, 38 頁.

9 前掲注 2, 22 頁.

2. ロシアの大陸棚延長申請が有する特徴について

本章を結論から述べるならば、ロシアの大陸棚延長申請が有する特徴は、セクター理論の適用にあると考える。「セクター理論」、つまりは「極を頂点とし、2本の経度線と1本の緯度線により囲まれた地表上の球面三角形内の全域にわたる陸地及び島嶼又は全域そのものに対する主権が、当然に一定国に帰属する」という理論を、この申請においてロシアは適用しようとしているものと筆者は考えるのである。この推測の正しさを証明することとなるのは、新申請における区間 VII に関する記述において、この区間の線が「セクター線」(секторальная линия)と記されている事実である¹⁰。旧申請の図となる図 1 において区間 VII の線に相当する線が「隣接国との交渉を要する条件付きの線」と表現されていたことを考えるならば(ちなみにこの表現は、バレンツ海側の線にも用いられていた)、ここに、北極海へのロシアによるセクター理論の適用の考えは、公的に明確化されたと言えるであろう。また、区間 VII に関する記述によるならば、前章で述べたソ連邦最高会議幹部会令第 8908 号は、1926 年の「北極海に存在する陸地及び島嶼がソ連邦領域であることの表明に関する」ソ連邦中央執行委員会幹部会決定(Постановление Президиума Центрального Исполнительного Комитета СССР “Об объявлении территорией СССР земель и островов, расположенных в Северном Ледовитом океане”. 以下、「1926 年の決定」という)に代わるものとのことであるが¹¹、同決定は、ロシア(当時ソ連)がセクター理論を北極に対して適用した嚆矢と一般的には解されているのである。このことも、筆者の前述の考えの正しさを補足するものとする。更に、注 8 の資料によるならば、セクター理論は、既に旧申請の段階で適用されていたものと解釈されるが¹²、新旧二つの申請とも、北極点を申請する区域に含めていることは、この理論の適用が前提となるのであれば当然のことと言えるであろう。

続いて、この北極点に関し、旧申請における区域がこの点を起点とするものであったのに対し、新申請における区域がこの点を包含するものとなっていることについて考えてみたい。セクター理論を純粹に適用するとした場合、必要となるのは「極」、つまりは「点」であるが、現実問題として、そのような幾何学的な図形に基づく区域を一国は管理できるであろうか。これが、同理論を適用するとした場合に行き着く疑問であろう。やはり、極点を管理するからには、そのための活動を実施する目的からある程度の面積を有する区域が必要となるはずであり、ロシアもその結論に達したに違いない。確かに同国に言わせるならば、区間 VI の線の設定は、地質学的な調査の結果に基づくものであったのかもしれない。しかし、是が非でも北極点を自国の管理下に置きたいとロシアが考えたとしたならば、この点周辺の区域は、その管理のためのものであったと筆者は考える。2007 年、ロシアが北極点となる海底に自国のチタン製国旗を設置した事実を思い返すたびに、その実感を強くするのである。

最後に、セクター理論に関するこれまでの考察の中で同理論が対象としていたのは「主権」であるのに対し、国連海洋法条約上、大陸棚に適用されるのは「資源開発に対する主権的権利」であり(第 77 条)、この差異はどのように説明されるのかという疑問が残ることとなるが、これに関して筆者は次のように考えている。つまりそれは、ロシアは、究極的には北極における主権を確立したいと考えており、主権的権利は、前述の主権を確立するため同国により同海域の占有を目的として行使される権利であるというものである。その論拠については、詳述が必要となるため、以前の拙稿を御一読

10 前掲注 2, 31 頁.

11 前掲注 2, 31 頁.

12 前掲注 8, 38 頁.

いただきたい¹³。ロシア側としては、セクター理論の適用に際して、同国の解釈によるならば、主権的権利を主権に相当すると拡張解釈したところなのであろうが、その解釈が類推解釈とはならないのか、国際法学上妥当であるかについては論議の余地ありと考える。また、セクター理論の原則を考えるならば、「2本の経度線と1本の緯度線」との定義は、今回の場合どのように解釈されるのかという問題も生じるが、この件に関しては、大陸棚延長という現実から、セクター線以外、とにかく経緯度線に相当すると考えられる線、換言するならば権利の境界となる線に対応しようとロシア側がこの定義を、やはり『拡張解釈』したためと考える。もしこの推測が現実であったとしたならば、その考え方についても論議の余地ありということになるであろう。

3. ロシアによる大陸棚延長申請に関連した今後について

本章における考察を進めるにあたり、まず、旧申請において、大陸棚限界委員会が、ロシアに対し示した条件を見てみたい。それは、次のようなものであった。

- ①バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合における、当該境界線を示す海図及び座標データの提出。
- ②中央北極海については、大陸棚限界委員会の勧告に含まれる所見に基づいて申請書の改訂を行うこと。
- ③オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請を行うこと。更に、当該部分申請を行うためにロシアは（境界画定に関し）日本との合意に至るため最善の努力を尽くすこと。

これらのうち、①におけるノルウェーとの海洋境界画定条約が発効したことについては、第1章で既に述べたところであり、米国との条約については、やはり第1章で述べた1990年の条約をロシアが未だ批准していないその現状が、新申請の中に記されている¹⁴。③については、オホーツク海に関する部分申請が大陸棚限界委員会により承認されたとの報がある¹⁵。つまりは②を除き、隣接国との関係が問われていたことが理解できるのであるが、その観点に立ち新申請を見ると、ロシアは、海洋境界画定に関して、新たにデンマーク、更にはカナダ（ちなみに同国も、セクター理論の適用を支持しているとされる）との間に問題を有するようになったことに気付く。前者については、アムンゼン海盆、ロモノソフ海嶺、マカーロフ海盆、ポドヴォードニキ海盆、メンデレーエフ海嶺における水域が対象とのことであり、後者については、マカーロフ海盆とメンデレーエフ海嶺における水域が対象とのことであるが¹⁶、この二国との関係について、新申請の中では、区間 VII の線が交渉の対象となるであろうと記されているのである¹⁷。更に、同申請の附属書によるならば、区間 VI の線も、これら二国との交渉の対象となるとのことであり¹⁸、問題の根の深さが理解できる。そして、その原因となるのは、申請する区域がロシアとデンマークでは、また、ロシアとカナダでは重複するためと新申請には記されているのであるが¹⁹、デンマークとカナダが大陸棚限界委員会に対し申請をいつ行った

13 拙稿「「2020年までの期間におけるロシア連邦北極帯発展及び国家安全保障の戦略」に関して」、海洋情報季報、創刊号（2013）。

14 前掲注 2, 10 頁。

15 参照：http://jp.sputniknews.com/japanese.ruvr.ru/2014_03_18/269771413/（アクセス日、2015年10月29日）。

16 前掲注 2, 9 頁。

17 前掲注 2, 31 頁。

18 前掲注 2, 34 頁。

19 前掲注 2, 11 頁。

のかを確認した結果、前者については 2014 年に²⁰、後者については 2013 年に申請を行ったことが判明した²¹。従って、今回のこの『火種』を抱えたロシアの再申請から理解される同国の考え方とは、次の二つになると考える。

まずはその一つ目、それは、前章で述べた 1926 年の決定に端を発するロシア（かつてはソ連）のセクター理論適用に対する積極的な考え方である。歴史的に見て、同国が同理論を積極的に支持してきたことは明らかであるが²²、今回係争の対象となっている区間 VI の線が北極点を取り囲むものであること、更には区間 VII の線がセクター線であることも、この推測が全く根拠のないものではないことの証左となるであろう。更に踏み込むならば、このセクター線は第 1 章で述べたとおり、1990 年の条約にも基づくものであるが、知る限りでは米国は、セクター理論を支持してはおらず、ロシアが同協定に基づく線を「セクター線」と称することに米国は反発するものとも考える。そして、このように考えるのならば、ロシアが、今回の申請にとって必要であった 1990 年の条約の批准を未だ行っていない（一方、米国は既に批准している）という事実は、米国に対する同国の対決の姿勢の表れてはいないかとも推測するのである。

次に二つ目の考え方、それは、前述の米国に関する件にも関連することとなるが、ロシアが大陸棚限界委員会からの申請承認をもはや最重要視しなくなったのではないかということである。かつては同委員会からの勧告に従ってノルウェーとの海洋境界画定を実現し、オホーツク海に対する部分申請が承認されたロシアではあるが、根本的な方向転換をしたということなのである。同国がこのように、大陸棚限界委員会からの、ひいては国連海洋法条約からの、更には国連からの精神的な脱却へと変化したと考えられる根拠とは、基本的には最近（2015 年 7 月）プーチン大統領により承認された新たな海洋ドクトリンにおいて、旧ドクトリンには法的基盤として存在した同条約がほぼ消滅した事実であるが²³、とにかく今回の申請は、ロシアにとっては、承認を受けることを目的としたというよりは、あくまで意思表示をしたに過ぎないように筆者には感じられる。ならば、何故そのような内容となったのであろうか、それは、次のような理由によるものであろう。つまりは、自国にとって新たな『火種』が出てきたものの、他国と同じ立場に立たせる国連の枠内で行動していたのでは、大陸棚、換言するならば資源開発に対する自らの海洋権益（ロシアはこれを「国益」（*национальные интересы*）と称する）を守ることができないと判断したため、申請承認からの、究極的には国連からの精神的な脱却をロシアは決意したのではないか、そのように考えるのである。これまで述べた物事の順番からすると、この推測には無理がなく、注 23 の拙稿で述べた前述の根拠の筋道となり得るものと判断する。そして、ここまで考察を進めたならば、国連から脱却したと考えられるロシアは、何を拠り所にして大陸棚に対する自国の権利を確立しようとしているのかという疑問も生じてくることとなるが、私見ではそれは、やはり前述の拙稿にも記したが、慣習法としての国際法の遵守であると考えられる。新申請の序文では、国連海洋法条約第 77 条に基づく大陸棚に対する沿岸国の権利に言及があるが、同文によるならばこの権利は「*ipso facto et ab initio*」（当然にかつ最初から）存在す

20 参照：http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_dnk_76_2014.htm
（アクセス日、2015 年 10 月 29 日）。

21 参照：http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_can_70_2013.htm
（アクセス日、2015 年 10 月 29 日）。

22 拙稿「北極へのセクター理論の適用について」、北極海季報、第 7 号（2010）。

23 拙稿「ロシア連邦の海洋ドクトリン」、海洋情報特報。参照：http://oceans.oprf-info.org/analysis_ja02/b150902.html
（アクセス日、2015 年 9 月 2 日）。

るものとのことであり²⁴、ラテン語のこの字句が、この推測の正しさがある程度証明することとなるであろう。なお、この慣習法としての国際法の遵守に関する具体的措置とは何かと問われるならば、今のところ筆者は、それは「実効支配」(эффективная оккупация)ではないかと考えている。また、前に述べた新たなる海洋ドクトリンにおいて、第 3 章第 1 節「国家海洋政策の機能的方針」の一つである「海軍活動の実行」の一環とされる第 42 条には「海軍は、世界の海洋におけるロシア連邦及びその同盟者達の国益の武力手段による保護を使命とする」と定められており、第 3 章第 2 節「国家海洋政策の地域的方針」の一つである「北極における地域的方針」の一環とされる第 60 条には、当該方面における国家海洋政策の基礎を構成するものの一つとして 6 項に「ロシア連邦の海軍潜在力の強化、北洋艦隊の勢力(軍)の発展」が定められている。従って、前述の実効支配に、海洋権益、つまりは同国が言うところの国益保護の目的から海軍が積極的に関与してくる可能性があるとも考えるのである。新申請の冒頭には同申請の準備に責任を有した組織名が列記されているが²⁵、その中に国防省があること、そして、昨年からのプーチン大統領が北極圏における軍事化政策を推進しているという事実は、今述べた考えが全く根拠のないものではないことの証左となるであろう。特に、軍事化政策の推進が開始された時期が、本章で述べたデンマークとカナダの申請時期と重なることが気になるところである。ちなみに、新たなる海洋ドクトリンでは、「北極における地域的方針」に関して解決される長期的課題が第 61 条に列挙されており、その一つとして 6 項には「北極大陸棚を含め、海洋空間の境界画定のための北極海沿岸諸国との、国際法の規範に基づく積極的な協力の実施、これにはロシア連邦の利益を考慮した相互の合意が伴わなければならない」と定められているが、これまで述べたことを前提とするのであれば、同項においては境界画定に関して基づくべき法的基盤が「国際法の規範」であり、国連海洋法条約ではないことに留意すべきと考える。また、続いて B 項には「北極海におけるロシア連邦の大陸棚の外側境界の法的強化」と定められているが、やはり、これまで述べたことを前提とするのであれば、その強化は、大陸棚限界委員会からの申請承認によってではなく、実効支配により行われることになるものと考えられる。

以上、本章におけるこれまでのことをまとめるならば、ロシアによる大陸棚延長申請に関連した今後とは、セクター理論を適用することによる同国と隣接諸国、つまりはデンマーク、カナダ、更には米国との大陸棚を巡る係争のエスカレーションということになる。そして、それらの係争の全面的な解決への道のりは、漠然とした推測ではあるが、長いものとなるように思えてならない。

おわりに

本稿の考察によるならば、ロシアは、大陸棚延長申請に際してセクター理論を適用しているということになるが、特にその適用の対象となると考えられる区間 VI と区間 VII に対して大陸棚限界委員会がどのように対応するのかを注視してゆきたい。何故ならば、同委員会がこの二つの区画の線を基本的に承認した場合、それは、現在、国際法学において肯定的に解釈されているとは言い難いこの理論を国連が認めたという可能性が出てくるからである。前章で述べたとおり、最近プーチン大統領は、新たなる海洋ドクトリンを承認したばかりであるが、今回、前述の申請が時期をほぼ同じくしたことは、同大統領の指示の下、ロシアの海洋政策が大きく動き出したことを意味するものと解釈する。

最後に、「北極海季報」、「海洋情報季報」等にこれまで掲載させていただいた筆者の調査研究をまとめてみたい。今までの調査研究によるならば、北極海に関するロシアの海洋政策について、注目

24 前掲注 2, 5 頁.

25 前掲注 2, 2 頁.

すべきは「北極海航路」、「主に大陸棚における資源開発」、「国家防衛」の三つとなる。そして、北極海航路を通じロシアが求めるものは「北極セクターにおける主権」と考えるが²⁶、大陸棚における資源開発を通じ同国が求めるものが、本稿によるならば究極的にはやはり同じものとなることに注目すべきではなかろうか。更に、主権が存在するところを守るという行為は国家防衛ということになるので、前述の三つは、重なり合うものであることが理解できるのである。ならば、北極セクターにおける主権の確立とその防衛、これこそが、前述の政策の本質と言えるのであろう。そのように考える次第である。

(平成 27 年 11 月 6 日脱稿)

26 拙稿「北極海航路に関するロシアの新たな連邦法について」、北極海季報，第 15 号（2012）。

2. アジアにおける海賊行為と武装強盗事案の実態 ～ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書から～

上野英詞（笹川平和財団海洋政策研究所研究員）

アジア海賊対策地域協力協定（Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia）に基づいて設立された、ReCAAP Information Sharing Centre（ISC）は 2015 年 10 月 21 日、2015 年第 3 四半期（1 月 1 日～9 月 30 日）にアジアで発生した海賊行為と船舶に対する武装強盗事案に関する報告書を公表した。

以下は、ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書から見た、アジアにおける海賊行為と船舶に対する武装強盗事案の状況である。

【備考：国際海事局（IMB）の同種の報告書が全世界を対象としているのに対して、ReCAAP の報告書は、アラビア海からユーラシア大陸南縁に沿って北東アジアに至る海域を対象としている。また、IMB が民間船舶や船主からの通報を主たる情報源としているのに対して、ReCAAP の情報源は、加盟国と香港の Focal Point とシンガポールにある Information Sharing Centre（ISC）とを結び、また Focal Point 相互の連結で構成される、Information Sharing Web である。各国の Focal Point は沿岸警備隊、海洋警察、海運・海事担当省庁あるいは海軍に置かれている（日本の場合は海上保安庁）。そして各国の Focal Point は、当該国の法令執行機関や海軍、港湾局や税関、海運業界など、国内の各機関や組織と連携している。更に、国際海事機関（IMO）、IMB やその他のデータを利用している。ReCAAP の加盟国は、インド、スリランカ、バングラデシュ、ミャンマー、タイ、シンガポール、カンボジア、ラオス、ベトナム、ブルネイ、フィリピン、中国、韓国及び日本の域内 14 カ国に加えて、域外国からノルウェー（2009 年 8 月）、デンマーク（2010 年 7 月）、オランダ（2010 年 11 月）、英国（2012 年 5 月）、オーストラリア（2013 年 8 月）、そしてアメリカ（2014 年 9 月）が加盟し、現在、20 カ国となっている。なお、マレーシアとインドネシアは未加盟だが、ISC との情報交換が行われている。】

1. 「海賊」と「船舶に対する武装強盗」についての ReCAAP の定義

「海賊」（piracy）と「船舶に対する武装強盗」（armed robbery against ships）とは、ReCAAP ISC の定義によれば、「海賊」については国連海洋法条約（UNCLOS）第 101 条「海賊行為の定義」に従っている。

「船舶に対する武装強盗」については、国際海事機関（IMO）が 2001 年 11 月に IMO 総会で採択した、「海賊行為及び船舶に対する武装強盗犯罪の捜査のための実務コード」（Code of practice for the Investigation of the Crimes of Piracy and Armed Robbery against Ships）の定義に従っている。

2. 2015 年第 3 四半期までの発生（未遂を含む）件数

報告書によれば、2015 年第 3 四半期までの発生件数は 161 件（2014 年同期 129 件）で、2014 年同期比 25%増となった。161 件の内、既遂が 150 件（同 117 件）、未遂が 11 件（同 12 件）であった。161 件の内、11 件が海賊事案で、残りの 150 件が船舶に乗り込まれた武装強盗事案であった。海賊事案は公海において航行中の船舶に乗り込まれた事案で、武装強盗事案は当該沿岸国の内水、群島水域あるいは領海で発生した事案で、当該沿岸国の主権管轄下にある事案である。

表 1：過去 5 年間の各第 3 四半期までの地域別発生件数

	2015 (1-9)		2014 (1-9)		2013 (1-9)		2012 (1-9)		2011 (196)	
	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂	既遂	未遂
南アジア										
アラビア海										4
バングラデシュ	2		11		6		10		7	
ベンガル湾			2							1
インド	6		9	1	3		6	1	6	2
小計	8		22	1	9		16	1	13	7
東南アジア										
インド洋				1						
インドネシア	16	1	36	5	58	4	46	2	35	1
マレーシア	3		3	1	6		7		11	3
フィリピン	5	1	3		5		3		4	
シンガポール							1		3	
南シナ海	10	1	29	1	6		4		10	6
マ・シ海峡	88	8	23	3	5		11	1	18	2
タイ	1									
ベトナム	19		1		5	1	3	1	6	
小計	142	11	95	11	85	5	75	4	87	12
計	150	11	117	12	94	5	91	5	100	19

出典：ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 8 頁表 1 より作成

表 1 は、過去 5 年間の各第 3 四半期までの発生件数を地域毎に示したものである。これによれば、マラッカ・シンガポール海峡における事案が 2014 年同期比で激増しており、またベトナムでは 19 件も発生しており、その急増ぶりが注目される。一方、インドネシアと南シナ海での発生件数が前年同期比で激減している。

3. 発生事案の重大度の評価

ReCAAP の報告書の特徴は、既遂事案の重大度 (Significance of Incident) を、暴力的要素 (Violence Factor) と経済的要素 (Economic Factor) の 2 つの観点から評価し、カテゴリー分けをしていることである。

暴力的要素の評価に当たっては、① 使用された武器のタイプ（ナイフなどよりもより高性能な武器が使用された場合が最も暴力性が高い）、② 船舶乗組員の扱い（死亡、拉致の場合が最も暴力性が高い）、③ 襲撃に参加した海賊/武装強盗の人数（この場合、数が多ければ多いほど暴力性が高く、また組織犯罪の可能性もある）を基準としている。

経済的要素の評価に当たっては、被害船舶の財産価値を基準としている。この場合、乗組員の現金が強奪されるよりも、該船が積荷ごとハイジャックされる場合が最も重大度が大きくなる。

以上の判断基準から、ReCAAP は、発生事案を以下の 4 つにカテゴリー分けしている。CAT-4 事案は、これまで Petty Theft 事案とされていたものである。報告書によれば、この改称は、事案の深刻さを過小に評価したり、船員の福利を無視したりしているとの誤解を避けるためである。以下は、今回の報告書に明示された、各カテゴリーの定義である。

Category	Category Description
CAT - 1	襲撃人数が最も多く、発生件数の 4 割が 9 人以上、6 割が 4～9 人。襲撃者はほとんどの場合、銃器とナイフで武装しており、船舶の乗組員は負傷させられたり、暴力を加えられたりする。経済的損失では、船舶がハイジャックされるか、例えば抜き取り事案のように積荷が盗まれるかのいずれかである。
CAT - 2	CAT-2 事案の大部分は襲撃人数が 4～9 人で、ナイフか長刀で武装しているが、4 分の 1 の事案では銃器で武装している。船舶の乗組員は脅されるか、襲撃者が乗組員の現金や船舶備品を盗む間、一時的に人質に取られたりする。希に、乗組員が負傷させられたり、暴力を加えられたりするが、CAT-1 事案ほど酷くない。
CAT - 3	CAT-3 事案の襲撃者は通常 1～6 人で、時にナイフや長刀、あるいは鉄棒やバットで武装している。乗組員は拘束されることもあるが、負傷させられたり、暴力を加えられたりすることはない。CAT-3 事案のほぼ半分で、襲撃者が物品を盗むことに失敗しているが、船舶備品の盗難が報告されるケースもある。
CAT - 4	CAT-4 事案の半分以上は、襲撃者の人数が 1～3 人で、武装していない。乗組員に発見されれば、何も盗まずに直ちに逃亡する。盗難物品も、乗組員の負傷もない。

表 2：過去 5 年間の各第 3 四半期までのカテゴリー別既遂事案件数

	2015 (1-9)	2014 (1-9)	2013 (1-9)	2012 (1-9)	2011 (1-9)
CAT - 1	11	10		2	6
CAT - 2	21	31	23	29	30
CAT - 3	26	23	27	23	20
CAT - 4	92	53	44	37	44

出典：ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 6 頁チャート 3 より作成

表 2 に見るように、2015 年第 3 四半期までの既遂事案 150 件の内、CAT-1 事案が 11 件あり、この内 7 件がタンカーからの積荷の石油や燃料油の「抜き取り (siphoning)」事案で、3 件が「抜き取り」未遂 (ハイジャック) 事案であった。報告書によれば、「抜き取り」事案は実際には 8 件だが、内 1 件については CAT-2 に類別されている。

報告書によれば、既遂事案 150 件について、襲撃に参加した海賊/武装強盗の人数から見れば、1～6 人が 97 件 (65%)、7～9 人が 21 件、9 人以上が 2 件 (いずれも南シナ海での「抜き取り」事案)、報告なしが 30 件であった。

使用された武器のタイプについて見れば、150 件の内、ほぼ 65% を占める 97 件で、非武装か、報告なしであった。襲撃者がナイフと銃器で武装した事案が 11 件で、ナイフや長刀で武装した事案が 42 件であった。ReCAAP ISC は、船長や乗組員に対して武装した襲撃者と対決しないよう勧告している。

被害船舶の乗組員に対する扱いを見れば、150 件中、大部分の 125 件が負傷者なしか、報告なしであった。しかしながら、残りの 25 件中、乗組員が脅迫された事案が 3 件、人質に取られた事案が 13 件 (拘束は一時的なもので、襲撃者が逃亡する際に釈放)、暴行された事案が 6 件、救命ボートに乗せられ、船外に放擲された事案が 1 件、重傷を負った事案が 2 件あった。

経済的損失について見れば、150 件の内、67 件が何も盗まれなかったか、あるいは報告なしであった。積荷が盗まれた 12 件の事案では、10 件が「抜き取り」事案で、もう 2 件はバージからスクラップ金属が盗まれた事案であった。他に船舶備品の盗難が 45 件、エンジン部品の盗難が 16 件、現金や乗組員の持ち物の盗難が 8 件あった。そして船舶のハイジャック事案 (「抜き取り」未遂事案) が 3 件あった。

表 3 は、2015 年第 3 四半期までの既遂事案 150 件に見る襲撃時の船舶の状況を示したものである。

表 3 : 2015 年第 3 四半期までの航行中、停泊/錨泊中既遂事案のカテゴリー別内訳

	CAT-1	CAT-2	CAT-3	CAT-4
航行中	11	12	19	58
停泊/錨泊中		10	7	34

出典 : ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 35～64 頁より作成

表 3 によれば、2015 年第 3 四半期までの既遂事案 150 中、航行中の事案が 100 件で、その内、CAT-1 が 11 件 (いずれも「抜き取り」事案)、CAT-2 が 12 件、CAT-3 が 19 件、残り 58 件が CAT-4 事案であった。未遂事案 11 件の内訳は、航行中が 10 件、停泊/錨泊中が 1 件であった。

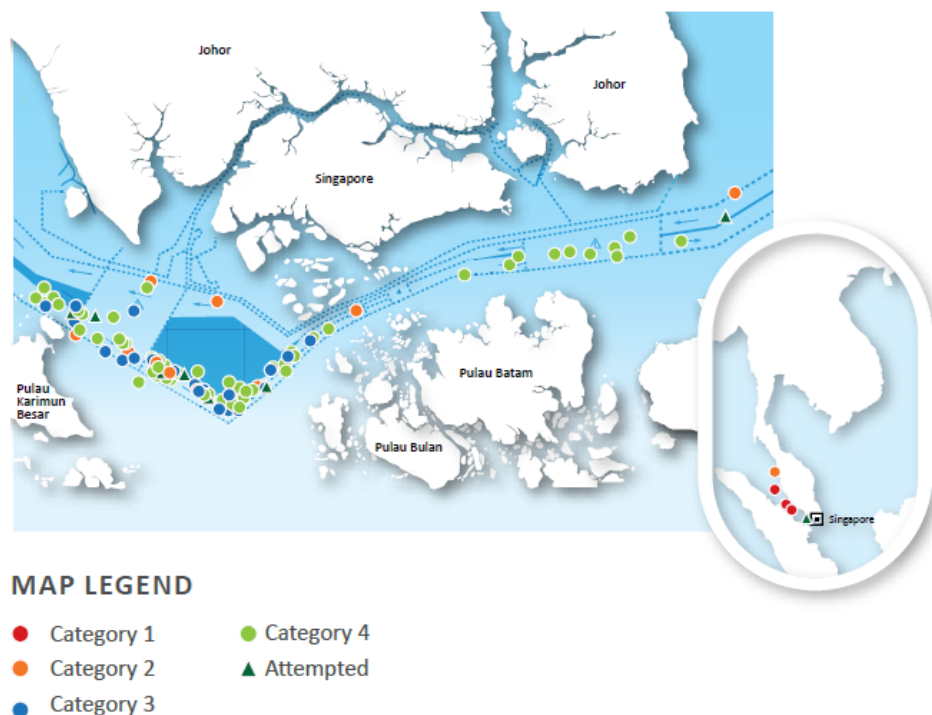
報告書によれば、マ・シ海峡での事案での全事案 96 件 (既遂 88 件、未遂 8 件) は 2014 年同期の 26 件に比して、2.7 倍増になっており、2011 年以来、最も多かった。88 件の既遂事案中、CAT-1 が 3 件 (いずれもマラッカ海峡)、CAT-2 が 11 件、CAT-3 が 20 件、CAT-4 が 54 件であった。

マ・シ海峡での全事案 96 件の内、90% に当たる 86 件がマ・シ海峡分離通航路 (TSS) の東航レーンを航行中の事案で、5 件が西航レーンでの事案で、6 件がマラッカ海峡での事案であった。

報告書によれば、マ・シ海峡 TSS での事案に見る襲撃の手口は、目標船舶への乗り込み方法、乗組員の扱い、使用武器そして盗品などの面で共通している。襲撃者は通常、0100～0630 の時間帯に犯行に及び、大部分の事案で、乗組員に発見されたり、警報を鳴らされたりした場合、何も盗らずに

逃亡し、乗組員も傷つけていない。とはいえ、ReCAAP ISC は、沿岸国に対して合同哨戒活動の強化を要請するとともに、航行船舶にも監視の強化を求めている。また、航行船舶の船長に対して、襲撃された場合、シンガポールの Vessel Traffic Information System (VTIS) へのタイムリーな通報を要請している。

2015 年第 3 四半期までのマ・シ海峡での発生海域



出典：ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 14 頁

一方、南シナ海での全事案 11 件（内、未遂 1 件）中、CAT-1 事案は 6 件で、全てが「抜き取り」事案であった。ReCAAP ISC は、航行船舶に監視の強化を求めている。

停泊/錨泊中の事案で注目されるのは、19 件の事案（全て既遂事案）がベトナムで発生していることである。表 1 に見るように、2014 年同期では 1 件の既遂事案が報告されているだけで、またそれ以前の発生件数と比較しても、4 倍増となっている。報告書によれば、19 件中、16 件が CAT-4、2 件が CAT-3、そして 1 件が CAT-2 事案であった。発生場所を見れば、19 件中、12 件が南部のヴンタオ錨泊地で発生しており、北部のハイフォンとフォンガイ周辺では 5 件発生している。報告書によれば、12 件が 2200～0500 の時間帯に発生しており、7 件が 0630～1610 の昼間に発生している。襲撃者は通常、ペンキ、ロープ、コイルなど、無防備な船舶備品や物品を盗む。彼らは、乗組員に発見されれば、直ちに逃亡する。ReCAAP ISC は、ベトナムの港湾当局や海洋法令執行機関に対して、監視や哨戒の強化を懇請している。

4. 「抜き取り (siphoning)」事案の状況

タンカーからの積荷の石油や燃料油を抜き取る、「抜き取り (siphoning)」事案は、2015 年第 3 四半期までに 12 件（この事案は CAT-1 事案だが、内 1 件は CAT-2 に類別）発生しており、内 3 件が「抜き取り」未遂（ハイジャック）事案であった。

この種の事案は、表 5 に示したように、2011 年 4 月 15 日の事案が初めてだが、2014 年になって異常に増えているところに特徴がある。表 6 に示したように、2014 年の「抜き取り」事案は 15 件で、その内、12 件が既遂事案であった。2011 年から 2014 年までの 4 年間で、23 件の「抜き取り」事案が発生しており、その内、16 件で各種の積荷油の「抜き取り」に成功しており、7 件では関係各国の海洋法令執行機関のタイムリーな介入により、「抜き取り」を阻止している。

ReCAAP ISC は 2014 年 7 月に、この種の「抜き取り」事案について、Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia と題する報告書を公表した。2015 年 1 月には、その最新版、Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia (Part II) を公表した。

2015 年第 3 四半期までの発生件数は表 4 に示した通りだが、発生場所は、地図に示すように、6 件が南シナ海、4 件がマラッカ海峡、1 件がインドネシア、1 件がマレーシアとなっている。報告書によれば、海運業界や INTERPOL の情報から、南シナ海での襲撃グループとマラッカ海峡での襲撃グループは、それぞれ異なったシンジケートが関与していると思われる。

表 4 からみれば、12 件の襲撃の特徴は以下のようなものであった。まず、目標船舶の大きさについては、1,000 GT までの船舶が 2 件、1,001~5,000 GT が 6 件、5,001 GT 以上が 3 件、報告なしが 1 件であった。襲撃者の数については、6~9 人が最も多く 8 件で、他に 4 人が 1 件、9 人以上が 3 件、報告なしが 1 件であった。襲撃者は通常、銃器とナイフや、ナイフ/長刀で武装している。また、多くの事案では、襲撃者は、運航船社や警備当局への通報を阻止するために、逃亡する前に、襲撃船舶の通信設備を破壊している。

2015 年 1 月の、Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia (Part II) が指摘しているように、「抜き取り」事案の襲撃グループの手口は全般的に似通っており、彼らの狙いは各種の積荷油にあり、身代金狙いで目標船舶をハイジャックしたり、人質に取ったりすること自体に関心があるわけではない。従って、この点で、これらの事案は、2012 年まで猖獗を極めたソマリアの海賊の手口とは異なっている。

2015 年第 3 四半期までの「抜き取り」事案、「抜き取り」未遂（ハイジャック）事案の発生海域



出典：ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 20 頁

表 4 : 2015 年の「抜き取り (siphoning)」事案 (含未遂事案)

2015 年 9 月 30 日現在

船名/船種/GT	発生日時場所	襲撃グループ		経済的損失
		人数	武器	
1. <i>Rehobot</i> Chemical Tanker	1.28 2330 北スラウェシ沖	8	Long knives	「抜き取り」未遂 (ハイジャック) 事案
2. <i>Sun Birdie</i> Chemical Tanker 742 GT	1.29. 0032 南シナ海	9	Machetes, Toy pistols Curved knives Hammer	「抜き取り」未遂 (ハイジャック) 事案
3. <i>Lapin</i> Product Tanker 1,848 GT	2.13. 1955 マ・シ海峡	6-8	Pistols, Knives	Diesel 5 metric ton (mt) , 乗組員の持ち物 船舶備品, 通信装備破壊
4. <i>Pubai Pattra 1</i> Product Tanker 5,681 GT	2.20. 2145 南シナ海	6	Machetes, Pistols	Gasoline 980 mt ビデオデッキ破壊、 乗組員の持ち物
5. <i>Singa Berlian</i> Tanker 998 GT	3.11 1100 マ・シ海峡	7	Guns, Long knives	MFO* 1,472 mt 通信、航法装備破壊
6. <i>David Tide II</i> Supply Vessel 1,529 GT	3.22. 2215 南シナ海	4	Pistols, Parangs	Diesel 20 万リッター 乗組員の持ち物
7. <i>Dongfong Glory</i> Product Tanker 4,347 GT	4.1. 2030 南シナ海	15-25	Pistols	Gasoline 4,000 mt, Diesel 1,000 mt 乗組員の持ち物 通信装備破壊
8. <i>Ocean Energ</i> Product Tanker 4,832 GT	5.2. 2130 マ・シ海峡	8	Guns, Long knives	Gas oil 2,023 mt 通信装備破壊、 船舶電話・乗組員の持ち物
9. <i>Oriental Glory</i> Product Tanker 2,223 GT	5.15. 0600 南シナ海	8~	Pistol, Knives	Ship fuel/oil 2,500 mt 乗組員の持ち物
10. <i>Orkim Victory</i> Oil Product Tanker 5,036 GT	6.4. 0010 南シナ海	8~	Handguns, Machete	MDO 770 mt 通信装備破壊 乗組員の持ち物
11. <i>Orkim Harmony</i> Product Tanker 5,081 GT	6.11. 2054 南シナ海	13	-	「抜き取り」未遂 (ハイジャック) 事案
12. <i>Joaquim</i> Bunker Tanker 1,796 GT	8.8. 1350 マ・シ海峡	-	-	Fuel oil 3,000 mt

出典 : ReCAAP 2015 年第 3 四半期報告書 35~64 頁より作成。

備考* : MGO; Marine Gas Oil, MDO; Marine Diesel Oil

注：乗組員扱いなど、各事案の特記事項（以下の番号は船名の前の番号を指す）

- 1：本事案は、MT *Rehobot* が 1 月 28 日に北スラウェシ沖で、長刀で武装した 8 人の覆面の襲撃者にハイジャックされた、「抜き取り」未遂（ハイジャック）事案である。救命ボートに乗せられた乗組員 14 人は 1 月 31 日に付近のルンベ島周辺海域でインドネシア当局に発見された。該船は 1,100 トンのディーゼル油を積載していたが、2 月 23 日、フィリピン沿岸警備隊にミンダナオ島周辺で座礁しているのが発見された。船名の変更や座礁による損傷はなかったが、現地住民に船舶の装備などが略奪されており、沿岸警備隊は一部を回収したが、航法設備と通信装置は発見できなかった。
- 2：本事案は、1 月 29 日未明に MT *Sun Birdie* がマレーシアのタンジュン・アヤム（南シナ海の入り口）沖でコンタクトが取れなくなった、「抜き取り」未遂（ハイジャック）事案である。その後、マレーシアの海洋法令執行庁（MMEA）が 1 月 29 日夜に該船を発見し、船上にいた 7 人の襲撃者を逮捕した。2 人が船外に逃亡したが、付近の船舶に救助され、MMEA に引き渡された。該船の乗組員は 11 人で、700 トンの MFO（Marine Fuel Oil）を積んでいた。
- 3：該船は 2,000 トンに燃料油を積んでいたが、該船に横付けしたタンカーにディーゼル油 5 トンが抜き取られた。襲撃グループは、逃亡する前に、乗組員を縛り、爆発物を仕掛けたとし、動かないよう脅した後、逃亡した。爆発物はタイの爆発物処理チームが調査したが、電気回路のみで爆薬はなかった。
- 5：該船がマレーシアの海洋法令執行庁（MMEA）に発見された時の予備的調査では、該船は襲撃者によってハイジャックされ、積荷の MFO が抜き取られていた。乗組員 1 人、軽傷。本事案は CAT-2 に類別されている。
- 11：本事案は、MT *Orkim Harmony* が 6 月 11 日、マレーシア東岸のアウル島南西沖の南シナ海でコンタクトが取れなくなった、「抜き取り」未遂（ハイジャック）事案である。該船は 6,000 mt の ULG 95（ガソリン）を積載していた。6 月 17 日に、オーストラリアの哨戒機がタイ湾で該船を発見した。該船の船名は前後を消して、*Kim Harmon* に変えられていた。6 月 19 日に、マレーシアの海洋法令執行庁（MMEA）と海軍の艦船が該船を確保した。乗組員 1 人が負傷していた。同日、ベトナム沿岸警備隊が逃亡していた 8 人のインドネシア人ハイジャック犯を逮捕した。更に 5 人が積荷の買い手を求めて該船を去っていたことが判明した。
- 12：本件は、インドネシアのタンジュン・ピナンからマレーシアのランカウイに向けて航行中、マラッカ海峡でコンタクトが取れなくなった事案である。該船は約 3,500mt の Fuel oil を積んでいたが、翌 9 日に発見された時には、抜き取られていた。船長と甲板員が襲撃者（人数不明）に殴られて負傷。

表 5 : 2011 年～2013 年までの「抜き取り (siphoning)」事案 (含未遂事案)

船舶名	GT	発生日時	抜き取り量	油種
2011 年				
1. <i>Namse Bang Dzod</i>	-	4.15. 1700	0.8 metric ton (mt)	Diesel
2012 年				
2. <i>Yunita</i>	1,893	11.11. 0200	750 ton	Fuel oil
3. <i>Ai Maru</i>	1,007	6.5. 1124	未遂	
4. <i>Scorpio</i>	1,861	9.13. 2300	未遂	
5. <i>Zafiah</i>	496	11.19. 1641	未遂	
2013 年				
6. <i>Danal 4</i>	964	10.10. 0530	1,690 mt	MGO*
7. <i>GPT 21</i>	1,981	11.7. 0330	Not stated	MGO
8. <i>Moresby 9</i>	1,321	8.17. 2045	未遂	

出典 : Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia, p.9, Annex B より作成。

備考* : MGO; Marine Gas Oil

表 6 : 2014 年の「抜き取り (siphoning)」事案 (含未遂事案)

船名/船種/GT	発生日時	襲撃グループ		所要時間	経済的損失
		人数	武器		
1. <i>Sri Phangnga</i> Tanker 929GT	4.17. 2010	16	Swords, handgun	6hrs30min	MGO*400metric ton (mt) 乗組員の持ち物 船舶備品
2. <i>Naniwa Maru No. 1</i> Tanker 3,238GT	4.22. 0055	5	NA	-	MDO*2,500mt
3. <i>Orapin 4</i> Product Tanker 1,924GT	5.28. 0205	10	Guns, knives	10hrs	ADF*3,200mt
4. <i>Budi Mesra Due</i> Oil Tanker 5,153GT	6.7. 2330	26	Knives, swords	9hrs41min	Diesel 940mt 乗組員の持ち物
5. <i>Ai Maru</i> Product Tanker 1,007GT	6.14. 2030	7	Pistols, knives	4hrs20min	MGO 620mt 乗組員の持ち物
6. <i>Moresby 9</i> Product Tanker 1,321GT	7.4. 2015	9	Pistols, machetes	7hrs45min	MGO 2,118mt
7. <i>Oriental Glory</i> Product Tanker 2,223GT	7.15. 2345	25	NA	4hrs05min	MFO*1,600mt 現金・乗組員の持ち物
8. <i>V.L. 14</i> Oil Tanker 1,007GT	8.28. 2040	6	Guns	7hrs320min	Lube oil (潤滑油) 乗組員の持ち物
9. <i>Orapin 2</i> Product Tanker 1,598GT	9.17. 2200	8	Pistols, machetes	-	MGO 現金・乗組員の持ち物
10. <i>Sunrise 689</i> Chemical Tanker 4,080GT	10.3. NA	10	Guns, knives	-	Gas oil
11. <i>Srikandi 515</i> Product Tanker 1,975GT	10.9. 0600	8	NA	49days	Palm oil (ヤシ油)
12. <i>Suratchanya</i> Tanker 2,148GT	10.15. 2230	9	NA	8hrs27min	Gasoline
「抜き取り」未遂事案					
13. <i>New Glory</i> Tanker 4,268GT	5.25. 2010	8	Armed	6hrs40min	現金・乗組員の持ち物
14. <i>Ji Xiang</i> Product Tanker 1,989GT	7.25. 2030	10	Pistols, machetes	-	船舶備品
15. <i>VP Asphalt 2</i> Tanker 3,118GT	12.7. 0530	7	Guns	1hrs15min	乗組員の持ち物

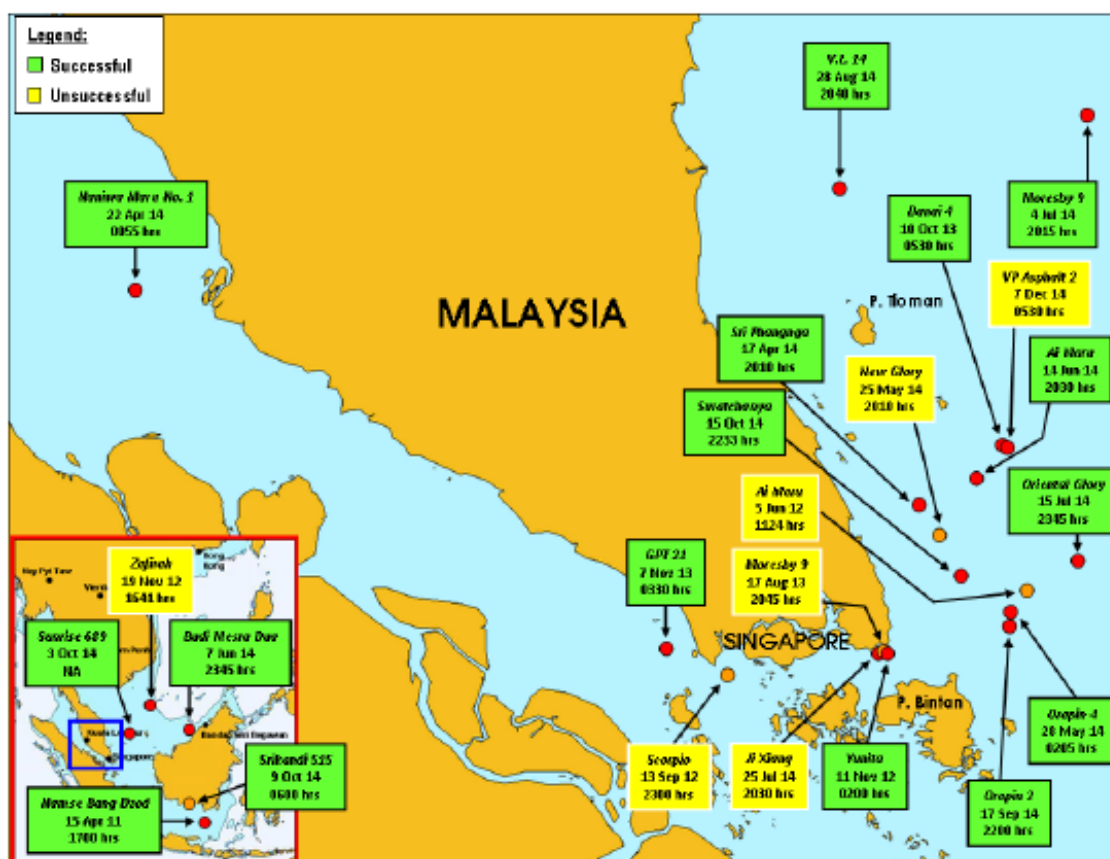
出典 : Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia (Part II) , Annex B より作成

備考* : MGO; Marine Gas Oil, MDO; Marine Diesel Oil, ADF; Automative Diesel Fuel, MFO; Marine Fuel Oil

注：乗組員扱いなど、各事案の特記事項（以下の番号は船名の前の番号を指す）

- 1：船長軽傷。襲撃グループは該船の船名を書き換えなかったが、船名と船主船社のロゴマークをペンキで消す。
- 2：乗組員人質。
- 3：乗組員拘束。船名を *Rapi* に書き換え。
- 4：乗組員拘束、食堂に監禁。
- 5：乗組員拘束、船室に監禁。
- 6：乗組員拘束、機関室に監禁。
- 9：乗組員拘束、小部屋に監禁。
- 10：乗組員 2 人軽傷。
- 11：乗組員を救命ボートに放擲。船名を *Chongli 2* に書き換え。
- 14：乗組員 1 人、首を撃たれる。
- 15：3 等機関士、死亡。

2011 年～2014 年までの既遂・未遂「抜き取り事案」発生海域



Source: Special Report on Incidents of Siphoning of Fuel/Oil at Sea in Asia (Part II) , p.11

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230